

第一章 概 説

第一節 資金の意義

資金は資本の一種である。本書の總論に於て述べた如く、今日の經濟組織にありては、如何なる事業を営むにも資本の必要がある。此資本は種々の形態にて現はれるもので、例へば工業に於ては或は工場となり、或は機械となり、或は原料となつて現れるのである。資金と云ふのは、資本よりも範圍が狭く、通貨若くは通貨と同一の作用をなし得るもの（小切手の類）によりて現はさるゝのである。

金融市場に於て供給する所のもは資本ではなく資金である。通貨及び通貨と同一の作用をなし得る現金請求權である。産業經營上土地の如き家屋の如きは固定資本として十分資本的の効果を發揮し得るのであるけれども金融市場にては土地や家屋類を供給するのではない。金融市場にて取引の目的となるものは資金のみである。而して資金は之を借受けた者が生産手段として之を使用するに際し種々の形態に變更されるものである。商業經營にありては或は店舗となり、什器となり、或は商品の仕入代となる。又工業に於ても各種の原料となり、固定資本となる。併しながら是等のものが支出せらるゝ、最初に於ては、通貨又は信用通貨の形に依つて金融市場より資金の需要者に供給せらるゝのである。それ故に金融論に於て研究の對象となるものは資本ではなく資金に限らるゝのである。

資金を通貨のみに限定せず、信用通貨即ち小切手の類をも資金と看做すのは、小切手の如きは通貨と同一の作用を有するもので、資金の需要者が通貨を以て供給せらるゝのと、小切手のやうな信用通貨を以て供給せらるゝとに依つて其の効力は何等の差異はないからである。又或場合には供給せられた所の資金が、通貨又は小切手を以て交付せられずして、單に銀行の帳簿上に於て預金として取扱はるゝ場合もある。此場合に於ては通貨が交付せられたのでもなく、又證券類が交付せられたのでもないけれども、資金の需要者は融通されただけの金額が、銀行の帳簿に於て預金として記載されて居る爲に、其金額だけは何時でも小切手で以て引出すことも出来、又現金として受取ることでもできる。此場合に於て銀行の貸出は何等形式上の物件を交付するのではないけれども、資金の供給としては通貨の交付と同様の働きを爲すものである。斯の如く金銭の交付でもなく、又手形の交付でもない場合に於ても、其融通が通貨と同様の働きを爲す場合には、それは矢張資金として取扱はるゝものである。

預金通貨又は信用通貨と稱せらるゝ言葉があつて、普通に稱する貨幣の外に銀行に預金せられて居る所の金額、或はそれを引出す爲に振出されて居る所の小切手を、通貨と同一に看做し、之に對して預金通貨 (Deposit Currency) なる言葉を用ゐて居る。此種の預金は貸借の決済手段として通貨と同一の作用をなし、貨幣としての職能に於て何等の相違がないから、此種の預金を廣い意味の通貨に含ませて通貨の一種と看做さんとする主張である。預金通貨、信用通貨等が嚴格の意味に於て貨幣の一種と稱し得可きかは疑問の存する所であるけれども、預金通貨が資金の一種たり得ることは異議ないことである。金融機關の實際上の運用に於ては、金錢を直接に受授するのは比較的少額の場合のみに止まり、多額の資金融通は小切手の如き信用通貨の形にて給付せらるゝ場合が多い。之が爲に一方に於ては通貨

の節約となり、一方に於ては取扱の便宜と云ふ利益がある。

併ながら如何なる場合に於ても資金は其市場に集積されて居る所の總額の資力を超過して供給され得べきものではない。銀行が資金の需要者に資金を融通し、之を再び預金せしむれば、其間に何等の通貨を要せず、従つて何等の資力を要しないやうに見ゆるけれども、其實資金を融通する銀行は、自らそれだけの資力を有せなければ貸出し得ないのである。銀行が融通する場合に、資金需要者は直に之を預金として預け入れれば、其間に金銭的受授はないけれども、融通を受けたる所の資金需要者は、其預金に對し直に小切手を振出して之を引出すことになるから、銀行としては資金を融通する以上は、假令直接に通貨を供給せず、其金融と云ふは自己の帳簿面のみに記載せられて居るものであるにしても、それだけの資力を備へておかなければならぬ。それ故に結局一銀行が金融を爲し得る所の資力は、預金及び資本金、積立金の範圍内に限られたものであると云ふことになる。

第二節 資金の集中

斯の如く資金の融通は、融通者の資力を超えて行ひ難きものであるから、各金融機關が其資力を増大する爲には、資金の集中と云ふ事が必要になる。倫敦の金融市場、紐育の金融市場が國際的の二大金融市場として有力であるのは、此市場には巨額の資金が集積されて如何なる場合にも需要せらるゝ資金を供給し得る力があるからである。倫敦紐育の市場は世界に於ける所の資金が此處に集中されたのであるが、各國に就て云へば皆それ／＼の中央金融市場があり、又各地方に就て云へば、地方々々の資金の集中された市場があり、各々必要とする資金を調達し得ることにな

つて居る。

大體から云へば、資金は出來得る限り集中さるゝことが其資金としての効力を増加し、資金としての威力を發揮せしむる所以である。各個人が其金庫内に資金を死蔵して居つたならば、それは殆ど生産資金としての効力を舉げること出來ないが、之が金融機關に預金され集中されると、資金の必要なものに供給されて、金融資本としての効力を發揮し得ることになる。従つて資金は金融機關に依つて之を集中せしむることが必要であるけれども、之が或る一部又は或る地方のみに集中されることは却つて弊害があることにある。之を人體に譬ふれば、血液は如何なる部分にも必要であつて、最も血液を要する場所と、少しく要する場所との區別はあるにしても、全く血液が存在しない部分は殆どない。それと同様に今日の經濟組織に於ては、如何なる事業を爲すに於ても資金が必要であるから、都鄙の別なくそれ相當の資金が必要と云ふことになる。それ故に資金の集中を原則とはするけれども、資金が大都市のみに集中されて、農村或は漁村の資金等をも吸収し盡すことは、産業の發展上弊害があることになる。だから此資金の配布を適當に調節することも亦必要である。何方かと云へば今日に於ては大資本主義が極度に發揮されて、資金は大都市大資本家のみに集中され、地方或は小事業者は資金難に苦んでゐるのである。即ち大商業大工業等に對して資金を供給する點に於ては十分に便宜が備はつてゐるに拘らず、中小農工商業等の資金を得ることは必ずしも容易でない。殊に地方に於ける農業資金を得ることは困難である。今日農業資金問題、農村經濟問題などの喧ましいのはそれ等の事情に基くのである。又中小工業資金難の唱へられて居るのも之が爲である。斯様な次第であるから資金は集中を原則とするに拘らず、又適度に之を配分することが必要である。今日に於ては寧ろ集中よりも配分調節と云ふことが實際問題

として必要な事情になつてゐるやうに思ふ。

第二章 資金の運用

第一節 銀行の支拂準備金

銀行其他の金融機關は、其資金を運用して利殖を圖るの必要がある。元來是等の金融機關の保有する資金は、他より預かりたるものが其大部分を占めて居る。又或場合には他より資金を借入れることもある。従つて之を運用し相當の利殖をなすことは、其金融機關の存立上必要缺くべからざる事である。然らば此資金は如何に運用せらるゝかと思ふことを、金融機關の第一である所の、銀行の例に依つて説明することにしたい。而して之を説明すれば其他の金融機關の資金運用の方法を想察することも困難ではないと思ふ。

銀行の資金は自分の資金と他より預かりたる資金より成立つて居る。自己の資金と云ふのは、資本金積立金の類である。他より預かりたるものは預金を第一とし、其他臨時必要な場合には借入金爲すこともある。是等を合計したものが銀行の資金の全部であるが、若し許すならば是等の資金全部を運用して、利殖を圖ることが銀行としては最も有利であるけれども、元來是等の資金の中の重要な部分は預金であつて、何時取付に遭ふか分らない性質のものが少くないから、銀行として其資金の全部を運用資金に供する譯には行かない。だから銀行資金は之を運用資金と支拂準備金とに區別することが必要である。

先づ支拂準備金から説明すると、支拂準備金なるものは預金に對して何時にても支拂に應じ得る爲に準備し置く所の資金である。銀行としては此支拂準備金は、成る可く少額であることが有利である。と云ふのは支拂準備金は利子を生まない。或は利子を生むやうにして置いても其利率は甚だ低い。であるから其額は成可く僅少であることが有利である。併しながら餘りに僅少であつて巨額の支拂の要求があつた場合に之に應ずることが出来なければ、銀行としては非常な失態を演ずることになる。それ故に支拂の確實と云ふ點からは、成可く多額の準備金を備ふることが望ましい。斯う云ふ相反した二つの事情がある爲に、銀行の經營者としては之を調和して、餘り一方にのみ偏せず、支拂準備は確實であり資金の運用は有利であるやうにすることが肝要である。

銀行の支拂準備金の第一は現金である。銀行に於て現金と稱するのは、兌換券補助貨幣の如き通貨は勿論のこと、其外に日本銀行に於ける預金も亦現金の一種として數へられて居る。日銀預金は何時にても現金に取換へることが出来るから手許の現金と何等變りはない。又銀行に受入れた所の小切手の中で、其翌日手形交換所に持出し決済の出来るものは現金と殆ど同様であるから、是も廣い意味に於て現金として數へられて居る。銀行の貸借對照表に於て「現金在高」と稱するのは、現金と、日銀預金の残高と、翌日交換所に持出し得る手形小切手類の三つを含んだものである。而して現金在高は各銀行が保有する預金の主要部分が如何なる預金から成立つてゐるかによつて或は多額であるを要し、或は少額で宜しいことにもなる。又日銀本店或は支店の所在地に於ける銀行であれば、手持の現金は少くして、之を日銀に預金して置いても差支ないのであるが、日銀本店も支店もないやうな地方の銀行であれば、勢ひ手許所持金が多くなければならぬことになる。又同じ銀行でも月末であるとか、年末であるとか、盆前の節期であると

か云ふやうな場合には、手持現金が澤山なければならぬ。であるから其の所在地の經濟狀態、或は又一年中に於ける季節の如何によつて手持所持金の高は變ることになる。

我國に於ける銀行の現金在高の實際を見ると、全國手形交換所組合銀行の昭和四年十二月末の現金在高は、六億八千九百萬圓であつて、總預金に對する割合は一割一分に當つて居る。それも東京と大阪其他地方によつて餘程違つて居る。東京の手形交換所組合銀行の現金在高は二億五千九百萬圓で、總預金に對しては一割二分に當り、大阪は現金在高二億三千五百萬圓であつて、之が總預金に對する割合は一割六分に當て居る。尤も是は年末であるから殊に現金在高が多いのであつて、平常であれば幾分か其割合が減つて居る。試に昭和五年一月末の現金在高と預金とを比較して見ると、東京に於ては預金の總高二十一億一千萬圓に對して、現金在高は二億一千一百萬圓であるから、其割合は一割である。大阪は預金の總高十四億一千七百萬圓であるに對して、現金在高は一億一千萬圓であるから、其割合は八分弱に過ぎないのである。即ち年末の金融繁忙なる時に比べて、越年後の手持在高は著しく減少して居ることが看取せらるゝのである。

支拂準備金の第二はコール貸である。コールの性質は別編コール市場の章にて述べて置いたが、コールは極めて短期間の放資であつて直に現金となるものであるから之は支拂準備金の一種として數へられるのである。全國手形交換所組合銀行の、昭和四年十二月末のコール・ローンは一億六千三百萬圓であつて、預金に對して二分七厘位の割合である。其中で東京は八千三百萬圓で預金に對して四分。大阪は五千三百萬圓で、預金に對して三分七厘である。コール・ローンは昭和二年の金融恐慌後整理され著しく減少した。それは特殊銀行の不良なるコール漁りが無くなつたからである。

支拂準備金の第三は有價證券である。銀行には澤山の有價證券がある。其中には直に現金に變へることのできないものもあり、又之を日本銀行に持つて行つて、直に借入金金の擔保に供することのできないやうなものもある。併しなから多くの多くの場合銀行の持つて居る所の有價證券と云ふのは、公債、社債、及び有力確實なる株式であるから、必要があれば何時にても之を賣出して現金に變へることが出来る。又日本銀行に持參して、之で現金を借入れることも出来る。だから有價證券は銀行としては支拂準備金の一種となるのである。又之を有價證券で所有してゐると云ふことは、一方に於ては利子を生み、公債社債は、預金利率よりも高く廻るのであるから、銀行としては資金の有利な運用にもなり、又一方に於ては支拂準備金にもなるのである。それ故に最近手持有價證券が非常に増加して、昭和四年十二月末の全國手形交換所組合銀行の報告書を見ると、有價證券の在高は三十二億四千萬圓で、總預金に對して五割強に當つて居る。

右述べた如くに支拂準備なるものは現金とコール・ローンと有價證券との三種に分れて居る。銀行の資金總額から、此の支拂準備金の最少額を差引いたものが他に貸出し得べき資金である。

第二節 資金の貸出

銀行の資金中現金はそれが通貨であると日銀預金であると小切手であるとに拘らず利子を生まないものである。資金中利子を生むものの第一は貸出（割引を含む）第二は有價證券購入、第三がコール貸である。銀行の資金運用に際

し預金に對する何割まで貸出に充て、よいかは十分研究に値する問題である。

英國に於ける五大銀行の預金に對する貸出割合を一九二九年十二月末の營業状態に見ると、パークレース銀行は預金一〇〇に對し貸出は五一・七、ロイド銀行は預金一〇〇に對し貸出は五四・三、ミッドランド銀行は貸出割合五五・九、ウエストミンスター銀行は五一・四、ナショナル・プロビシナル銀行は五七・五である。(Manchester Guardian Jan. 30, 1930 による) 即ち預金に對する貸出の割合は五一・四%乃至五七・五%で貸出比率の最も高いナショナル・プロビシナル銀行でも五七・五%である。

我國にては昭和二年春の金融恐慌以前にありては貸出の方が預金よりも超過して居つた。是は銀行の營業状態として健全なる状態だと云へない。唯此數字の外形のみを見ると、銀行が預金以上の貸出を爲して居ることは、非常に有利に運用して居る様に思はれるけれども、貸出金額が預金よりも超過して居ることは、預金の支拂に對しては不安全と云ふことになる。又貸出そのもの、内容を考へて見ても、若し其貸出が堅實なものであり、絶えず動くべき貸出であるならば、其額は預金よりも何割かは少いことが當然であるが、我國に於て預金より貸出の方が超過して居るのは、歐洲大戦中及び大戦後に無謀なる貸出を爲したる爲に貸出が非常に増加し、其後財界反動の爲に貸出を受けたる相手方にして破産したる者が續出し、破産する迄に至らずとも事業不振により、元金を返すことが出来ないやうな者が澤山あつた爲に、其貸出なるもの、内容を點檢して見ると、全く焦げ付いて到底回収の見込がないやうなものが少くなかつた。中には利子支拂さへも出来ないやうな者が澤山あつた。それを銀行に於ては、依然資産として回収の見込あるものと同様に取扱つてゐたから、貸出の總額そのものは非常に多いけれども、實際はそれらの貸出されたる資

金は既に死んだもので、借受けた者も之を生産資金に使つて居るのではない。斯様な貸出を帳簿面に於て資産として計上して置くことは、其銀行が非常な不健全である事を意味するのである。是等が原因となつて昭和二年の恐慌は襲來したのであるが、此恐慌後銀行界に於ても整理が行はれて、不良貸出に付ては之を整理し回収の見込なきものは回収の見込なきものとして之を處理し、又一旦回収した資金の新規貸出に就ては嚴重なる注意を試みたため、最近に於ては全國の銀行勘定では預金よりも貸出の方が幾分か減少して居る。是は銀行の資産の内容が幾分か改善せられたことを示すものであるけれども、尙ほ仔細に點檢すると、今日でも財産として認められてゐる貸出の中に、到底回収の見込ないものがないのではない。是等のものを全部整理せられて各銀行の内容は十分に良好になるのである。

近來金融界が非常に緩慢であると云ふのは、資金の需要者があつても、相手方の信用が乏しい爲に、輕々に貸出することを爲さないことが其の一原因をなしてゐる。昭和二年の金融恐慌の苦い經驗に依つて、貸出に付ては極めて慎重な態度をとつて居る。従つて各銀行殊に五大銀行の如きは、資金が非常に剩つて居るけれども之を貸出に使はない。試みに我國の五大銀行である所の三井、三菱、安田、第一、住友の五大銀行の、昭和四年末の貸借對照表を見ると、預金の總額三十二億圓に對して、貸出は二十億圓である。此間に十二億圓の開きがある。是は資金の運用と云ふことを慎重に考へて、苟も回收上の安全を缺く者に之を融通することを最も注意して居る爲に、預金額よりも貸出額が著しく少く、更に之を資産全體から見ると、貸出額の割合は更に著しく少いのである。

然らば是等の銀行は其巨額の資金を如何に運用するか。銀行として唯之を所持して居ることは不利益であるから、如何にして之を運用して居るかと云ふ事を見ると、是等の金は大抵有價證券に投資して居る。而して一方に利子を收

め、他方に支拂準備金に充てることを試みてゐる。然らば斯の如き資金の運用法は果して歓迎すべき事であるかと云ふに、我國の現状は、財界不況事業不振の爲に資金の需要が激減し、有價證券に對して多額の投資を爲すことを免れない事情もあるけれども、銀行が有價證券に多額の投資を爲し、貸付の割合が著しく減少すると云ふことは、金融資本を有効に利用すると云ふ點から考ふれば、必ずしも歓迎すべき事ではない。それは産業界に對する資金の供給を減少することになるからである。それ故に銀行の公益性に稽へ、産業の發展上金融資本を十分有効に利用すると云ふ點から云へば、有力銀行の貸出額が今よりも増加することが望ましいことになる。尤も我國の銀行全體に就て云へば今日でも貸出額が預金に比し少いと云へない。

第二節 有價證券放資

銀行資金の運用方法として有價證券を保有することは今日有力銀行の頻りに行ふてゐることであるが、之は金融恐慌前の不良貸付、即ちコゲ付に戀りたのも一つの原因であり、又近年財界不況のため堅實なる資金需要者を十分に發見し得ないことも一つの原因であるが、然らば有價證券放資は有利確實な方法かと云へば之も必ず然りとは言へないのである。成程貸出の中には利子も取れず、甚しきは元金の回収すら不能になるやうな場合がある。之に對して有價證券に投資して置けば、而して其有價證券の種類が公債、社債、地方債、有力確實な株式等であれば、利殖の點に於て甚だ有利且つ確實であるやうに思はれるけれども、併しながら更に慎重に考へて見ると、有價證券投資が必ずしも確實であるとも言ひ得ない。それは何故かと云へば、有價證券にも値下りがある。殊に昭和四年より五年にかけて、即ち

金解禁前より後にかけて、我國の有價證券は非常な下落をなした。當時銀行の經營者は、金解禁後に於て財界が沈衰することを恐れ、資金の貸出には最も慎重な考慮を加へ、成可く之を差控へて有價證券を買入れることをなしたけれども、有價證券の値下りの激しいことは、貸出したもの、回収不能に終る率に比べて必ずしも劣らない位に激しかった。今日銀行が所持して居る所の有價證券を、其買入れた値段と比較して見たならば、其處に著しい値下り損があるやうに思ふ。

斯く考へて見ると有價證券投資が必ずしも確實でなく、寧ろ今日は大銀行其他保險會社の如き金融機關は、有價證券投資に餘り力を入れ過ぎた爲に損失を來して居ると云ふやうな状態がある。

終りに我國の諸銀行中、五大銀行の拂込資本金、積立金、預金及貸出の状況を擧ぐれば左の如し。(昭和四年十一月末現在)

我國五大銀行の資産状態

| | 拂込資本金 | 積立金 | 預金 | 貸出 |
|------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 三井銀行 | 六〇、〇〇〇 <small>千圓</small> | 六五、二〇〇 <small>千圓</small> | 六六〇、三七三 <small>千圓</small> | 四五三、三八八 <small>千圓</small> |
| 三菱銀行 | 六一、五〇〇 | 四二、〇五〇 | 五九九、七〇一 | 二七八、七五〇 |
| 安田銀行 | 九二、七五〇 | 六一、一〇〇 | 六五八、〇九四 | 四八四、七六三 |
| 第一銀行 | 五七、五〇〇 | 六四、三五〇 | 六二八、七三〇 | 三八五、九二三 |

第五編 資 金

| | | | | |
|------|---------|---------|-----------|-----------|
| 住友銀行 | 五〇,〇〇〇 | 二六,〇〇〇 | 六六二,六八〇 | 四〇九,二七一 |
| 計 | 三三二,七五〇 | 二五九,七〇〇 | 三,二〇九,五七八 | 二,〇二二,〇九五 |

一九二

第三章 金融現象の變動

第一節 金融變動の一般的原因

金融は資金の需要と供給とを調節する手段であるから、この需給關係の適否如何に依つて金融現象の上に種々の變動を生ずるのである。

資金の供給量が、その需要量を超えて資金の潤澤を來たす場合には、金融緩漫の現象を生ずるが、之れに反し資金の供給量が、その需要量を充たすに足らずして、資金の欠乏を生ずる場合は、金融緊縮の現象を生ずることになる。而してその需要と供給とがよく出合ひを保ち、金融運行の上に於て資金の分量の著しく過不足を訴へざる場合は、即ち平穩の現象にあるのである。

金融現象の上に、變動を生ずべき原因をなす資金の需給關係とは如何なるものであるかと云ふに、資金に對する需要とは、要するに事業資金の調達を意味するに外ならないのである。今日あらゆる事業經營に於て、資金の調達を必要とするは論を俟たない。例へば工業家が工場機械の如き固定資本を有するにしても、夫れを運轉せしむべき原料とか勞力を購入する資力を持たない時は、金融市場に出で、資金の調達をしなければならぬ。或は農家が土地と勞力を有するにしても、その耕作上に必要な肥料、農具を買ふに當つては、等しく資金の調達をなさなければならぬ。更

らに商人が商品の販賣をなすに當り、次々に新たな商品の仕入をなす上に於て必要なるは資金の調達と云ふことである。斯くの如く資金の需要あるに對し、今日の社會に於ては一方之等の需要に對して直接の通路を持たない浮動の通貨が存するのである。之等の企業と直接の關係を有しない浮動の資金は、銀行其他の金融機關に於て保有される。金融機關は是等の浮動通貨を預金其他の形に於て吸収して、それを以て資金供給の源泉を作り、各種資金の需要に配適せしむる機能を營むのである。斯くて資金の需要と供給が金融市場に於て結合し、其過不足の情勢如何に依つて、金融の繁閑を生じて來るのである。金融現象が資金需要の側に於ける量の増減と、又資金供給の側に於ける量の増減に依り影響せらるゝことは自明の理である。

資金需要の増加し、或は減退するは、一般經濟界の好不況に依り左右せられるのである。經濟界好況にして各種の事業勃興し、企業利潤の多き場合は、資金の需要は増加する。即ち銀行に對し貸出を求むるもの増加し、利子歩合は騰貴するに至るのである。此形勢にて推移するならば、金融は漸次緊縮の現象を生ずる。而かも資金の供給が、其需要に對し兎も角適合を得るなれば、金利の漸騰に伴つて金融緊縮の狀態を辿るに止まるのであるが、更らに其勢を助長して資金の需要熄まず、供給が之に伴はざるに至れば、金融は遂に逼迫の現象を呈する。金融の逼迫は資金の供給關係が適合を得ざる狀態に立到れるを示すもので、金融緊縮の現象に更に一步を進めたる狀態と解すべきものである。

一般經濟界の好況に依る資金需要の増加を別としても、今日國家が多額の公債を發行し、之れを市場に應募せしむる場合の如きは、金融は緊縮し來るを免れない。其の他經濟界に於ける資金の季節的需要増加、株式社債金の拂込が

緊縮的影響を現すは當然である。又天災地變、戰爭内亂の如き事由は、何れも金融現象に對して緊縮的驚異を與ふるものである。之れに對し一方經濟界が不況であつて、企業の利潤は低下し、事業が起らない場合には資金の需要が著しく減退する。かゝる際は假令銀行が貸出をなさんと欲するも借手なき狀態に陥る。従つて金利は低落し金融は緩漫の現象を呈するのである。

資金需要の増減と共に、資金供給の側に於ける増減が等しく金融の形勢を支配することは、是又自から明白な事理である。資金供給の役目をなすは、銀行其他の金融機關であつて、現時各種の金融機關は各々其資本金及び積立金、債券の發行並に借入金、諸種の預金を基とし經濟界に必要な資金の供給をなす。而して所謂資金とは別章にも陳べた如く必ずしも中央銀行の發行した兌換銀行券とか、又は硬貨に限らない。今日の商業銀行は所謂信用通貨と稱する帳簿上の振替に依りて成立する資金を供給するのである。現代の實際社會に於ては、通貨とは寧ろ主として信用通貨の謂である。兌換銀行券及び硬貨の如き現實の通貨は、運用資金中の一部分を占むるに過ぎない。即ち信用通貨は此の現實の貨幣を基礎として其上に、恰かもピラミッドを逆にした如く上方に擴大されて行くのである。

然しながら、信用通貨の供給が、その主たる源泉をなす銀行の債務（預金）に依つて制限されるは勿論である。若し資金の需要増加止まざるに一方之れに準じて、預金の増加を見ない場合は、やがて資金の供給も止まらざるを得ないのである。故に資金の供給を調節する原因たる銀行預金の増加如何は、金融の狀態を根本的に支配するものと云はねばならぬ。實際問題として、信用通貨の供給關係は相關的であつて、資金需要の旺盛なる際は、一面又銀行預金も増進し、信用通貨の増發を可能ならしむるが普通である。反對に資金需要の減退する際は、銀行預金の増加も急

激でない。即ち此需給關係は或程度に併行する事情にあるものと考へねばならない。資金の供給状態に影響を及ぼす原因としては財界の好況不況に依る一般的事由の外に、政府の財政經濟政策の結果として通貨の收縮を來たし或は膨脹を見る如き場合もある。或は戰爭内亂、天災地變の影響、又は金産額の増減の如きも重要な原因として挙げねばならぬ。

資金需給の關係に基く金融現象の變動は、凡そ上の如きものであるが、斯かる金融現象は恰かも經濟界の景氣が循環するやうに、次第に平準作用を起すに至るものである。好景氣となつて企業利潤が増加してくると共に、それは銀行預金を増進せしむる原因となり、又貿易其他對外受取勘定が増加すれば、是れも銀行資金の充實を結果する。即ち種々の原因に依り通貨の供給量が増加するのであるが、其結果投機的取引を刺戟し、物價は騰貴し、輸入超過に依り資金は海外に流出するに至れば、金融は緊縮し來るのである。而して次には銀行は貸出を警戒し、資金の供給を制限するに至れば、金融は硬塞し遂に經濟界は恐慌に墮はれるのである。恐慌に次いで經濟界は不景氣の狀態を持続し企業利潤を減じ、資金の需要も減少するから、金融は久しく緩漫の現象を呈する。此情勢が續いてゐる間に再び好景氣の種子が蒔かれる。而して金融はそれに伴つて變動を持続するのである。蓋し金融現象の變動も、一般經濟界の景氣變動と同様に周期を描くもので、此二つは互に原因であり結果であり、何れか先行し、何れか後行し、常に循環を持続しつゝあるのである。

第二節 金融變動の季節的原因

以上述べたところは金融現象變動の一般的説明であるが、尙金融の上に繁閑を生ずる原因として外の方面から説明を試みれば、一國の金融市場には金融季節と稱するものがある。金融季節とは資金需要の依つて生ずる季節的關係を指して云ふのであつて、金融市場に於ては或特定の時期に資金に對する需要急増し金融は緊縮する。而して緊縮の程度が甚しければ金融の逼迫を生ずるに至る。其時期が一年の内に定期的に生ずることは、即ち金融の季節的變動であるのである。

毎月末、毎半期末及び毎年末の決済期、舊正月舊盆の關係、納税期等に於ける資金需要は、極めて規則的に起り金融現象の上に影響し來るのである。毎月末及び六月、十二月末の決済期に於て通貨の需要多く、金融引締りを招くことは云ふまでもないことである。更らに我國に於ては陰曆年末即ち舊正月と、舊盆の期節に於ては地方農家の決済期である關係上少なからず資金の需要を増加すると云ふ特殊の事情がある。納税期は我國に於ては、毎年一月に於ては田租第一期分、第三種所得税第三期分、二月は田租第二期分と酒造税第三期分三月に入り所得税第四期分、酒造税第四期分並に田租第三期分が幅轉する。十月、十一月には酒造税第二期分、所得税第二期分の納期が來る。是等の納税季節に於ては全國的に資金の需要を生ずる爲に、金融は緊縮的影響を受けるが、然し四月、八月、九月及び十二月は重要な租税の納期でない爲に、それに原因する通貨の需要は起らない。同時に國庫關係に於て三月九月及び六月十二月の國債利子支拂は金融を緩和する一つの材料たるを失はぬ。

次に通貨需要の季節的關係が商品の移動に伴つて生ずることは、金融の繁閑に影響を及ぼす最も重要な原因である。我國に於ては凡そ毎年五月中旬より七月中旬に亘り生糸資金の放出が行はれる。即ち繭の買入資金であつて、製

糸家は繭の登成期に際し、原料の大部分を購入する爲に巨額の資金を要するが故に中央金融市場に於ては急激に資金の地方流出を見、金融は引締つて来るのである。養蠶には春繭、夏繭、秋繭の三種あるが、春繭はその五、六割を占める。所謂生糸金融と稱するは主として製糸家の春繭仕入資金を供給するのであつて、毎年東京、名古屋、大阪の主要銀行は、貸出利率を協定し、それに従つて六月以降七月中に大部分の製糸資金を放出する。而して此資金の回収は概ね十月に始まり翌年に亘るのである。尙毎年十一月より舊正月にかけて米穀買付資金として都市の資金は地方に移動することも、資金の季節的需要として、重要な影響を及ぼす一つである。其他夏物或は冬物の如き季節的必需品の仕入期に於て、都市及び地方間に於ける資金の移動頻繁となり、金融緊縮の傾向を生ずるは勿論である。

更らに金融季節は國際的關係に依つても生ずる、其最も普通なるは輸出入關係である。我國は例年上半期を以て輸入偏在期とし、下半期を以て輸出偏在期とする。輸入増加に傾く上半期に於ては、輸入者は爲替銀行に對する支拂を必要とし、又爲替銀行は在外資金を補充する必要上海外に支拂を要し、金融は緊縮的影響を受けるのである。即ち例を以て示せば我國紡績業者が印度及米國より輸入する多額の棉花資金は、上四半期の金融に重大なる影響を及ぼす。之れに反し輸出超過を見る下半期に於ては、輸出業者に對し爲替銀行は手形代金を支拂ふのであるが、その代償は海外市場に於て取得するのであつて、輸出業者の受取つた代金は、資金の回収或は預金の形となつて金融市場に回歸するから金融緩和の材料となるのである。例へば我生糸の對米輸出の如きで、大部分は下半期に集まり、之れに依つて上期の入超を或程度に相殺すると共に、輸出生糸手形の代金は既に銀行家の製糸資金として放出せるもの、回収となるのである。

以下金融季節の説明を少しく歐米の實例に取つて陳べて見たい。歐米諸國に於ても大體に於て秋季に至り金融は緊縮するのである。而して冬季に至り金融は一層緊縮の狀況を呈し、翌年春に於て緩和するのが普通で、通觀せば我邦の金融季節と概ね一致してゐる。此秋季に於ける資金需要の幅を指して *Autumnal pressure* と云つてゐる。

米國は毎年秋季收穫期に於ては、小麥其他の穀物、棉花の買付資金として多額の資金が東部地方即ち商工業を中心とする地方から、特に紐育金融市場から、西部南部の農業地に移動する。而して此移動資金は再びクリスマスの仕入資金として働く爲に、東部に復歸せねばならぬから、金融は秋季に於て非常に緊縮し來るのである。之等の農産物は紐育を始め東部の港灣に出廻つて、歐洲に輸出されるのであるが、然らば之等の物資を輸入する英國即ち倫敦市場は如何なる影響を受けるかと云ふに、其の輸入代金の支拂に必要とする資金の調達を要する關係に於て金融に壓迫を加ふるのである。此の時期に於ては倫敦は獨り自國のみならず、大陸の輸入に對しても金融をなす立場にあるから、對米爲替は逆調となり、金流出を招き市中の金融は著しく緊縮し來ることを免れない。

一月、二月に於ては英米共に金融は漸次緩漫に赴き、三月を超え會計年度の終了と共に、國債利子支拂その他經費支出の増嵩するに當つて金融の狀勢は一層緩和する。初春に於ては春季取引に伴ふ資金需要の増加を見るのであるが大勢には著しき影響を與へない。而して夏期に於ては最も閑散の狀を呈するのである。倫敦並に紐育の市場に於て起債を試みる各國の政府或は民間の會社が、春期より夏期暑中休暇の始まる間に於て商議を開始し、契約を締結するを例とするは、以上の理由に基くところである。其他年末關係、或は納稅期或は國內の商品移動に依り、夫れ／＼金融現象の上に變動を生ずるは、國に依り特殊の事情もあるが、大體に於てその傾向を一にしてゐる。尙最後に一言し

たいは國際關係より出づる偶發的の通貨需要の變動である。即ち國際放資の如きこれであつて、例へば歐洲戰爭中に、戦費調達爲に大陸諸國は英國、並に米國に於て又英國は米國に於て巨額の公債を起した。斯くの如き國際間の貸借が、償還せられ或は年々の利子支拂の場合に、國內の金融に大なる影響を齎らすは明かである。其他民間會社の起債の如き又然りで、その募集に際しては債權國の金融市場は夫れ丈け緊縮的影響を受け、債務國の金融市場は緩和する。而してその償還或は利子支拂に際しては、之れと反對の影響を受けることとなる。

更らに一例として特筆すべきは千九百二十九年中米國に於ける株式投機熱に端を發したる國際的の金融緊縮の如きである。紐育ウォール街の活況に依り、仲買貸付の増加は、準備銀行の統制外に在つて、殆んど停止するところを知らず、金利は續騰しその爲歐洲の資金は續々と紐育市場に流入した。而して其影響として米國は勿論英佛其他諸國に於ても歐洲戰終熄以來會て無き高金利を出すに至つたのである。此情勢は十月以降投機熱の反動的冷却と共に止み、仲買貸付は激減し而して爾來各國の金融は非常に緩和して來たのである。千九百三十年一月以降英米佛其他諸國中央銀行が數年來未だ見ざる低金利を實現してゐるのは、此國際的偶然事情の終熄と共に、極端なる現下の不景氣に依つて、資金需要を減じ金融は甚しく緩慢であることを示すものである。

第四章 資金の調節

資金が豊富であるとは、其國の經濟力を測定する一のバロメーターになるのである。幼稚の經濟社會に於ては資金は不十分で其の産業經營上の必要量を充すことも出来ないが、經濟事情が發達するに従つて資金も蓄積し、自國に必要な資金に充足する許りでなく、更に外國の資金不足の地方に向つても之を輸出することになるのである。歐洲大戰前に於ける世界の資本國は英國と佛蘭西であつた。英國は海外貿易の繁榮、工業の發達等に伴ひ資金も亦充實し其の對外投資の利子の如きは之にて國內の輸入超過を決済し、更に其の餘利を外國に放資して英國の國際經濟上に於ける資本的勢力をますます昂進せしめつゝあつたのである。米國の如きも歐洲大戰前に於ては、其産業開發に付て英國の資本に負ふ所少くなかつた。英國に次ぐ所の資本國は佛蘭西であつたが、佛蘭西が其の資本を外國に貸付けた相手方は、主として露西亞であつた。大戰前露西亞は資本關係に於て佛蘭西と緊密な連鎖があつた。二十世紀初頭の外交關係として、一方に於て獨逸同盟、日英同盟等があるに對し、佛露同盟が存在してゐたのは、政治上外交上にも色々の理由があつたと云へ、最も有力なる理由は佛露間の資本關係であつた。乃ち露西亞は佛蘭西の資本に依つて國防を充實し産業を開發し、佛蘭西は露西亞に投資して、其利子收入に依つて自國の經濟を立つる一つの資源となして居た。然るに歐洲大戰中佛蘭西は勿論、英吉利の如きも多額の資本を消費した爲に、大戰後に於ては資本國としての地位及び勢力が幾分の變化を來した。尤も今日に於ても外國に對して最多額の投資をなして居る國は英國である。併

しながら資本の充實と云ふ點は、英國は或はアメリカに一步を譲つて居るが如く感ぜられる。佛蘭西に至つては戦前と異つて、資本國としての地位は大に變化し、自國の資本が缺乏したのみならず、アメリカより借入れた金額は相當巨額である。

一國の經濟上の發展はおほよそ三つの資本的階段を経て實現されるものである。初めの階段は資本が缺乏して其の産業資金を充すに足りない時代、次いで資本が蓄積され、自國の資金を供給するに足るやうになつた場合、第三は更に過剰する資金を外國に供給し得る時代である。併しながら是は理論的の區別であつて、事實は必ずしも之に一致するのではない。資金は相當に充實しながら尙ほ外國から資金を借入れる國もある。又同じ國にても金利事情の爲に或場合には外國に資金を輸出し、或場合には外國より資金を借入れることが有利になることもある。資金の需給は各國の經濟事情によつて異り、又同じ國にても時期によつて異なる爲に、地理的に或は時間的に資金を調節することが必要である。乃ち資本の豊富にして過剰して居る國が、資金の缺乏して居る國に之を供給し、又同じく資金の充實して居る國にても、或場合には資金が不足する爲に、一時的に他から融通を受けなければならぬこともある。斯の如く資金の過不足を調節することは、資金の効力を發揮する上に於て非常に必要な事である。

此點に於て先づ我國の状態を考ふるに、我國は明治初年以來、外國の資金に依つて産業の開發、或は財政上の不足に充當する爲に、幾度か外資の輸入を試みて居る。外國資金を輸入するには、如何なる形式をとるか云へば、概ね五つ形式に分れてゐる。其一は國債の海外募集、第二は内國債の海外流出、第三は地方債の海外募集、第四は社債の海外募集、第五は外人の内地銀行會社への放資である。

第一の國債の海外募集は、資金の不足せる國が、絶えず行ふ所の資金調達の方法であつて、此資金は或場合に軍事費即ち戰爭の費用の如く不生産的の財源に充たされることもあるけれども、多くの場合に於ては其國の産業の開發、交通機關の整備等の爲に使用せらるゝのである。我國に於て初めて外資を使用したのは、明治三年四月英國に於て一百万磅の外債を募集したのが最初であつて、之に依つて我國最初の鐵道である京濱鐵道と、阪神鐵道が敷設されたのである。其後幾度か外債は募集せられた。日露戰爭の資金の如きは主として外債に依り調達されたのである。

次に内國債の海外流出と云ふのは、金利關係に原因するのであつて、今日の如く國際交通の頻繁なる時代に於ては、甲國の金利が安ければ、利率の高い乙國の内國債が甲國に向つて流出することになる。我國の内國債は大抵利率五分であるが、其内債の市價が九十圓、九十五圓と云ふが如く、額面よりも低落して居る場合には、其利廻りも更に之よりも高い利率となるのである。だから其利廻りが或國の利率に比して非常に高い時には、内國債の海外流出と云ふことが行はれるのである。其金額は明確ではないが、昭和三年末に於ける我が内國債の海外流出見込高は三千百萬圓位であるといふ。尤も此内國債の海外流出は、我國に於ける外資の輸入總額から云ふと極めて少額のもので大勢には關係ない。

第三の地方債の海外募集は、府縣市町村の如き自治體が、其事業資金を得る爲に、海外より資金を輸入することを云ふのであるが、我國に於て之を爲して居るのは市のみである。府縣町村の如きは、其經濟事情を外國資本家に知らしむることが容易でない爲に、實際我國に於て外資を使用して居るのは東京市、横濱市、大阪市、神戸市、名古屋市、京都市のみである。是等の都市が外資に依つて如何なる事業を爲して居るかを調べて見ると、東京の外債は電車市有の爲に

輸入されたもの、其他市區改正事業等の爲に外資を使用して居る。横濱の外資輸入は築港及水道の爲に使用し、大阪の外資は築港、電鐵、水道の爲に之を使用して居る。神戸の外資輸入は水道建設の爲に、名古屋も水道建設の爲に、京都の外資は電氣事業の爲に使用されて居る。而して我國に於ける市の外國起債總額は三億一千七百萬圓であるが、昭和四年六月末の未償還高は二億五千萬圓である。

第四の會社の外債募集は、銀行會社等が内地にて社債を募集するよりも、外債の方が利廻が安い爲に之を募集するのである。我國に於て最初に外資を輸入した會社は關西鐵道會社で、それは明治三十八年十二月、金額は百萬磅であつた。今日外資を使用して居る銀行會社は、銀行には日本興業銀行、北海道拓殖銀行、會社には南滿洲鐵道株式會社、東洋拓殖會社、大同電力株式會社、東京電燈株式會社、東邦電力株式會社、宇治川電力株式會社、日本電力株式會社等であつて、其の起債總額は五億萬を超へて居る。昭和四年六月末の未償還高は四億六千萬圓である。以前外債募集といへば政府の國債募集が殆ど全部であつて、其外に僅に公共團體の外債募集があるだけであつたが、最近の狀態では、民間會社の外資利用が漸次盛んになつて行く傾向がある。是は一國の經濟事情が發展すると、一民間會社にても其會社の基礎は鞏固であつて、外國資本家に對しても經營内情などが十分熟知されて外債談を成立させるに便利だからである。如何なる會社でも低利の資金を使ふことが有利であると云ふことは同様であるけれども、規模が小さく信用が十分でない所の會社では、外國の資金を借入れることは困難であるから、外資を利用して居る會社は大概大會社のみである。殊に我國の外資輸入には電力會社が多いが、電力會社は其資金の大部分を水力發電所其他工場設備等に固定せしめ、其資産狀態を物的に現はすことが容易である爲に、外國人をして其資産狀態を知らしむるの便宜が多いのである。

のである。

此外に外資輸入の一つの方法として、外國人が内地の事業に放資する場合がある。此の種の投資は文化の程度が低く、經濟力の充實して居ない地方に對して、經濟力の優秀なる國から放資する場合が多い。列國の資本が支那に投資して居るが如き、メキシコ、ブラジル、ペルシヤなどに於て英米の資本が流入されて居るが如き、斯の如き場合には直接に外國人が事業を經營することが多いけれども、又一つの放資方法として、甲國に於ける甲國人經營の銀行會社の株式を、外國人が所有すると云ふ形式に依つて資金を供給することがある。我國に於ても外國人が、日本人經營の銀行會社に放資して居る額が相當にある。昭和三年末の現在に於て九千八百萬圓と推算されて居る。

我國の昭和三年末に於ける外資輸入現在高は左の如し。(大藏省調査)

- | | |
|--------------------|---------------|
| 一、國債の海外募集 | 一、四五三、〇九二、九一二 |
| 二、内國債の海外流出(見込額) | 三二、三六七、〇〇〇 |
| 三、地方債の海外募集 | 二五四、一六三、一八八 |
| 四、社債の海外募集 | 四七〇、四〇六、五〇〇 |
| 五、外人の内地銀行會社放資(見込額) | 九七、九九二、〇〇〇 |
| 計 | 一、三〇七、〇二一、六〇〇 |

以上説明した所は、資金の調節から見て我國の外資の輸入が如何なる狀態であるかと云ふ事を述べたのであるが、更に今日新進の資本國として優越の地位を占めて居る所の、米國の對外放資の狀態は如何なるものであるかと云ふこ

とを述べて見る。英國が世界に於ける資本國であることは、戦前に於ても今日に於ても同様であるが、米國は前にも述べた如く、歐洲大戰後に於て優越せる資本國となつたのである。それ故に最初の間は資金が充實してゐるに拘らず、之を外國に放資するが如きことは餘り頻繁に行はれなかつた。資金は利子の安い所から高い所に動くのが當然ではあるけれども、之に就ては幾多の附隨條件がある。先づ其國民が資金を外國に放資すると云ふことに慣れなければならぬ。此點に於て英吉利は國民が對外放資に慣れてゐる。又英吉利の金融市場に於ける對外放資の機關は完備してゐるから、資金さへ充實して居れば、之を外國に放資することは容易に行はれ得るが、米國は此點に慣れてない爲に、大戰後資金が充實しても、對外放資と云ふことは簡單に行はれなかつた。然るに最近に於ては米國人も對外放資に慣れ、又對外放資の機關も完備して來た爲に年々其額は増加し、斯くて米國資金の効力はいよ／＼益々發揮せられて居るのである。

資本も他の物資と同様、之が過剰すれば其効果は減少するものである。従つて効果の減少してゐる所の過剰資本を他の國に放資すると云ふことは、即ち其資金の効力を發揮する所以で、之に依つて其國の資本力、經濟力を益々發揮せしめ得るのである。米國の對外放資が年一年に増加して行くのは資金調節上必要に基くものであつて、米國商務省の調査によると、一九一四年中に米國人が外國證券に投資した額は三千七百萬弗に過ぎなかつたが、一九二七年には一箇年間に十六億弗の證券投資を爲してゐる。斯くて一九二七年末に於ける米國人の外國證券投資の總額は、百十六億弗と云ふ巨額に達して居る。

歐洲大戰前に於ける米國人の海外投資は、多く各種の事業に直接資金を投資することであつて、證券を保有するこ

とを目的とするものは少かつたが、其後米國金融市場の狀勢は著しく變化し、外國投資に對する國民の態度も亦大に改まり、且つ投資家も外國政府公債の投資に慣れるや、漸次一般外國證券に投資することを歡迎するやうになり、一九二六、二七兩年の如きは、社債の發行が却つて公債を凌駕するやうになつた。

而して一九一四年から一九二七年に至る十四ヶ年間、米國市場に於て發行された外國諸證券の高は、其の件数が千五百七十一件で、額面から云ふと前記の如く百十六億弗に上つて居る。此中で株式は優先株普通株を合せて百七十四種類、額面は六億七千萬弗であるから、僅に全體の六分に當るに過ぎない。斯様に株式募集が僅少であるのは、米國の投資家が普通の株式のやうに配當の増減があつて、其價格が不定であるものよりも、寧ろ公債社債の如き收入の一定であるものを選ぶ傾向があるからである。

最近十四年間米國市場に於ける外國社債株式其他各種證券の發行額は左の如し。(米國商務省調査)

| 年次 | 社債 | 優先株 | 普通株 | 其他 | 合計 |
|-------|-------------|-----------|-----------|---------------|---------------|
| 一九一四年 | 八、七六、七五〇 | 一、三三〇,〇〇〇 | 一、三三〇,〇〇〇 | 二六、九四四,〇〇〇 | 三七、三七三,七五〇 |
| 一九一五年 | 七五、六九九,〇〇〇 | 一、三三〇,〇〇〇 | 七五〇,〇〇〇 | 七五五、七九五、六一四 | 八三、四九四、六一四 |
| 一九一六年 | 八〇、四四五,〇〇〇 | 六三三,〇〇〇 | 一、六三三,四八〇 | 九七一、一七九、四六四 | 一、三二〇、八〇、二六四 |
| 一九一七年 | 一〇八、六三〇,〇〇〇 | 一、八九五,〇〇〇 | 一、八九五,〇〇〇 | 三、七六〇,一五五、四四〇 | 七、八九一、四七五、〇〇〇 |
| 一九一八年 | 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 | 一、八九五,〇〇〇 | 一、三三三,〇〇〇 | 一、八九五,〇〇〇 | 二、九七三、七五、〇〇〇 |
| 一九一九年 | 七〇,〇〇〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇,〇〇〇 | 三,〇〇〇,〇〇〇 | 六、六八、一〇九、七〇〇 | 八三、三、四四、七〇〇 |
| 一九二〇年 | 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇,〇〇〇 | 三,〇〇〇,〇〇〇 | 四、二六、一七、一五七 | 六三、六、二九、三三七 |

| | | | | | |
|-------|--------------|------------|-------------|---------------|---------------|
| 一九二一年 | 一七、一三三、四九 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 九、一五五、五〇〇 | 四八、七三六、三三 | 六七五、一三、九三五 |
| 一九二二年 | 二〇、九〇八、一〇〇 | 四、一五〇、〇〇〇 | 七、一〇〇、〇〇〇 | 六〇七、九七五、〇八 | 八八、三九九、三三 |
| 一九二三年 | 九、五五五、六〇〇 | 五、四〇〇、〇〇〇 | 一六、四四四、五〇〇 | 三三四、九〇一、〇〇〇 | 四九五、六六二、一〇〇 |
| 一九二四年 | 三三、九三〇、〇〇〇 | 二八、一〇〇、〇〇〇 | 一一、五〇三、五〇〇 | 八六七、〇〇九、一八七 | 一、三二九、四四一、六六 |
| 一九二五年 | 四六、〇六六、六五〇 | 六、〇六五、六〇〇 | 一一、二二〇、〇〇〇 | 七九三、〇八、五〇〇 | 一、三三九、九〇三、七〇 |
| 一九二六年 | 五七、三〇八、〇〇〇 | 三、一三二、八〇〇 | 三三、二四八、〇〇〇 | 五八六、九〇六、〇〇〇 | 一、三三八、五五五、八〇〇 |
| 一九二七年 | 六八、八六二、五〇〇 | 二、七〇九、〇〇〇 | 六四、七〇八、三〇〇 | 八一九、三三六、〇五〇 | 一、五九二、五九九、七六〇 |
| 總 計 | 三、〇三九、八八九、四九 | 三三、〇四四、四〇〇 | 三三八、七三三、五六〇 | 七、九四六、〇七五、六二〇 | 二、六六三、三三三、五二九 |

斯の如く資金の効力を發揮せしむるには、資金を調節して其需要供給關係を圓滑に處理することであるが、以前經濟狀態の幼稚な時代に在つては、其一地域内若は一國內に限られて居つたのが、今日に於ては廣く世界の隅々迄も資金の融通關係が擴大せられて居る。今日國際金融と云ふ事が國際經濟上の重大問題になつてゐるのは乃ち之が爲であつて、國際金融と云ふ事は要するに資金の効力を發揮する爲に、世界的に其供給關係を調節する所の金融手段に過ぎないのである。

第五章 中央銀行の發券機能

中央銀行は紙幣の發行權を有する點に於て、金融市場に重要な地位を占めて居る。貨幣の歴史を考へると、初めは金屬貨幣であつたが、すつと遅れて紙幣の發行を見るに至つた。紙幣の始めは支那である。唐の寶鈔が紙幣としては最初のもつと傳へられてゐる。寶鈔は無論政府紙幣であつた。其の後紙幣は進化して銀行券となつた。銀行券の最初のもつは一六六一年に瑞典銀行の發行した銀行券である。今日に於ては通貨の殆ど全部(補助貨は別として)が紙幣であり、且つ其の大部分は銀行券である。而して銀行券の發行權は各國とも殆ど中央銀行に統一せられて居る。

メタリズムの學說によると、通貨は金屬であることが理想であるけれども、是は舊い思想であつて、ノミナリストが反駁する如く貨幣の本質は其の素材的價值(Substantwert)に基くものではない。寧ろ貨幣の理想は紙幣によりて表明されるのである。元來貨幣の職能は交換の媒介となり、價値の標準となることであるが、此職能を盡すにはそれが金屬貨幣であることを必要としないのみか、紙幣の方が却つて便利である。唯紙幣は之を濫發し、價値の低落を促す危険がある。而して此の弊害は貨幣史上常に經驗する所である爲に、紙幣そのものを排斥するの思想が可なり濃厚であるけれども、是は紙幣その物が悪いのではなく、發行方法を誤つたからである。

歐洲大戰後獨逸を初めとして、各國に於て紙幣のインフレーションによる弊害は極度に體驗せられた。其結果として紙幣の發行制度及び其の發行方法に就ては、各國とも慎重な態度をとり、今日に於ては多少の例外は別として何れ

の國も其發行權を中央銀行に統一せしむることになつた。英國の如き歐洲大戦中臨機的手段としてカレンシー・ノートと稱する政府の紙幣を發行して居たけれども、是も一九二八年の幣制改革に依つて、英蘭銀行券に統一せらるゝことになつた。獨逸に於ては今日も發行權を有する私立銀行が四つ残存して居るけれども、其金額は輕少であつて、大體に於て發行權はライヒスバンクに統一せられて居る。伊太利にては近年迄伊太利銀行、ナポリ銀行、シシリア銀行の三發券銀行が兌換券の發行權を有して居つたが、一九二六年に其の發行權を伊太利銀行に統一した。佛國に於ては大戦前から佛蘭西銀行が紙幣の發行權を獨占し大戦中にも變りはなかつた。米國に於ては今日尙ほ政府紙幣が存在して居るけれども、聯邦準備條例制定後、聯邦準備券が頻りに増加して、今日の狀態にては政府紙幣に代つて聯邦準備券が、紙幣としての最大額を占める様になつた。我國に於ても紙幣の發行券は中央銀行たる日本銀行に於て獨占せられて居る。尤も植民地の紙幣としては臺灣銀行及び朝鮮銀行がそれ〴〵の地域に流通する銀行券を發行して居るのである。

斯の如く兌換の發行權が中央銀行に統一せられてゐるのは、中央銀行は政府よりも通貨の需要供給を調節するに好都合だからである。兌換紙幣の發行に付て最も注意すべき點は、其の伸縮力を適當に調節する事である。伸縮力と云ふのは紙幣の流通高を、經濟界の需要に應じて増減することである。政府紙幣であると財政の都合上、或は紙幣を増發し或は紙幣を減少し、それが一般經濟界の需要と適合しない場合が非常に多い。中央銀行に發行權を附與して置けば、經濟界にて通貨の需要が多い時には、割引貸付の需要が増加し、銀行券を増發することになる。又經濟界に於て通貨の需要が減少すれば、中央銀行に返還せられて通貨の流通額が減少することになる。要するに中央銀行の兌換券

は政府紙幣に比べて、伸縮作用が合理的に行はれると云ふ長所がある。それ故に今日に於ては各國とも紙幣の發行權を中央銀行に統一せしめてゐるのである。

併しながら中央銀行が紙幣發行權を獨占してゐても、之に中央政府の財政上の壓迫が加はり、經濟界の需要と關係なく通貨を増發せしめるが如きことがあれば、紙幣價值の下落は免れないのである。是は歐洲大戦後の實例が示す所である。此の弊を避けるために今日に於ては各國とも、銀行券に付ては嚴重なる其準備規定を設け、一定の正貨準備なくしては紙幣を發行し得ないことにして居る。發券準備と稱するのは即ちそれである。我國に於ては日本銀行が兌換券を發行するに就ては、其の發行に對し金貨金塊を準備することを原則とし、例外として一億二千萬圓迄は、確實なる證券を準備として、兌換券を發行することを許してゐる。尙ほ此外に金融界が逼迫し、通貨の需要が増加した場合には、制限外發行と稱し、發行額の五分以上の税金を納めて、兌換券を發行することを許されて居る。此場合には確實なる證券を準備として兌換紙幣の發行をなすのである。日本銀行の兌換券發行に關する規定は左の如し。

兌換銀行券條例

第一條 兌換銀行券ハ日本銀行條例第十四條ニ據リ同銀行ニ於テ發行シ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス

第二條 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ但シ銀貨及銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

日本銀行ハ前項ノ外特ニ壹億貳千萬圓ヲ限リ政府發行ノ公債證書大藏省證券其他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證

トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但本項壹億貳千萬圓ノ内貳千七百萬圓ハ明治二十二年一月一日以降ニ係ル國立銀行紙幣ノ消却高ヲ限トシ漸次發行スルモノトス

日本銀行ハ市場ノ景況ニ由リ流通貨幣ノ増加ヲ必要ト認ムルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ得テ前二項發行高ノ外更ニ政府發行公債證書大藏省證券其他確實ナル證券若クハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得此場合ニ於テハ其發行額ニ對シ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ但其割合ハ其時々大藏大臣之ヲ定ム

日本銀行ハ政府發行紙幣消却ノ爲メ貳千貳百萬圓ヲ限り無利子ヲ以テ政府へ貸付スヘシ

前項貸付金ノ償還年限及毎年償還金額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三條 兌換銀行券ノ種類ハ壹圓五圓拾圓貳拾圓五拾圓百圓貳百圓ノ七種トス但大藏大臣ハ各種ニ就テ其發行高ヲ定ムヘシ

第四條 兌換銀行券ハ租稅海關稅其他一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス

第五條 兌換銀行券ハ大藏大臣ノ指定スル書式圖形ニヨリ日本銀行ニ於テ之ヲ製造シ時々其製造高ヲ大藏大臣ニ上申スヘシ但其見本ハ發行期日前大藏大臣ヨリ告示スヘシ

第六條 兌換銀行券ノ引換ヲ請フ者アルトキハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ兌換スヘシ但支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其兌換ヲ延期スルコトヲ得

第七條 金貨ヲ持參シテ兌換銀行券ニ引換ンコトヲ請フモノアルトキハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ交換スルモノトス

第八條 日本銀行ハ兌換銀行券發行額及兌換準備ニ關スル出納口表及毎週平均高表ヲ製シ之ヲ大藏大臣へ進達シ且毎週平均高表ハ官報ニ廣告スヘシ

第九條 大藏大臣ハ日本銀行監理官ヲシテ特ニ兌換銀行券發行ノ件ヲ監督セシムヘシ但シ監理官ニ於テ必要ナリトスルトキハ何時ニテモ其手許有高及ヒ帳簿ヲ檢査スルコトヲ得

第十條 兌換銀行券ノ染汚毀損等ニヨリ通用シ難キモノハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ引換フヘシ

第十一條 兌換銀行券ノ製造、損券引換及ヒ消却等ノ手續ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第十二條 兌換銀行券ノ偽造變造ニ係ル罪ハ刑法偽造紙幣ノ各本條ニ照シテ處斷ス

參考の爲に各國に於ける紙幣發行の準備に關する規定を掲ぐ。

一 英國 英國に於ては一八四四年の銀行法に依り、紙幣の發行權は英蘭銀行の特權となつてゐたが、歐洲大戰中臨機の方法として銀行券と併立して、政府の紙幣の發行を見るに至つた。しかしながら今日に於ては、英蘭銀行券に統一せられて居る。英蘭銀行の紙幣發行に關する根本規定は、一八四四年の銀行法であるが、其規定は左の如し。

第一條 英蘭銀行は銀行部ヨリ離レ銀行券發行ノ爲ニ一部ヲ設立ス

第二條 第五條銀行券ニ對スル準備タルヘキ發券部保有ノ證券ハ一千四百萬磅ヲ超ユルコトヲ得ス、但他ノ發券銀行ガ其發券ヲ廢止シタルトキハ閣令ニ依リ該銀行券ノ三分ノ二ヲ超エサル額ヲ右一千四百磅ニ加フルコトヲ得

第三條 發券部ノ銀地金ハ金貨及金地金ノ四分ノ一ヲ超ユヘカラス

第四條 銀行ハ標準金一オンスニ對シ三磅一七志九片ノ割合ヲ以テ銀行券ト引換ニ金ノ買入ヲ爲ス義務ヲ有ス
第十條及第十三條 英本國ニ於ケル如何ナル新設銀行モ發券ヲ行フコトヲ得ス(乃チ一八四四年既ニ發券ヲ許サレタルモノ以外ノ銀行ヲ指ス)銀行ニシテ一旦發券ヲ廢止シタルモノハ再ヒ紙幣發行ヲ爲スコトヲ得ス、現存發券銀行ノ發行額ヲ以テ發券限度トス

第二十七條 銀行ノ特權ハ一八五五年八月一日以後十二箇月前ノ豫告並政府ニ對スル政府借入一千百一萬五千百磅ノ償還及政府ニ對スル延滞利子ヲ含ム、其他ノ請求權等ノ條件ヲ以テ更新スヘキモノトス

此規定が制定せられた當時に於ては、株式銀行 (Joint stock Bank) にて紙幣發行權を有するものも存してゐたが、一九二一年に民間銀行にて紙幣を發行するものは全部消滅し、銀行券は英蘭銀行に統一された。其爲に英蘭銀行の保障發行高は千九百七十五萬磅に増加された。

然るに歐洲戰爭中に政府紙幣の發行を見たのであるが、之を英蘭銀行券に統一する爲に、一九二八年に「紙幣及銀行券統一法」なるものが制定された。此法律が同年十一月から實施せられて、英國では發行權が英蘭銀行に統一せられることになつたのである。紙幣及銀行券統一法の主なる規定は左の如し。

第一條 英蘭銀行ハ一磅及十志ノ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第二條 英蘭銀行ノ保證發行限度ヲ二億六千萬磅トス

第四條第五條 現在流通ノ政府紙幣ハ英蘭銀行券ト看做サレ、之ニ對スル義務ト共ニ流通高ニ相當スル引換準備ヲ英蘭銀行ニ移ス

第六條 英蘭銀行ノ發行部ノ利益金ハ毎年國庫ニ納付スヘキモノトス

第八條 必要アル場合ニハ大藏大臣ハ英蘭銀行ノ申請ニ基キ六箇月ヲ超エサル期間内ニ右保證發行ノ限度ノ増額ヲ認可スルコトヲ得、此認可ハ更新スルコトヲ得ルモ引續キ二箇年以上ニ亘ルコトヲ得ス

第十一條 金貨若ハ金地金一萬磅以上所有スル者ハ輸出若ハ工業用ニ供スルモノノ外英蘭銀行ノ要求ニ依リ同行ニ賣却スルヲ要ス

此法律の實施に依り、英蘭銀行の保證發行限度は二億六千萬磅に擴張せられ、尙ほ此外に一種の限外發行法を認め、財界の狀況に依りて通貨を伸縮せしめ得る權能を與へたのである。

二 米國 聯邦準備制度に於ては、從來の政府紙幣國立銀行紙幣の外に、聯邦準備券及び聯邦準備銀行券を發行することを定めてゐる。米國の通貨政策は、漸次聯邦準備券をして政府紙幣及び國立銀行紙幣に代らしむる方針であるやうに思はれる。それは年々の各種の通貨流通額の變遷を見ても自ら會得される事である。聯邦準備券の發行に關する規定は左の如し。

一 聯邦準備局ハ聯邦準備銀行ニ貸付スル爲ニ聯邦準備代理官ヲ經テ聯邦準備券ヲ發行スルコトヲ得、聯邦準備券ハ總テノ國立銀行、加盟銀行及聯邦準備銀行ニ於テ受納サレ且諸税ノ支拂ニ受理セラル、モノトス、聯邦準備券ハ國庫ニ於テハ金ヲ以テ、各聯邦準備銀行ニ於テハ金又ハ法貨ヲ以テ兌換サルルモノトス

二 聯邦準備銀行ハ聯邦準備代理官ニ對シ其發行セラルヘキ聯邦準備券ト同額ノ擔保ヲ提供スルコトヲ要ス、右擔

保ハ左記ノモノヨリ成ル

- イ、内外爲替手形
- ロ、加盟銀行ノ裏書ヲ有スル爲替手形
- ハ、金又ハ金貨ノ證券

三 各聯邦準備銀行ハ左ノ準備ヲ保有スヘシ

イ、預金ニ對シテハ三十五%ヲ下ラサル金又ハ法貨

ロ、流通銀行券ニ對シテハ四十%ヲ下ラサル金

四 聯邦準備局ハ三十日以内ノ期限ヲ限り準備規定ヲ停止シ、又ハ此期限終了後各十五日以内ノ期限ヲ以テ該停止ヲ更新スル權限ヲ有ス、但本法ニ規定セル發券準備額ガ左ニ掲グル標準以下ニ下ル場合ハ其不足額ニ對シ累進稅ヲ課スヘシ金準備ガ聯邦準備券ニ對シ四十%以下ニ下ルトキ金準備令ガ四十%以下ニ下ル場合ハ年一%ヲ課稅シ、三十二 $\frac{1}{2}$ %以下ハ二一 $\frac{1}{2}$ %又ハ其端數ヲ減スル毎二年一 $\frac{1}{2}$ %ヲ課稅ス

五 聯邦準備代理官ニ依リ準備銀行ノ發券ニ對スル擔保トシテ保有サル、金及金貨證券ハ準備銀行ノ發券準備中ニ其一部トシテ算入ス聯邦準備銀行ハ他ノ聯邦準備銀行ニ依ツテ發行セラレタル準備券ヲ以テ拂出スコトヲ得ス聯邦準備銀行ハ準備券償還ノ爲ニ大藏卿ノ認定スル一定ノ額ノ金ヲ以テ合衆國國庫ニ預入スヘシ但如何ナル場合モ聯邦準備券發行總額ヨリ擔保トシテ聯邦準備代理官ニ預託セル金又ハ金貨證券ヲ差引キタル殘額ノ五%ヲ下ルヲ得ス右預託金ハ四十%ノ規定金準備ノ中ニ其一部トシテ算入サルヘキモノトス

聯邦準備局ハ聯邦準備銀行ノ準備券發行申請ニ對シ全部又ハ一部のニ認許又ハ拒否ヲ與フル權能ヲ有ス

聯邦準備銀行ハ聯邦準備局ノ定ムル所ニ從ヒ一定ノ利子ヲ其聯邦券現在高ニ付テ支拂フコトヲ要ス但右準備券現在高トハ聯邦準備代理官ニ於テ擔保トシテ保有スル金又ハ金貨證券額ヲ控除シタル殘額トス

聯邦準備銀行ハ聯邦準備代理官ニ聯邦準備券、金、金貨證券、又ハ合衆國ノ法貨ヲ預入スルコトニ由リ準備券現在高ニ對スル債務ヲ減少スルコトヲ得

聯邦準備代理官ハ自ら其理事タル聯邦準備銀行ニ依リ提供サレタル場合準備券現在高ニ對シ引換ノ爲ニノミ上記金及金貨證券又ハ法貨ヲ保有スルモノトス

六 總テノ加盟銀行ハ該聯邦準備銀行ニ左ノ如キ殘高ヲ保有スヘシ

イ、準備市又ハ中央準備市ニ所在セサルトキハ要求拂預ケ金ノ七%以上及定期預金ノ三%以上

ロ、準備市ニ在ルモノハ要求拂預金ノ十%以上及定期預金ノ三%以上

ハ、中央準備市ニ在ルモノハ要求拂預金ノ十三%以上、及定期預金ノ三%以上、要求拂預金ハ三十日以内ニ

支拂ハルル總テノ預金ヲ含ミ、定期預金ハ三十日以後支拂ハルヘキ總テノ預金ヲ含ム

右規定ニ依ル殘高ハ聯邦準備局ノ規則及罰則ノ下ニ加盟銀行ニ依リ其現存債務ノ決済ノ爲ニ之ヲ引出シ得ルモノトス但完全ニ法定殘高ヲ回復セル後ニアラサレハ新規ノ貸付ヲ爲シ又ハ配當ノ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

三 獨逸 一九二四年八月から改正實施された獨逸ライヒスバンクの發券規定は左の如し。

第二條 ライヒスバンクハ銀行券發行ニ關シ五十箇年間獨逸ニ於ケル獨占權ヲ有ス（此外ニバイエルン銀行、ヴュルテンベルヒ銀行、ザクセン銀行、バーデン銀行ハ尙ホ紙幣發行ノ權利ヲ留保スルモ是等ノ四ツノ銀行ノ紙幣發行額ハ、之ヲ合計シテ一億九千四百萬ライヒスマルクヲ超ユルコトヲ得ス）

第三條 ライヒスバンクノ銀行券ハ獨逸ノ金貨ト共ニ無制限流通ノ法貨タルヘキモノトス

第二十七條 發券委員ハ銀行券發行ヲ調節ス毎日ノ銀行券及準備統計ハ右委員ノ監査ヲ經ルモノトス

第三十一條 兌換ガ獨逸金貨ニ依リテ行ハル、カ金貨又ハ爲替ニ依リテ爲サル、カハ銀行ノ自由トス

第二十八條 發券準備ハ金又ハ外國手形ヲ以テシ、四十％タルヘク其中少クトモ四分ノ三八金タルヘシ（外國手形トハ外國ノ銀行券、十四日以内ニ滿期日ノ到來スヘキ爲替手形及外國金融中心地ニ於テ支拂能力確實ナル銀行ニ依リ外國貨幣ヲ以テ支拂フヘキ要求拂小切手並債券ヲ謂フ）

第二十九條 評議員會ニ於ケル全員同意ヲ得ルトキハ二十八條ノ規定ニ拘ラス正貨準備ヲ減少スルコトヲ得

右準備券ガ一ノ銀行報告週間以上ニ亘ルトキハ準備不足額ニ對シ次ノ規定ニ從ヒ發行稅ヲ課ス

準備ガ三十七％以上四十％未滿ナルトキハ三％

準備ガ三十五％以上三十七％未滿ナルトキハ五年五％

準備ガ三十三 $\frac{1}{3}$ ％以上三十五％未滿ナルトキハ八年八％

準備ガ三十三 $\frac{1}{3}$ ％以下ナルトキハ 年八％ニ加フルニ準備ガ三十三 $\frac{1}{3}$ ％ヲ下ル一％毎二年一％ヲ以テス

準備低下ニ際シテノ銀行利率ハ五％ヲ下ルコトヲ得ス而シテ發行稅ヲ支拂フニ方リ割引歩合ヲ常ニ少クトモ發行

稅ノ三分ノ一ダケ引上ゲラルヘキモノトス

第三十五條 第二十八條ニ規定シタル銀行流通券ニ對スル準備ノ外ニ要求拂債務ニ對シテモ常ニ少クトモ四十％ノ特別準備ヲ保有スルコトヲ要ス、本準備ハ獨逸及外國ニ於ケル即時處分シ得ヘキ預金、他銀行宛小切手、滿期日三十日以内ノ手形又ハ不動産擔保貸付ニ基ク要求拂債券ヨリ成ルモノトス

四 佛蘭西 佛蘭西銀行の發券制度は、一九二八年の幣制改革に依つて一大改正を加へられたが、現行規定の要點は左の如し。

一、佛蘭西銀行ハ紙幣ノ發行ニ關シ獨占權ヲ有ス

二、銀行券ノ單位名稱ハ法律ニ依リ之ヲ定ム

三、品位一千分ノ九百ノ金六十五・五ミリグラムヲ以テ一法トス但一磅ハ百二十四・二一法。一弗ハ二十五・五八法ニ該當ス

四、佛蘭西ノ銀行券ハ金貨又ハ右標準ニテ金地金ト兌換サル、モノトス

五、紙幣流通高及當座預金勘定ニ對スル金準備比率ハ最低三十五％トス

六、本法實施後現行金貨並銀貨ハ法貨トシテ通用力ヲ失フ

七、佛蘭西銀行保有ノ金準備（銀及法安定ノ爲ニ收得シタル手形ヲ含ム）ハ再評價ノ上剩餘ハ國庫貸上金償却ニ充當スヘキモノトス

第六編

金

利

第一章 金利の意義

金融市場に於て取引の目的となるべきものは資金である。資金は通常貨幣を以て現はされるが、貨幣のみが資金ではなく、貨幣の外に小切手の如き一覽拂手形の類も亦資金の一種である。それ故に資金と稱するのは、貨幣及び貨幣に對する一覽拂要求權を綜合したものと解す可きである。金利は此資金の使用料である。或は賃借料とも稱し得るのである。家屋の借主が家屋の使用に對して家賃を拂ふ如く、土地の借主が地主に對して地代を拂ふ如く、金利は資金の借主が、資金の使用に對して、貸主に拂ふものである。唯家屋又は土地の賃貸料と異なる點は、家屋又は土地にありては、之を使用したる後、借入れた原物そのものを貸主に返還するのであるが、資金及び金利の關係は之と異り、資金は融通の時に供與せられたる資金そのものを返還するのではなく、之と同一の數量の通貨又は手形類を返還するのである。此點から稱して家屋、土地の賃借は賃貸借であり、資金の賃借は消費貸借となつて、法律上の取扱にては別種のものになつて居るけれども、經濟上の意義に於ては土地又は家屋の使用に對する賃借料と、資金の使用に對する使用料とは其性質に於て同様である。

利子 (Interest) に對して、利子歩合 (Interest-rate) 又は利率と稱する言葉がある。利子歩合又は利率と云ふのは、元金に對する利子の割合を稱するのである。一萬圓の資金を貸付けて、之に對し一箇年間に五百圓の使用料を拂へば、此五百圓は一萬圓の元金に對する利子である。而して此五百圓が一萬圓に對して幾許の割合であるかを計算すると年

五分に當る。之を利子歩合又は利率と謂ふ。利子及び利率は或場合に混同して用ゐらるゝこともあるが、斯の如く理論上に於ては利子と利率は異り、利子は或る期間に於ける使用料の總額であり、利子歩合又は利率は元金に對する利子の割合をいふのである。

金利は如何なる要素から成立つかを檢討して見ると、多くの場合に三つの要素から成立つて居ることを發見する。其の一は純利子である。その二は保険料である。その三は手数料である。

純利子と云ふのは資金の貸付に對し、何等危険を伴はず、何等の手数をも要せざる場合に生み出さるゝ所の利子である。確實なる銀行に對する預金利子の如きは純利子である。此場合に於ては資金を預けたる人は一の貸主であり、預つたる銀行は借主であるが、相手方が確實な銀行であれば、其の預け入れ及運用に何等の危険も伴はないから、此場合に於ける利子は純利子だと稱し得るのである。又國債の利子の如きも殆ど純粹の利子である。國家の信用は絶大であつて、元金の支拂に危険の伴ふことがない。又國債の應募は其手續が簡單であつて手数料を要しない。それ故に大體に於て公債の利子は純利子のみだと云ひ得る。尤も國債の場合に於ても、例へば革命後に於ける新政府の如く信用が鞏固でなく、公債に對する支拂が疑懼せらるゝ場合に於ては、其公債の利率は高率たるを免れない。それは純利率の外に危険が伴ふからである。

第二の保険料と云ふのは、純利子の外に危険に對する保険料を伴ふものである。相手方の信用が確實でない場合には、元金が不拂になる危険がある。此場合には保険料として利子は高率であることを免れない。又相手方の信用が必ずしも不確實でないにしても、物價暴騰の狀態が甚しい時代には、同じ金額を返還せられても、其購買力が以前より

は低下して居ることになる爲め、之に對する損失を保險する爲に、利率は高率であることを免れない。例へば千圓の金を一割の利率にて貸付けて置き、一年後に物價が倍になる場合には、元利として受取る所の金は一千一百圓であるけれども、其一千一百圓で買入れ得る財貨の分量は、以前五百五十圓にて買入れ得た所の分量に過ぎないのである。だから物價が斯の如き狀態に在り、貨幣の購買力が頻りに減退しつゝある場合に於ては、利子を貰つても事實に於ては利子を貰はない許りでなく、元金そのものも著しく減少したことになる。現に一九二三年に於ける獨逸の物價暴騰、貨幣價值激落の當時の如きは其の顯著なる實例であつて、斯かる場合に於ては、利率は非常に昂騰することを免れない。それは貨幣の購買力に對する危険が大きいからである。

第三の構成要素は手数料であるが、銀行預金や公債金などは、別に相手方の信用を調査する爲に費用を要しないけれども、相手方の信用を調査する爲に費用を要する場合、或は其貸出に應ずる爲に種々の費用を要するが如き場合に於ては、手数料として之が金利に加算せらるゝから、金利が増加することを免れない。

斯の如く金利は純利子と保険料と手数料と、三つの要素から成立つことが多いが、之を純利子に對照して純利子と稱する。純利子は借主から云へば全額其負擔となるけれども、貸主から云へばそれが總て其収入となるのではなく、中にも手数料の如きは貸主の收得となるものではない。それ故に金利を低下せしむる爲には、成可く保険料、手数料等を低減し、或は絶無にすることが必要である。保険料手数料などに多額の金を支拂ふ場合には、金利は昂騰することを免れない。而して此の關係からの高金利は一國の産業上にも尠からざる悪影響を及ぼすことになるのである。

第二章 金利の決定

金利の決定する原因は、其要素たる純利子保険料手数料等につて異なるが、嚴格の意味に於ける金利の決定は、純利子の決定をいふのである。保険料手数料の如きは種々雑多なる關係に因つて異なるものである。保険料の如きは同じ時期に於ても相手方の如何によつて大に異り、又手数料の如きも其取扱上の關係が複雑であると否とに因つて異なるものであるから、それを一律に論定するは不可能であるが、純利子の歩合は大體に於て之を決定すべき原則がある。然らば純利子歩合は如何にして決定さるか云ふと、大體に於て純利子の歩合は、各階級内に於ける資金の需要と供給との一致する點に於て定まるのである。ヒルファーディングが利子の高低は貸付資本の需給關係によりて決定されると云へるも此の意味であるやうに思ふ。資金の需要が著しく超過する場合には、純利子は昂騰し、反對に資金の需要が減少すれば、純利子を低下せしむることになる。又資金を供給の方面から見ると、資金の供給が潤澤になれば金利は低下し、反對に資金の供給が減少すれば、金利を昂騰せしむることになる。此率を計數的に示すことは困難であるけれども、大體に於ける状態から判定せられて、茲に金利の率が定められることになる。最近我國の金融界は緩慢であり、金利は低落して居る。是は何故であるかと云ふと、資金が豊富であると云ふ事よりも、寧ろ需要が減退して居ると云ふことに原因して居る。全國銀行勘定を見ても、資金の總額はそれ程増額して居るのではないが、それに拘らず金融が緩慢であり、金利が低下して居るのは、財界が非常に不景氣であつて、資金に對する需要が減退して居るからである。

尤も今日の金融現象は之を純利子の關係からのみ判斷することはできない。資金に對する有ゆる需要を總觀したならば、必ずしも資金の需要が不足して居ると云ふのではないけれども、金融業者が資金を供給するに就ては、成可く危険の伴はざる所の、即ち保険料の伴はざる所の貸付を希望するのである。是は特に昭和二年の金融恐慌の苦い經驗に依つて、銀行其他が體驗した所であつて、如何に資金の需要があつても、苟しくも危険の伴ふ如きものに對しては、之を融通せざることを方針として居る。而して今日のやうな財界不況の場合に、危険の伴はざるが如き確實なる相手方のみを擇んで資金を融通することになれば需要額は著しく減少することになる。今日に於ける金利の低落は、大體に於て不景氣に因る需要の減退であるが、更に其内容を考へると、前に述べた如く有利確實の事業が比較的少い爲に、危険の伴はざる相手方を發見することが必ずしも容易でないからである。

金融界に於て資金の需要と云ふのは、或一人の需要を謂ふのではなく、多數の需要を綜合したものである。或る一部分に資金の需要が旺盛でも、多數が資金を需要せざる場合に於ては、依然金利の低落は免れない。又一部に於て事業が完成し、資金を必要とせざる場合に在つても、他の一部分に於て資金の需要が増加すれば、矢張金利の低落を阻止することになる。此資金の需要には季節的關係もあり、例へば我國に於て六月頃は生絲資金を必要とする爲に、金利の昂騰を促さんとする傾向がある。又年末に際しては決済資金が必要である爲に、金利を昂騰せしめ、殊にコールの利率の如きは此場合に著しく騰貴するのである。併し乍ら根本の問題は資金が豊富であるか否かと云ふ事が、金利に最も重大な關係を有するものである。

最近我國の金利が低落して居るとは稱するもの、之を英米兩國に比ぶれば我國の金利は尙ほ遙に高率である。そ

これは我國の金融資金が、英米のそれに比較して著しく貧弱であるからである。一九三〇年五月現在の状態を見ても、我が日本銀行の金利は五分四厘八毛であるに對し、英蘭銀行の公定割引歩合は三分、紐育聯邦準備銀行の割引歩合も三分である。尤も金利の高低が必ずしも常に資金の豊富と云ふことの標準にはならない。資金の豊富な國に於ても資金の需要が激増すれば、金利を騰貴せしむることになる。一九二九年九月頃の米國の状態はそれであつて、國內に於ける資金は豊富であるけれども、投機熱が勃興して資金の需要が激増したから、著しく金利が昂騰して、聯邦準備銀行の割引歩合の如きも六分に引上げられて居る。又現在（一九三〇年五月）の佛蘭西銀行の公定割引歩合は二分五厘である。英米の中央銀行利率に比して五厘方下廻つて居る。唯此點からのみ云ふと、佛蘭西の資金は英米のそれよりも充實してゐるやうに思はれるけれども、是には他に色々の事情も存するのであるから、必ずしも金利の状態によりて資金の豊富なる否とを判断することは出来ない。唯だ大體の原則として資金の豊富なる國の金利は低率であり、資金の不足してゐる國の金利は高率だと稱し得るのである。

第三章 利子存在の合理的根據

資金の貸付に對し利子を收むることに就て、昔は之を一の罪惡の如くに稱した時代もあつた。今日の實際の状況に於ても遺憾なる資金の供給者が、粒々辛苦せる勞働收得より高率の利子を收める状況を見ては、金利そのものが一の罪惡であるが如くに見られないこともない。けれども是は金利關係の弊害、或は極端な場合の一面のみを見たのである。資金に對し金利を拂ふことは極めて合理的な事であつて、其事自身が不徳義であり理不盡であると云ふべきものではない。

然らば何が故に資本に對して利子を拂はなければならぬか、之に就ては從來經濟學者間に種々の論争が行はれて居る。此の點に就て今日多數の人々の是認してゐる學説はボエム・パウエルクの時差説 (Agiotheorie) である。時差説では現在の財貨は將來の財貨よりか價值が多い。時間的相違の爲に價值が多い。といふことによりて利子の存在する理由を説明するのである。即ち現在の財貨と將來の財貨と交換せらるゝ場合に、其の現在財貨の上に加へらるゝ所の割増を以て利子歩合の根柢となすものである。ボエム・パウエルクは此の學説を説明するに際し、利子は何故に存在するかの問題、一定の利率は如何にして決定せらるゝかの問題、此の二つに之を分けて居る。而して第一の問題に對しては大多數の人間が將來の財よりも現在の財を尊重するが爲であると説明し、更に我々が現在の財貨を尊重する理由としては、(一) 人間は現在よりも將來を輕んずる傾がある。(二) 現在の財貨は將來の財貨に比べて割合に欠乏して居る

こと等を陳べてゐる。

今此學説を具體的の例に依つて説明すると、我々が飢へてゐる時には、現在の眼前の一食は、明日の一食より遙かに價値を有して居る。又夏に於ける氷は冬の氷よりも價値を有してゐる。我々が寒さを感じる時に之を補ふ所の衣類は、將來に於て供給せらるゝ所の衣類よりも價値を有してゐる。斯の如く現在に於ける物資は、將來に於ける物資よりも價値を有することが普通である。従つて今日資金の欠乏して居る者は、之を將來に於ける資金に比べて見ると其價値が重大であるから、何程かの利子を拂つても、尙ほ今日の財は將來の財に優ることになるのである。利子を生ずる理由は斯の如く資金の價値の時間的關係に基くものであつて、今日の資金價値と、將來の資金價値との差が金利となるのである。尤も之を個々別々の實際事情に付て云へば、今日の資金も將來の資金も、價値に於て同一だとなす人もあるであらう。或は又今日の資金よりも、將來の資金が却つて價値がある場合もあるであらう。例へば子弟の學資金として資金を蓄積してゐる場合に、それを今日使用するよりも、將來使用した方が價値があり、其目的に副ふこともあるであらう。併しながら、是は例外であつて一般的に云へば、資金は將來に於てよりも今日に於て價値が多く、又今日よりも將來の方が資金は豊富となる見込があるから、此資金の供給關係から云ふても、現在財は將來財よりも價値が高い。従つて金利を生ずることになる。

斯の如き理由に依つてボエム・パウエルクの所謂時差説が、今日に於ては金利の存在する理由を説明する合理的の學説として一般に採用せられてゐる。

第四章 金利の種類

第一節 銀行の預金利率

金利の種類は、其標準の異なるに従つて種々に分類することが出来るが、普通金利の標準となるものは銀行利率である。銀行の利率は預金利率と、貸付利率に分つことができる。而して預金利子は之を我國の例に就て云へば、一般に掌座預金、特別當座預金、通知預金、定期預金の四種に分れてゐる。

當座預金は預金者が何時にても小切手を以て引出し得るものであつて銀行預金の性質上最も樞要なものは當座預金である。元來銀行は預金者の貸借關係を決済することを其重要な任務となすべきものである。是は銀行が發達すれば益々其方面の業務は重大となるものであつて、初め銀行が發生した當時に於ては、銀行は資金を預つて之を利殖せしむることが重大な任務であつたが、今日に於ては銀行は預金者に對する利殖よりも、寧ろ預金者の貸借の決済を、銀行が預金者に代つて之を行ふと云ふ點に存して居る。商業其他各種の事業に従事してゐる者から云つて、月々の貸借を一々現金にて決済することは面倒であり又危険である。小口の決済であれば現金を以て之を行ふことが便利であるけれども、大口の貸借決済は現金を以てするよりも、小切手を以てすることが非常に便利である。

小切手の制度は英國に於て發達し、今日に於ては預金銀行の業務の重要部分を成してゐるが、經濟界に於ける貸借

決済の實際を見ると、小口決済のみが現金を以て行はれて、大口の纏まつた決済は殆ど皆小切手を以て決済されて居るのである。而して此場合には銀行が其決済機關たる働きを爲すのである。百萬圓の支拂決済をなす場合に、現金を以て之をなすことは、支拂ふ人から云つても受取る人から云つても面倒であるが、小切手を以て行へば一枚の證券を以て、極めて簡単に之を處理することができる。而して小切手を受取つた者は之を銀行に持参して預金となせば、又此預金を目當に支拂の必要がある毎には、小切手を振出すことが出来る。斯様な次第であるから、苟も經濟界に相當な事業を爲す者は、必ず銀行に當座預金を有し、之に對して小切手を振出し日々の支拂を處理することになる。

銀行が此方面の事務に於て、最も其重要性を増加しつゝあることを示す最近の一例は、國際決済銀行の設定である。國際決済銀行と云ふのは獨逸の賠償金を處理する爲に、ヤング案に依り一九三〇年五月に開業した銀行であつて、資本金は一億弗、各國から其役員を出して、獨逸から各國に支拂ふべき賠償金を此銀行に於て取扱ふことを主要の業務として居る。此銀行の重要任務は決済と云ふ事であるから、名稱も國際決済銀行 (Bank of International Settlement) と稱し、銀行の業務上貸借決済の仕事が如何に重大であることを示せる最近の顯著なる一例をなして居る。

斯の如く當座預金に對し小切手を振出して支拂を決済することは、今日經濟上の最も重要な作用を成して居るのであるけれども、銀行側から云へば、當座預金は何時にても引出されるものであるから、之を貸出資金に用ふることに就ては慎重の注意を拂はなければならぬ。それ故に英國の如きは當座預金に對しては、一切利子を拂はないことになつて居る。而して英國の預金銀行は、當座預金が其資金の中心となつて居るのであるから、其運轉する資金のコストは非常に安くつくことになる。然るに我國の銀行資金は當座預金よりも寧ろ定期預金が中心になつて居る爲に、

資金を貸付ける點に於ては便利であるけれども、其コストは高いことを免れない。銀行經營の將來から云ふと、銀行の貸付資金は主として當座預金に據り、而して此當座預金には利子を附せないやうになるのが當然の傾向である。斯くすれば金利も著しく低落することになり得るのである。

特別當座預金は又小口當座預金ともいふ。之は普通の當座預金と同様、何時にても預金者の必要に依つて之を引出すことができる金であるけれども、小切手に依つて引出すのではなく、一々通帳を提示して引出すべきものである。従つて頻繁なる取引或は多額の決済に充つる爲には不適當である。此資金も何時にても引出されるものであるから、定期預金より利率の安いことを免れない。

通知預金と云ふは、預金の引出に先つて、其期日を事前に通知し一定の期間を置いて引出さるべき資金であるから、銀行としては之を運用するに就て、普通の當座預金よりも便宜が多い。従つて其利率の如きも當座預金より高率であり得るのである。

定期預金は、半年一年二年と云ふが如き据置期間を定めたる所の預金である。此預金は預り主としては安心して他に運用することができる爲に、金利の如きも割合に高率である。併ながら銀行の性質から云へば、前に述べた如く銀行の業務は寧ろ當座預金を中心として、取扱者に對して決済上の便宜を與へ乍ら資金の融通をなすべきものであるから、我國の今日の狀態の如く定期預金を中心とする所の銀行資金は、漸次減退することを免れない。それは一方に於ては信託會社が發達すれば一定の期間を置いて預金を爲す如き人は、銀行に預金するよりは信託會社に預金した方が、其方面の専門的運用者であるだけに、高率の金利を收めることが出来るからである。近年我國に於ても信託會社が漸

次完備した爲に、銀行の定期預金は信託預金に振替へらるゝ傾向が顯著となつた。それ故に之を阻止する爲に銀行業者の運動があり、信託法規を改正して、金銭信託預金は期限に於て二箇年以上たることを要し、金額に於て五百圓以上たることを要することに改められたのであるが、之が爲に幾分かは定期預金の信託預金に移動することを阻止することが出来たけれども、大勢から云ふと定期預金が信託預金に振替へらるゝは當然の事であつて、實際の統計を見ても定期預金の増加率に比し、信託預金の増加率が非常に著しいのは、銀行を經營するに當つて將來は定期預金を中心とすべきものでないことを教ゆるものであると思ふ。

昭和五年四月末の東京手形交換所社員銀行の營業報告を見ると、預金總額二十億六千萬圓で、定期預金は九億五千萬圓、當座預金は三億一千万圓、特別當座預金は四億一千万圓、通知預金は二億五千万圓、其他の預金が一億四千万圓と云ふ内譯になつてゐる。乃ち定期預金が總ての預金の約半額に相當してゐる。又大阪手形交換所組合銀行の同年同期の營業報告を見ると、預金の合計額は十三億六千万圓である、此中定期預金は八億一千万圓であるから、總預金の半額よりも遙かに多い。

第二節 銀行の貸出利率

次に貸出の利率と云ふのは、中央銀行と市中銀行によつて異つて居る。嘗ても述べた如く英米等に於ては、中央銀行の金利歩合は市中銀行よりも高率である。我國に於ては日本銀行の金利は、市中銀行の金利よりも低率である。日本銀行の金利即ち貸出利率は、貸付、手形割引、當座貸越等によつて異つてゐる。貸付は國債抵當と國債以外の抵當貸

付とに依つて金利が幾分異つてゐる。手形割引は國債保證のもの、商業手形によつて異り、商業手形の割引利率は最も低率である。是は商業手形が必ずしも國債より確實と云ふ譯ではないけれども、商業手形の割引を奨励する意味に於て、其金利を殊に低率ならしめてゐるのである。當座貸越の利率は貸付利率よりも割合に高率である。昭和四年五月末現在の日本銀行貸付利率は左の如し。

日本銀行の公定割引歩合

- | | |
|--|--------|
| 一、商業手形ノ割引歩合 | 日歩一錢五厘 |
| 二、國債ヲ抵當トスル貸付利子及ビ國債ヲ保證トスル手形割引歩合 | 日歩一錢六厘 |
| 三、國債以外ノモノヲ抵當トスル貸付利子及ビ國債以外ノモノヲ保證トスル手形割引歩合 | 日歩一錢七厘 |
| 四、當座貸越及ビ「コルレスボンデンス」貸越利子 | 日歩一錢九厘 |

右は何れも最低割引歩合であつて、之より以上のものはあつても、之より以下の利率はないと云ふことを示して居るのである。その中にも商業手形の割引利率の歩合が最も低い。此商業手形と云ふのには二名以上の裏書が必要である。

普通銀行の貸出金利は、證書貸付、手形貸付、當座貸付、コールドローン、手形割引等によつて各々異つてゐる。大體に於てコールドローンは最も低率である。是は極めて短期のものであるからである。コールドローンは相手方が銀行に限られて居つて、危険の負擔即ち保険料なるものが其間に存しない、又金額の如きも多額である場合が多い爲に、手数料も割合に少く、従つて金利が安いことになる。其の次には手形割引歩合が低率である。之は銀行に於て必

要ある場合には、何時にても日本銀行に於て再割引を求むることが出来るからである。昭和五年六月八日の金利状態を例にとつてコールと手形割引との利率の相違を示せば左の如し。

コール日歩(百圓につき)

| | | | |
|-----|----------|-----|--------|
| 東 京 | 一錢乃至一錢一厘 | 大 阪 | 九厘乃至一錢 |
| 東 京 | 一錢乃至一錢一厘 | 大 阪 | 九厘乃至一錢 |

手形割引歩合(百圓につき)

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 東 京 | 一錢五毛乃至一錢二厘 | 大 阪 | 一錢五毛乃至一錢四厘 |
| 東 京 | 一錢二厘乃至一錢八厘 | 大 阪 | 一錢四厘乃至一錢九厘 |
| 東 京 | 一錢三厘乃至一錢九厘 | 大 阪 | 一錢四厘乃至一錢九厘 |

手形貸付といふのは貸付に對して手形を徴收するのである。是は其債務の辨済が不履行である場合に、之を處理するに便利である爲であつて、普通銀行の貸出は手形貸付に依る場合が最も多い。昭和五年四月末現在にて、東京手形交換所社員銀行の貸出金額は二十二億五千萬圓であるが、此中手形貸付は十三億二千萬圓を占めて、總貸出の六割近くになつて居る。又大阪手形交換所組合銀行の同期に於ける貸出總額は、十三億四千萬圓であるが、此中手形貸付は八億三千六百萬圓であるから、是は總貸出の六割二分に當つてゐる。普通に貸付と手形割引は、利子の前取と後取

といふ點に於て區別されて居るけれども、手形貸付の場合には矢張り利子を取ることになつて居る。證書貸付と云ふのは、普通の借用證書に依つて貸付くるものであるが、是は銀行としては餘り好ましい事ではなく、手形貸付其他の貸付資金が不履行に終つた場合に、證書貸付に変更せられることがある。又地方の普通銀行で、土地擔保の貸付を爲すが如き場合には、證書貸付を爲すのであるが、是は預金銀行としては寧ろ例外の貸出であるから、其金利の如きも高率であることを免れない。

是等の各種の貸付の利率が何程であるかは、各銀行によつて異なる爲に、一律に之を示すことを不可能である。預金に對しては今日預金協定なるものがあつて、各社其利率を協定して居るから、之を一律に知ることが出来るけれども、貸出は同じ銀行にて手形貸付を爲す場合にも、相手方の信用状態に因つて、其利率は必ずしも同一ではない。但し最高と最低の利率は之を知り得るのである。

我國に於ける全國金利の貸付歩合、割引歩合及び當座預金日歩、定期預金年利は左の如し。

全國金利表

(大藏省銀行局調)

| 年 次 | 貸付金日歩(證書貸付) | | | 割 引 日 歩 | | | 當 座 預 金 日 歩 | | | 定 期 預 金 年 利 | | |
|--------|-------------|------|-----|---------|------|-----|-------------|-----|-----|-------------|-----|-----|
| | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 |
| 明治二十六年 | 三、五九 | 二、〇八 | 一、〇 | 三、六六 | 二、三三 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 五、五 | 二、八 | 一、〇 |
| 二十七年 | 三、七六 | 二、四三 | 一、〇 | 三、七七 | 二、六九 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 五、五 | 三、四 | 一、〇 |
| 二十八年 | 三、八三 | 二、三三 | 一、〇 | 四、〇二 | 二、八三 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 五、八 | 三、九 | 一、〇 |

第六編 金 利

二四〇

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|
| 三、年 | 六月 | 三、〇七 | 二、四四 | 二、七九 | 二、八五 | 二、三九 | 二、五七 | 〇、八五 | 〇、六七 | 〇、七三 | 六、四 | 五、七 | 六、一 |
| 十二月 | 三、一〇 | 二、三〇 | 二、七一 | 二、八八 | 二、一四 | 二、五二 | 〇、八一 | 〇、六二 | 〇、六九 | 六、三 | 五、五 | 五、八 | |

備考

一、本表には朝鮮の分を除外す

二、貸付金日歩は明治三十三年三月迄は三ヶ月を契約期限とし有價證券を擔保とせる一千圓以上一萬圓以下の貸付金に對する
 年利割合を日歩に換算し明治三十三年四月以降は三ヶ月を契約期限とし有價證券及商品を擔保とせる五百圓以上一萬圓以
 下の貸付に對する年利割合を日歩に換算したるものである

三、割引日歩は當所手形の一百圓に對する割合、定期預金年利は六ヶ月期限に對する年利割合である

四、各月に於ける最高最低並に平均は全國要地に於ける最高最低並に平均を各別に集計して平均したるものである

第五章 預金利率の協定

我國に於ける銀行預金利率の協定は明治三十四年六月六日に大阪の銀行集會所組合が協議會を開き其の申合せをしたのが其の起りである。其の時の申合せは最高利率のみを定めたもので、定期預金は年利七分五厘、當座預金は日歩一錢四厘、小口當座預金は日歩一錢八厘、通知預金は日歩一錢十厘であつた。是は同年の七月一日から實施された。明治三十五年六月日本銀行が其の公定割引歩合を日歩を二厘方引下（當時割引歩合日歩二錢）けたのに續いて、七月に第一銀行、第一百銀行、十五銀行、三井銀行、三菱銀行及横濱正金銀行東京支店が協議し、各行とも同率の預金利率を附することになつた。是が東京に於ける預金利率協定の始りで、其の利率は定期預金年利六分五厘、當座預金日歩一錢二厘、小口當座預金日歩一錢五厘であつた。

其の後申合せは繼續し協議の上利率の変更を行ふて來たけれども、それには別に制裁がある譯ではなく任意的の申合せに過ぎないとも解せられたが、大正七年十二月に於て更に一步を進め、有志銀行の預金利率協定成り規約を制定し、違反者には制裁を加ふることになつた。加盟銀行は之を甲乙兩種に分ち、乙種銀行は甲種よりか幾分高い利率を附することになつてゐる。例へば甲種銀行の定期預金利率が四分五厘であれば乙種銀行は五分の利率を附することになつてゐる。預金協定の加盟銀行は昭和四年六月末現在にて、甲種に屬するもの十六行、乙種に屬するもの二十八行、合計四十四行である。此の預金利率協定は東京大阪のみでなく、京都横濱神戸名古屋其他の各銀行間にも行はれてゐる。

る。

昭和四年十二月現在の協定預金利率は左の如し。

| 定期預金 | | 當座預金 | | 特別當座預金 | | 通知預金 | |
|------|------|------|--|--------|--|------|--|
| 甲種 | 四分五厘 | 日歩三厘 | | 日歩八厘 | | 日歩九厘 | |
| 乙種 | 五分 | 日歩四厘 | | 日歩一錢 | | 日歩一錢 | |

預金利率協定の目的は預金吸収の競争により生ずる弊害を除去すること勿論である。然るに之に反対するのは資金を潤澤にするには自由競争により出来るだけ高利を附し預金を吸収することを許さねばならぬが、協定規約により利率を一定にしては自由競争の餘地がなく預金者にとりては不利である。其の結果預金の増加を妨ぐることになるといふのである。しかしながら預金の蒐集は堅實な方法によらなければならぬ。不良銀行が高利にて預金者を釣る如きは最も戒む可きである。不良銀行でなくとも高利の預金を漁る結果は業態に無理が出来内容を悪しくする憂がないとも云へぬ。であるから預金協定は金融界の堅實なる發展の爲め必要だといふことになるのである。たゞ協定の爲めに大銀行がますます優勢となり、同じく甲種銀行の列に席を置いても實質に於て同格と稱し得ないものが漸次不利の業態となるは避け難いことである。我國に於て五大銀行が嶄然頭角を抜くやうになつたのは他にも原因はあるけれども、預金協定が一つの原因をなしてゐることは明かである。といふのは同じ利率であれば基礎の鞏固な内容の堅實な銀行に預金の集中さるゝは當然だからである。

第六章 金利の變動と正貨の出入

金利は金融市場の繁閑によつて常に變動するものである。金融が逼迫すれば、金利が騰貴し、金融が緩漫となれば、金利は低落するものである。斯くて金利が低落すれば、資金の需要は増して事業の勃興を促し、金利が騰貴すれば生産費を増加せしめて、事業の經營を困難ならしめることになる。斯様な關係から、金利が騰貴すれば通貨を收縮せしめ、金利が低落すれば通貨を増加せしめることになるのであるが、是等の説明は別章に譲つて、金利と正貨の動きが如何なる關係を有するかを説明して見る。

今日に於ける資金の動きは國際的である。資金に國境なく、資金の需要のある所、金利の高い所には、資金の豊富な所、金利の安い所から流出するのである。従つて金利の高い安いは、正貨の動きに重大な關係を有することになる。國內に於ては資金の供給は其の國の通貨を以て、或は小切手を以て、或は銀行の帳簿面の記載のみを以て之を融通することが出来るけれども、國際間に於ける資金の供給は正貨を以て決済さるべきものであるから、金利の高低は正貨の動きの上に現れて来る。金利が高ければ正貨の流入となり、又金利が安ければ資金が外國に流出する爲に、正貨が其國から流れ出づることになる。其最も顯著なるものは英米間の金利關係である。英蘭銀行が利上をすればアメリカの資金が英國に流入し、利下をすれば英國の資金がアメリカに向つて流出することになる。之と反對に米國の紐育の利上は、英國の正貨を米國に流入せしめ、紐育銀行の利下は、米國の正貨を英國其他の諸國に流出せしむることになる。

る。

一九二九年九月頃迄は米國は投機熱が勃興して、金利が非常に騰貴した。其騰貴を抑制する爲に、米國の聯邦準備銀行の如きも、其の利子を屢々引上げて近年稀なる高率を示した。是がために英國其他歐洲の資金の缺乏せる國の正貨が頻りにアメリカに向つて流出する傾向があつたので、英國其他歐洲大陸諸國は之を防止する爲に屢々金利の引下を行つた。其結果として一九二九年の九月迄は、世界を通じて高金利時代が實現したのである。是は各國が其正貨の流出を防止する爲に、金利政策に依り正貨の流出を阻止せんと努めたからである。其の當時米國金利高の爲に、世界の金が米國に流れ込んだ状態に就て、一九二九年五月五日紐育タイムス紙上に左の如き記事が記載せられて居る。「依然たるウォール街の金利高に引寄せられて、世界各國の資金は金の有り餘る米國へ引續き流れ込んで居る。之が爲に諸外國は大事な金塊と爲替資金の流出移動の喰止策に忙がしく、金本位制の維持に頭を悩す傾向が益々著しくなつて居る。其の方法として本年二月七日英蘭銀行は、其公定割引歩合を四分五厘から五分五厘に引上げた。其後今日迄歐洲諸國では和蘭、伊太利、波蘭、奧地利、洪牙利、獨逸、ダンチツヒ自由市、羅馬尼、芬蘭、西班牙の十箇國、亞細亞にては印度、南米では祕露、コロムビヤの兩國が、何れも其中央銀行の利上を實行し、其手段に依り金流出を喰止めんとし、期せずして共同戦線を張つたやうな狀況が現れて居る。今の所之に加はつて居る大國は佛蘭西位であるが、昨年六月のフラン價安定以來、佛蘭西の金有保有は二億六千七百萬弗を増加し、更に紐育に多額の在外正貨と受取勘定を有つて居るのであるから、佛蘭西としては今日の場合此大勢に超越し得る譯であるが、利上繁發の結果結局歐洲諸國の利率は左の如く騰貴して居る。

佛蘭西、瑞西

三分五厘

白耳義

四分

丁抹、チエツコスロヴァキヤ

五分

英國、和蘭、獨逸、奧地利、エストニア

五分五厘乃至七分五厘

洪牙利、羅馬尼、葡萄牙、露西亞

八分

ブルガリヤ、希臘、波蘭

九分

右諸國の中央銀行の利上は各々自國の爲替改善金準備保護に可なりの効果を挙げ、差當り不成功に終つて居るのは獨逸だけである。併しながら一方米國聯邦準備銀行の金保有高は、諸外國の對抗策にも拘らず徐に々増加して、聯邦準備銀行十二行の最近の發表によると、其金保有高總額二十八億一千二百三萬弗となり、前週に比較して一千三百四十二萬九千弗の増加である。斯様に米國市場は磁石のやうな力を以て各國の金を引寄せ、各國は引寄せらるゝ金を引戻すに大童の姿である。其金解楚の十字街に立つて目下思案最中の日本は、金解禁の實行に極めて困難な時機に直面して居ると云はなければならない。』（一九二九年五月五日紐育タイムス紙所載）

然らに一九二九年十月、米國には株式界に於て大反動的恐慌が起つた。此株式界の反動、財界の恐慌の結果金利は低落して、財界には非常な打撃が來た。其後低落の勢ひは止む所なく、一九三〇年五月、米國の中央銀行の金利は年三分である。米國の金利が斯の如く低落した爲に、英蘭銀行の如きも屢々金利を引下げて、同時期に於ける金利は矢張三分である。斯の如く大國間の金利が同一であれば、金利關係から資金を流出せしむることはないが、若し其間に

金利の相違が激しければ、金利の高い所に向つて資金は動くのである。

それ故に一國が他國から資金を吸収する必要がある場合には、金利政策に依つて之を得ることが出来る。英國が金解禁後金の流出を防ぐ爲に金利を引上げたことも其一例である。併しながら是は原則であつて必ずしも各國間に於て斯の如く原則通りに行はれるものではないが、英米兩國は世界の二大金融市場であつて、其間に於ける資金の動きは非常に敏感である。金利の如何に因つて資金は互に流出し、流入するのであるけれども、金融市場が世界の金融市場から隔離して居る場合、或は其の國の經濟的信用が未だ十分でない場合などに於ては、必ずしも斯の如く敏感に、金利の率のみによつて動くものではない。之を我國の實例に就て云へば、我國に於て金利が昂騰したからと云ふて、必ずしも外國の資金がそれ程敏感に流入されるものでない。又米國の金利が高いとて我國の資金がそれ程敏感に流出するものではない。けれども近來經濟界の進歩、金融事情の發展に伴つて我國の如きも、漸次此原則に支配せられんとする傾向が現はれてゐるのである。(第七編第四章金利政策を参照せよ)

第七編 金融政策

第一章 概 説

金融政策といふのは金融の効果を完ふせんが爲に行はれるところの政策である。資金は之を集中することにより其の効果が著しく發揮されるのであるけれど、それにも限度がある。極度の資金集中には又弊害の發生を免れないのである。資金は通貨を以て供給されるのであるから通貨制度の適否は金融の効果を完ふするに重大な關係を有するのである。又金融を調節するには中央銀行の金利政策が重大なる關係を有するのである。斯の如くに金融政策の問題としては幾多の攻究す可き題目が存してゐるが、大體に就て之を云へば制度に關する問題と運用に關する問題の二つに分つことが出来るやうに思ふ。而して制度及び運用の問題に就ても研究す可き問題は頗る多種類あるが、茲には主として我國の今日の金融政策上の懸案たる諸問題に就てのみ述べることとする。

金融政策に關する我國現下の諸問題の第一は銀行合同の問題である、第二は發券制度の改善問題である。第三は金利政策に關する問題である。第四は事業資金の問題である。第五は中小産業者金融難の問題である。此の内前の二者は金融制度に關する問題であり、後の三者は資金の運用に關する問題である。以下章を追ふて此の五つの問題に就て論究を試みたい。

第二章 銀行合同問題

第一節 大銀行主義と分立主義

金融機關の中樞をなすものは普通銀行である。普通銀行の設立經營の方策として大銀行主義と小銀行分立主義とがある。大銀行主義といふのは全國に存在する銀行數を成可く少くして、各銀行の資力を充實せしめ、多數の支店を設け、其支店網に依つて金融の便を圖る制度である。小銀行分立主義と云ふのは、規模の小さい銀行を全國に散在せしめて、資金の吸收及び融通に當らしむる事である。

英國の銀行制度は大銀行主義の模範的なものである。アメリカの從來の銀行制度は小銀行分立主義の代表的のものであつた。我國の銀行制度も亦小銀行主義の一つの例であつた。英國の銀行が大銀行主義であると云ふのは、英國に於ては銀行の合同が頻りに行はれ其の數も極めて少く、その中に五大銀行 (Big Five) といふのがあり、其の預金は英國全體の銀行の預金の 割 分以上に達してゐるのである。英國の銀行は一九〇〇年にありては株式銀行百四行、個人銀行十九行、外に蘇格蘭の株式銀行十行、愛爾蘭の株式銀行九行合計百四十二行であつたが、一九二四年には英國を通じての株式銀行は三十五行、外に個人銀行が四行合計三十九行に減じてゐる。一九二八年末現在の銀行數は二十八行である。

英國の銀行界はビッグ・ファイヴと稱せらるるミッドランド銀行、ロイズ銀行、パークレース銀行、ウェストミンスター銀行、ナショナル・プロビシヤル銀行の五行 (是等の銀行は合同によりて大銀行となつたのである) が大資金を擁し非常の澤山の支店を設け多きものは二千に達し、少きものも一千数百と云ふが如き多數の支店を設置して、英國内は勿論海外迄も、支店網に依つて資金を吸收し又之を供給することを努めて居る。斯の如き大銀行は資金を吸收するの非常に便利である。又銀行の基礎を鞏固とする上に於ても好都合である。

元來銀行は基礎の堅實と云ふ事を第一の要件とする。銀行の基礎が不堅實であつて、預金の支拂を停止するが如き事があつては、銀行の本分は盡されないから、如何なる場合にも基礎が鞏固と云ふことは第一の條件である。而して此條件を整ふるには大銀行主義が最も好都合である。實際英國の事情を見ても、五大銀行の如きは如何なる財界の混亂があつても、其基礎は牢固として動かざる状態である。斯の如く大銀行主義は銀行の基礎を鞏固にし、資金を吸收する爲には便宜であるけれども、之が爲に地方の金融又は小營業者の資金融通を困難ならしむる如き弊害がないでもない。大銀行は多く小取引者と取引することを好まない。又努めて之を爲すにしても、地方の資金が其支店網に依つて中央都市に集中すれば、勢ひ農民の資金が枯渴して、商工資金のみが充實することになる。英國に於て農業が今日の衰頹を來した一つの原因は、農業金融が甚だ不備だからである。英國農業の衰頹には外にも色々の原因があるが、大銀行主義が英國農業の上に禍ひして居ることも否み難い事實である。

小銀行分立主義は大銀行主義と正反對に其弱點と特色とを具へて居る。米國に於ては全國に二萬六千四十二の銀行が存在して居る (一九二八年六月末現在)。其中にはナショナル・シチー銀行、チェース・ナショナル銀行の如き、英國

の五大銀行を凌ぐが如き大銀行もあるけれども、全國二万六千の銀行中には其規模が極めて小さいものが多い。(一銀行の平均資産は二百七十萬弗である。)斯の如く多數の銀行がある爲に、米國に於ては銀行破綻なるものが年々絶えない。一九二六年には九百五十六の銀行破綻があつた。一九二七年にも六百六十二の破綻があつた。是は小銀行主義の弊害であるが、併しながら小銀行が各地方に散在して居ることは、其地方々々の金融の便と云ふ事から云へば、大銀行の支店よりも便利である。だから小銀行主義にも亦それだけの特色があることは認められるのである。

我國の状態はどうであるかと云ふと、我國も亦小銀行が對峙して居つて、最も多いのは明治三十四年であつて、其當時銀行總數は二千三百五十九行であつた。而して拂込資本金は三億六千萬圓で一銀行の平均資本金は十五萬圓であつた。中には三千圓五千圓と云ふが如きものもあり、質屋と何等擇ぶ所のない銀行もあつた。それ程極端でないとしても、五萬十萬と云ふ如き資本金の銀行が其大多數を占め、百萬圓を超えた銀行の如きは、其の數甚だ少なかつた。それが爲に銀行の破綻が續出し、或は銀行が高利貸を營んで、質屋或は個人高利貸との間に何等區別ないやうな状態であつたから、此十數年以來銀行の合同と云ふ事が頻りに唱へられ又著々實行され、内閣が幾度更迭しても銀行合同の根本方針には變化なく、年々幾多の銀行が合同した爲に、昭和四年十二月末現在では全國銀行數は一千六行に減じ、その内普通銀行の數は八百八十一行に減じて居る。行數の減少に反比例して一行當りの資本金は著しく増加し一行の拂込資本金平均は一百七十八萬圓に増加して居る。銀行合同の勢ひは停止する所なく今後頻りに實現する状態であるが、殊に昭和三年四月から實施された銀行法に於ては、資本金は百萬圓以上たることを要するためにそれ以下の資本金のものは存在する餘地が無くなり、目下頻りに廢合を進めて居るのである。其の結果銀行の數は今後に於ても更

に著しく減少するであらうと思はれて居る。我國に於ける銀行合同の數資本金増加の狀態は左の如し。

我國の銀行合同狀態

| | 普通銀行數 | 貯蓄銀行數 | 特殊銀行數 | 合 計 | 拂込資本金 |
|---------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 明治三十四年末 | 一、八六七 | 四四一 | 五一 | 二、三五九 | 三六一、二〇七、四五六 |
| 大正元年末 | 一、六二一 | 四七八 | 五二 | 二、一五一 | 五二三、一〇九、三五七 |
| 大正三年末 | 一、五九三 | 五〇八 | 五二 | 二、一五三 | 六四五、二九六、五七二 |
| 大正九年末 | 一、三二二 | 六三六 | 五四 | 二、〇六二 | 一、七〇七、八二八、八八一 |
| 昭和元年末 | 一、四一七 | 一二四 | 三五 | 一、五九五 | 一、九九二、八一五、二三五 |
| 昭和四年末 | 八八一 | 九五 | 三〇 | 一、〇〇六 | 一、八〇五、三九七、四六三 |

銀行の合同は銀行の堅實性を増す爲に又資金の威力を發揮するため有効であるけれども、餘りに銀行が少數になつて、支店網によつて全國の資金が吸収せられることになると、地方の金融を益々困難ならしむるの憂がある。現に英國に於ては此點に於て相當著しい弊害が現れて居る。而して我國に於ても既に其弊害の一端が現れて居るから、一部に於て銀行合同に對し反對の意見を表示して居る者も現れるやうになつたが、是は一應考慮すべき事であつて、大銀行主義を極度に發揮することは動もすると地方の資金を大都市に吸収して、さなきだに資金に缺乏して居る地方の資金難を益々激しくする弊を免れない。之を除去する爲に同じ銀行合同を行ふにしても、東京大阪の如き大都市中心の銀行のみに合同せしめ、全國を其支店網に依つて縦斷する、英國に類似したやうな方法のみに依らず、一方には各地方を中心としての合同をなさしむることが必要である。斯くすると地方毎に金融の中心點が出来て、其地方の金融

を硬塞せしむるの弊は緩和せらるるのである。單なる理論から云へば、大都市の銀行の支店が地方金融を支配して居つても、其地方に依つて吸収した資金を其地方に融通することを努むれば、決して其地方資金を枯渴せしむることはないやうに思はれるけれども、事實は然らずして地方の支店から吸収した所の資金は大都市の金融資金に偏用されるの弊害を免れない。即ち農村其他地方の資金が大都市の商工資金に吸収されて、資金難に陥ることの弊害を免れないのである。故に今後に於ける銀行合同方針は大都市中心の合同に偏することなく一方に於て地方別の合同を考慮し、合同による資金の効力發揮を考ふると同時に、資金の分布について十分に注意し、農村其他小都市の資金を枯渴せしむることのないやうに努めることが必要である。

第二節 銀行合同の世界的大勢

銀行界の大勢から云ふと世界各國とも今日は大銀行主義に傾いて居る。以前米國は小銀行主義の標本の如く稱せられたけれども、近年米國に於ても銀行合同が頻りに行はれ、殊に紐育、シカゴ、ボストンの如き大都市にありて銀行と銀行との間に、若くは銀行と信託會社との間に合同が行はれ、一九二九年二月にガラランチャー信託會社がナショナル・バンク・オブ・コムマースを合同して資産二十億弗の大信託會社となつたが、更に同年にナショナル・バンク・オブ・コムマース・ローン・エンド・トラスト會社及びコーン・エクスチェンジ・エンド・トラスト會社を合同して、資産總額二十二億弗になつた。一九三〇年四月にはチェース・ナショナル銀行がエクキタブル信託會社、インターステート信託會社を合同した爲に、其資産は二十八億弗と云ふ巨額に達して、今日に於ては世界最大の銀行になつた。今チェース・ナシヨナ

ル銀行の合同前及び合同後に於ける内容を示せば左の如し。(單位千弗)

| | 資本金 | 資産 | 預金 |
|--------------|---------|-----------|-----------|
| チェース・ナシヨナル銀行 | 一〇五、〇〇〇 | 一七、一五、〇〇〇 | 一二、四八、〇〇〇 |
| エクキタブル信託會社 | 五〇、〇〇〇 | 一〇、一四、〇〇〇 | 七、六五、〇〇〇 |
| インターステート信託會社 | 七、〇〇〇 | 八六、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇 |
| 合 計 | 一六二、〇〇〇 | 二八、一五、〇〇〇 | 二〇、七三、〇〇〇 |

近年迄世界最大の銀行と云へば、英國のミッドランド銀行であつて、其資金は二十一億弗であつたが、一九二九年ナシヨナル・シチー銀行がファーマース信託會社其他を合同した爲に第一位の銀行となつた。然るに最近にチェース・ナシヨナル銀行に其地位を奪はれた。今世界に於ける十大銀行の資産額を示せば左の如し。(一九二九年十二月末現在、但しチェース・ナシヨナル銀行は一九三〇年四月末現在)

| | | |
|--------------------------------------|----------|-------------------------|
| 一、チェース・ナシヨナル銀行 (Chase National Bank) | (ニューヨーク) | 二、八一五、〇〇〇 ^{千弗} |
| 二、ナシヨナル・シチー銀行 (National City Bank) | (ニューヨーク) | 二、二〇六、〇〇〇 |
| 三、ミッドランド銀行 (Midland Bank) | (ロンドン) | 二、一六九、〇〇〇 |
| 四、ロイド銀行 (Lloyds Bank) | (ロンドン) | 二、〇九八、〇〇〇 |
| 五、ガラランチャー信託會社 (Guaranty Trust Co.) | (ニューヨーク) | 二、〇一七、〇〇〇 |
| 六、バークレーズ銀行 (Barclays Bank) | (ロンドン) | 一、八七六、〇〇〇 |

- 七、ウキストミンスター銀行 (Walsmister Bank) (ロンドン) 一、六一八、〇〇〇
 八、ナショナル・プロビンシアル銀行 (National Provincial Bank) (ロンドン) 一、四九二、〇〇〇
 九、ドイツ・チェコスロント銀行 (Deutsche Bank und Disconto Gesellschaft) (ベルリン) 一、三二七、〇〇〇
 一〇、コンチネンタル・イリノイ銀行 (Continental Illinois Bank and Trust Co.) (シカゴ) 一、一七七、〇〇〇
 チェース・ナショナル銀行が大合同をなした爲に、今日紐育に於ては三つの大銀行が鼎立して居る、それはチェース・ナショナル銀行と、ナショナル・シチー銀行と、ガラランチー信託会社とである。其資産及預金は左の如し。(單位千弗)

| | 資本金 | 資産 | 預金 |
|--------------|---------|-----------|-----------|
| チェース・ナショナル銀行 | 一六二、〇〇〇 | 二、八一五、〇〇〇 | 二、〇七三、〇〇〇 |
| ナショナル・シチー銀行 | 一一〇、〇〇〇 | 二、二〇六、〇〇〇 | 一、六五〇、〇〇〇 |
| ガラランチー信託会社 | 九〇、〇〇〇 | 二、〇一七、〇〇〇 | 一、三〇九、〇〇〇 |

米國にては是等の大銀行の合同の外に小合同も各所に行はれ聯邦準備局の報告によると一九二八年に於て聯邦準備制度に屬する組合銀行間に行はれたる合同は百八件、組合外の銀行にして組合銀行に合同せられたものが五十九件である。而して全體としては一九二八年六月に終る一ヶ年間に合同によりて減少した銀行数は八百五十行、同月末に至る七ヶ年に減少した銀行数は四千六行であるといふ。

又獨逸に於ても漸次大銀行主義が實現されつゝある。獨逸に於ては四D銀行と稱して四つの大銀行があつた。獨逸銀行 (Deutsche Bank)、ドレスデン銀行 (Dresdner Bank)、チスコント銀行 (Disconto Gesellschaft)、ゲルムスグッド

銀行 (Darmstädter und Nationalbank) が即ちそれである。之を獨逸の四大銀行と稱してゐるが、一九三〇年一月此四大銀行の中にも合同が行はれて、獨逸銀行とチスコント・ゲゼルシャフトとが合同して、Deutsche Bank und Disconto Gesellschaft となり、其資本金は二億八千五百萬ライヒスマルク、預金額は四十二億ライヒスマルクとなつた。(ゲルムスタッデル銀行も一九二一年に National Bank für Deutschland を合同して今日の大をなしたのである)。

斯くて獨逸の銀行 (Kreditbanken) 数は資本金二千萬マルク以上の大銀行は一九一三年末に四十行であつたものが、一九二六年末には十七行に減少し、資本金百萬マルク以上二千萬マルク未満の中銀行は同期間に百六十行から百十七行に減じた。但し資本金百萬マルク未満の小銀行は同期間に百六十二行から三百五十四行に増加してゐる。一九二六年末のクレジット・バンク總数は四百八十八行である。(Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1928, S. 422-23)

世界各國の銀行が大銀行主義に進みつゝあるは何故であるかと云ふに、元來金融資本は合同さるればさるゝ程其威力を發揮し得るからである。又銀行の鞏固と云ふことは資力の増加に従つて加はるものであるからである。併しながら是は銀行に就てのみ稱することであつて、其他の金融機關に就て云へば、それ〴〵の目的に依つて必ずしも大資金を集中することが適當ではない。信用組合の如きは、一の組合が餘りに澤山の組合員を有し、資金を集めることは却つて其目的を達する所以ではない。其他庶民階級の金融機關は、その一箇ごとの資金は左程多額でなくして、營業状態が堅實であることが必要條件である。公益質屋の如きも亦それと同様である。だが銀行其他商工業の金融機關は、大體に於て資金が集中すればする程基礎は鞏固となり資本の効果は大に發揮されるのである。之が世界各國に於て銀行の合同が頻りに實現しつゝある所以である。

第三節 特殊銀行の合同及び整理問題

我國の銀行合同問題に就ては普通銀行の合同問題の外に特殊銀行の合同問題がある。是は合同問題といふよりか整理問題といつた方が適當のやうに思ふ。曾つて金融機關の編に於て述べた通りに、我國に於ては多種類の特殊銀行がある。恐らく我國の如くに多種類の特殊銀行の存して居る國は他に類例があるまい。是等の特殊銀行はそれ／＼の目的を有つて設置されたものであるけれども、其實際の運用から云ふと互に重複して居るものが少くない。

元來銀行は資金を他より得て、之を其の需要者に融通することを業務とするものであるから、此點に於ては特殊銀行たると普通銀行たるとに於て異なる所はない（發券銀行は例外であるが）。従つて多種類の特殊銀行を設ければ、其營業に於ては幾多の重複する點があることを免れない。資金を他より得ると云ふことは、預金の形式に於て得るか或は債券發行の形式に依つて得るか等であるが、之は大體各銀行とも同様である。又之を貸付くるに就ては商業資金、工業資金、農業資金など色々のもがあるけれども、其運用方法は一の産業に對してのみ融通するものではない。

米國に於て農家金融機關と云へば、嚴格に農業のみに資金を供給し、之を他の事業に融通することを禁じてゐるが、我國に於ける特殊銀行は資金運用の範圍が頗る廣汎である。日本勸業銀行は不動産銀行だと稱せられながら、權利擔保の金融を爲し又無擔保の金融をなして居る。或は勸業銀行は農業銀行であると稱するけれども、鐵道財團などに對して資金の融通を爲すこともある。日本興業銀行は工業の金融機關として設けられたものだが、矢張普通銀行と同様國債、社債等の引受をなし、其他信用貸付をも爲して居る。僅に其特色と稱すべきものは船舶金融、工場財團に對する業務を繼續して居る。

金融等であるが、之さへも普通銀行に於て之を爲してゐるものもある。

我國に於ては是等の特殊銀行が餘りに多数である爲に、今日は特殊銀行の整理問題、特殊銀行の合同問題か可なり有力になつて居る。其一是勸業銀行をして農工銀行を合併せしめ、勸業銀行の支店として地方の農業金融をなさしむることである。今日勸業合併は著しく進捗して、以前農工銀行は各府縣に必ず一箇宛存在したものが、今日に於ては二十四行に減少し、其他府縣に於ける農工銀行は勸業合併の法律によりて勸業銀行に合併して勸業銀行の支店として業務を繼續して居る。

又勸業銀行と興業銀行の合併問題も一部に唱へられてゐる。所謂勸業合併問題と稱するが即ちそれである。元來勸業銀行は不動産抵當銀行であり、又農工業の金融機關であることを趣旨とするのであるから、勸業銀行の業務方針如何に因つて、興業銀行の事業を營むことは不可能ではない。此意味から興業銀行を別に對立することを必要とせず、寧ろ勸業兩銀行を合併すべしと主張せられるのである。

正金銀行は爲替専門の銀行として設けられたのであるが、今日に於ては正金銀行のみでなく、普通銀行にて爲替業務を營むものも少くない。尤も過去の長い經驗と勢力扶植とに依つて、今日に於ても我が貿易金融の大部分は正金銀行に依つて營まれ、他の爲替銀行全體の力を加ふるも一正金銀行に及ばない位であるが、斯の如く基礎を築き上げた今日尙ほ正金銀行を特殊銀行として特別の保護の下に行く必要はないといふのである。明治十三年頃我國の貿易が幼稚であつた當時に於ては貿易金融及爲替業務に對して特に保護をなすの必要があつたであらう。此の趣意から正金銀行條例が設けられ、明治十三年二月に資本金三百萬圓にて横濱正金銀行が設置されたのであるが、今日に於ては

一般金融業務が進歩して、爲替銀行としての活躍も自然發達してゐるのであるから、横濱正金銀行に對してのみ特に保護を與ふる必要はない。正金銀行も普通銀行の爲替銀行と相對立し、平等の立場にありて業務を営むべきものだと思ふ。云ふ意見が行はれて居る。是は銀行合同問題とは無關係だが特銀整理案の一つとして相當傾聴すべき意見であるやうに思ふ。

最後に特殊銀行合併問題として、特に有力であり又當然の要求であるのは、發券銀行の統一である。我國に於ては日本銀行の外に朝鮮銀行臺灣銀行があつて、朝鮮銀行は朝鮮に於ける紙幣を發行し、臺灣銀行は臺灣に流通する銀行券を發行して居るが、今日に於ては斯の如く三つの發券銀行を存在せしむる必要なく、中央銀行たる日本銀行に之を統一すべしと云ふのが是等の主張者の云ふ所である。成程明治二十八年に臺灣を領有した當時に在つては、臺灣には特殊の經濟事情があり、又内地との交通關係も不便であつたから臺灣に於て特殊の紙幣發行銀行を設けることも必要であつた。併しながら今日に於ては事情が全く一變して、臺灣と内地との距離は非常に切近し、經濟事情も大に變化して居るのであるから、臺灣に於て別に發券銀行を置くの必要はない。又朝鮮にては明治四十二年朝鮮併合當時までは、第一銀行の紙幣が行はれて特殊の貨幣事情も存してゐたが、今日に於ては朝鮮の經濟事情も一變し、且つ朝鮮銀行は日本銀行の兌換券を發券準備として、紙幣を發行してゐるやうな次第であるから、獨立の發券銀行として存置するの必要はないと思ふ。又交通關係からいつても交通の發達した今日に於ては別に獨立した發券銀行を置く必要はないやうに思ふ。更には是等の發券銀行合同の提案せらるゝ有力なる他の一の理由は、朝鮮銀行、臺灣銀行の經營が甚だ不良であつて、幾度となく政府の特別救済を受け、民間からは信用を失し、國際經濟關係にありてもガヴァーメント・バン

クとしての信用を失墜してゐる爲である。臺銀鮮銀兩發券銀行の發行權を日本銀行に統一して、我國の紙幣を内地、植民地を通じて統一すべしといふ意見は特銀整理案としても幣制統一案としても有意義の主張であると思ふ。

第三章 發券制度の問題

我國の兌換券發行制度は、學者の所謂伸縮的制限法 (Elastic Limited Method) と稱するのである。是は明治十七年に獨逸帝國銀行の銀行券發行法に倣つて制定されたものである。當時の獨逸の制度では正貨準備に依る兌換券發行以外に、一定の額を限り國債商業手形等を準備とする保證發行を許し、保證額を超過して兌換券の發行を必要とする場合は、五分の發行税を納めて所謂制限外發行を爲し得るの制度であつたが、千九百二十四年の幣制改革に於て、獨逸は在來の發行制度を廢棄して、米國と同様の比例發行制度を採用し、正貨準備は紙幣發行高の四十%にて足ることにした。

伸縮的制限法を採用したる我國の兌換券發行制度に於て保證發行の限度は、明治二十一年兌換銀行條令を改正した時に、七千萬圓と定めたが、其後八千五百萬圓に擴張し (明治二十三年) 更に一億二千萬圓に擴張された (明治三十二年)。之が現行の保證發行限度である。我が日本銀行の紙幣發行制度に於ては、兌換券の發行に付ては原則として全額の正貨を準備し、此外に保證發行と稱して、前に述べた如く、一億二千萬圓迄は、國債其他確實なる證券を準備として兌換券を發行することが出來、之に對しては千分の十二半の發行税を課してゐる。尙ほ此外に金融界が逼迫し、銀行券の増發を必要とする場合には、日本銀行は制限外發行と稱して正貨準備なくとも、國債其他確實なる證券を準備して兌換銀行券を發行することを許されてゐる。此の制限外發行に對しては年五分以上の發行税を課することになつ

てゐる。斯の如く伸縮的制限法に於ては、財界の狀況如何によつて正貨準備以外に必要な應じ得るだけの紙幣發行を爲すことが出来るから、英國の舊制度の如く、制限外發行を全然許さなかつたものに比べて、伸縮の餘地がある點に於て、完備した制度だと一般に考へられてゐた。

然るに今日に於ては世界各國殆ど皆比例發行法を採用し、我國と類似した制度を採用して居る國は英吉利のみである。假りに現在の發券制度を維持するにしても、保證發行の限度を一億二千萬圓に止めることは今日の時勢に適合しない。此の保證限度は明治三十二年紙幣の發行總額が二億五千萬圓位であつた當時に定められたものであつて、其當時に於ては保證發行の一億二千萬圓は、紙幣總額の半ば以上に當つたが、今日兌換券の發行高が十二億圓十三億圓、歳末の如きは十七億圓にも達すると云ふが如き場合に、依然保證發行限度を一億二千萬圓に制限することは、經濟界の事情に適應したものではない。だから現制度を維持するにしても、保證發行限度は更に之を擴張する必要があると主張する者がある。是が所謂保證發行限度問題である。之に對して現在の發行制度を根本的に改めて、比例準備制度を採用し、世界各國と同様の發券制度に改むべしと云ふ意見がある。是は比例準備制度採用論である。

何れの點から考へても、今日の發券制度には改正を加ふる必要がある。唯此場合に保證發行限度の擴張に止むべきか、それとも根本的に比例發行制度を採用すべきか、之は今日に於ける我國の幣制改正問題の核子となした重大の問題である。又金融制度全般の問題としても、根本の問題として重大の關係を有する懸案である。英國に於ても一九二八年に幣制改革が實現する以前に於ては、比例發行論と保證擴張論と二つの説が行はれ互に論議を戦はした。ミッドランド銀行頭取マッケナー氏の如きは、英國の金融が動もすると硬塞に陥つて、産業の發展を阻碍するの幣害がある

のは、發券制度の不備に基くのであるから、此場合にアメリカ獨逸等と同様、比例準備制度を採用し通貨の供給に伸縮の餘地を與ふべしと主張した。之に對してパークレス銀行頭取グーデナウ氏の如きは、貨幣制度に付ては其國の特殊の歴史があり經濟事情がある。英國には英國の貨幣の歴史がある。從つて英國の幣制を改正するに就ては、徒に外國の制度に模倣することなく、英國自身の事情を十分に考慮して適當の改正を行ふ必要がある。今日の英國の狀態としては特に比例準備制度を採用するの必要なく、保證發行限度を擴張して幣制改革を完了せしむることが賢明であると主張した。然るに一九二八年の幣制改革に於ては遂に比例發行論を否定して、保證發行限度の擴張に止め別に限外發行の制度を設けることにして多年の懸案に解決を與へた。之より先英蘭銀行の保證發行限度は千九百七十五萬磅であつたが、此外に歐洲大戰中の特産物としてカレンシー・ノートと稱する政府紙幣がある。此の政府紙幣を英蘭銀行券に統一することが、幣制改革の骨子であつたが、政府紙幣を英蘭銀行券に統一するには、その統一に相當するだけ英蘭銀行の保證發行限度を擴張せなければならぬ。此見地からして英蘭銀行の保證發行限度は千九百七十五萬磅から一躍して二億六千萬磅に擴張された。之は政府紙幣の流通額を基礎として採定したものである。斯くて政府紙幣はいよゝゝ英蘭銀行券に統一せらるゝことになつた。此外にそれまでは英國に於ては制限外發行の制度がなかつたが、新幣制では制限外發行の餘地をも認めることになつた。其結果として英國の發券制度は我國の今日の制度と同様、屈伸的制限法の一つと看做さるゝものになつたのである。

英國の幣制改革に做つて我國に於ても、發券制度を改正するとすれば、其方法は保證發行の擴張に止むべしと云ふ意見は可なり有力である。幣制改革には急激なる變化を執ることは好ましくない。漸進的の改革を可とすると云ふ點から

云へば、保證發行限度を擴張するに止め、例へば我國の今日の保證發行限度は一億二千萬圓であるが、之を三億圓或は四億圓に改めることは穩健な方法である。元來制限外發行なるものは、財界が急迫した場合にのみ行はるべきもので制限外發行は金融界の逼迫する一の非常信號であるべき筈であるが、我國の實際に於ては保證發行限度が少い爲に制限外發行なるものは絶えず行はれてゐる。此點から考へても保證發行の限度を擴張することは必要である。

併しながら根本の問題として考ふるに、今日世界の各國が殆ど皆比例發行方法を採用して居るのは、比例發行方法には保證發行法よりも理論上適當と認めらるゝ點が存するからであらうと思ふ（第五編中央銀行の發券機能の章參照）。我國の制度は原則として、紙幣の發行には全額の準備を爲し、例外として保證發行、制限外發行を認めて居るのであるが、兌換券發行に對する正貨準備は、以前には國內に於ける正貨の使用に對して兌換をなすことを一つの有力な目的として居つたけれども、今日に於ては正貨準備は國內に金貨を通貨せしむる爲の準備ではなくして、國際間に於ける貸借決濟に充當さるべき兌換の要求に應ずる爲の準備である。斯の如くに正貨準備の趣意は變化されて居る。勿論今日の兌換制度設定の當時に於ても、對外支拂の決濟と云ふことは考慮の内に加へられてゐたのであるけれど、今日に於ては之が殆ど唯一の正貨兌換の用途である。英國の如き金塊本位制の國は特に然り。其他各國の金本位制を見ても悉く皆然り。今日金貨を國內に流通せしむるが爲に金本位制を採用してゐる國は一つもない。何れの國も其正貨準備は皆對外決濟に充當せしむる爲に存在して居るのである。既に正貨兌換は對外決濟に充當さるべきものとすれば、之に對して金額準備を原則とせなければならぬ理由はない。三分ノ一、五分ノ二と云ふが如き比率の正貨準備を以てしても金本位制の趣旨は達し得るのである。

又正貨準備の他の一つの目的は、内地に流通する兌換券の信用を確保する事である。紙幣の背後に正貨が存して居ると云ふことは、メタリズムの思想であつて、貨幣學説としては必ずしも正當であるとは稱せられないけれども、紙幣の背後に正貨準備があると云ふことは、紙幣の流通信用を維持する上に於て相當の効力あるものである。貨幣の本質は購買力信用と云ふ事である。此の購買力信用を確保する爲には、或程度の正貨準備は必要であるが、併ながら此準備が全額であると云ふことは必要でない。アメリカの制度に於てゴールド・サーチフィケート(金券)は、全額の發行準備を有し、聯邦準備券は四割の正貨準備をなせば足ることになつて居るが、其流通信用に於ては金券であると、聯邦準備券であるにより何等異なる所はない。斯の如く國際貸借の決済と云ふ點から考へても、或は又紙幣の流通信用を保つと云ふ點から考へても、正貨の原則的全額準備を保持すること無意義である。之を中央銀行の金庫内に死蔵して置くよりも、其準備は適當な程度に止めて、他に之を活用することが賢明である。

金解禁後我國の正貨は著しく減少したけれども、依然八億六千萬圓の額を保有して居る(昭和五年五月現在)。若し正貨準備が比例發行制度に依つて四割にて足るとすれば、八億圓臺の正貨準備を以てしても、二十億圓迄の紙幣を發行し得ることになる。紙幣の最高限度が十七億圓位にて足るとすれば八億圓よりもつと少ない準備にても十分必要の通貨を供給し得る道理である。通貨の供給はそれが餘りに過大であれば、物價の暴騰となり、財界に悪影響を及ぼすけれども、又其供給が不足すれば資金の不足となり、金利の暴騰となり、産業の發展に著しく障害を與ふことになる。それ故に通貨政策としては其供給量を適當に調節することが必要であるが、徒に多額の正貨を中央金庫内に死蔵して置くよりも、若し之に餘裕があるならば、日本の如く多額の負債を負擔して居る國に於ては、他に之を有効に使

用するの途を考ふることが賢明な遣方である。

保證發行擴張と、比例準備制採用とは、何れも相當な理由があるが、兎に角我國の金融制度の問題としては、根本的の重大な問題であつて、早晚何れにか解決しなければならぬ懸案である。殊に金解禁後正貨が減少するに於ては、比例發行を採用するか或は保證發行限度を擴張するかしなければ、通貨の供給に不足を生じて産業上の發展に悪影響を及ぼすことになる。

金融制度の問題としては、此外に幾多の問題がある。中央銀行の組織に関する問題の如きも其一であるが、今日に於ける中心的の問題は、何と云つても發券制度の問題である。金解禁後の幣制改正として之は早晚解決せなければならぬ問題である。

第四章 金利政策

金利政策は金融政策の中心を成す重大問題である。中央銀行が通貨の統制力を有し、其國の通貨供給量を調節するには、割引政策に依る場合が多い。又一國の正貨が外國に流出する場合に、之を防止する爲にも金利政策に依つて、或程度迄は其目的を達することが出来る。反對に外國の資金を吸収する爲にも金利政策の運用に依つて之をなすことも出来る。此點は英米間の如く金融事情の發達せる國に於ては殊に顯著である。英國に於て英蘭銀行の公定割引歩合が引上げられると、アメリカの資金が英國に流入して資金の不足を補ふことになる。又英蘭銀行の公定割引歩合が引下げられれば、其資金がアメリカ其他の外國に流出して、資金の欠乏となり、更に利子引上を餘儀なくせらるゝことになる。

一九二九年は世界に於ける高金利時代であつた。それは米國殊に紐育に於て投機熱が著しく膨脹した爲に、聯邦準備銀行は其投機熱を抑壓する爲に、頻りに其利子歩合を引上げた。其結果として英國其他歐洲各國の正貨が、續々として米國に流出する憂があつた。米國はさなきだに正貨が横溢して居る國であるが、其國の金利が昂騰した爲に、英國其他歐洲諸國の資金が、米國に向つて流出するの傾向を現したのである。従つて之を防止する爲に各國の中央銀行を初め、頻りに金利の引上を行つたのである。之が原因をなして一九二九年は、世界各國を通じての高金利時代を實現したのである。

然るに同年十月米國の財界にも反動が起つて、財界は俄に不況となり、金利の如きも續々低落することになった。米國の金利が斯の如く低落した爲に、歐洲の諸國も亦其金利を引下げた。斯くて一九三〇年四月に於ては、米國聯邦準備銀行の金利は三分、英蘭銀行の金利も三分、佛蘭西銀行の金利の如きは二分五厘と云ふが如き低金利時代を實現して居る。一九三〇年五月一日現在と一九二九年九月末現在の世界主要國中央銀行の公定割引歩合は左の如し。

世界主要國中央銀行金利

| 日 本 銀 行 | 一九三〇年五月一日 | 一九二九年九月末日 |
|--------------|-----------|-----------|
| ニューヨーク聯邦準備銀行 | 五分四厘八毛 | 五分八厘四毛 |
| イングラランド銀行 | 三分 | 六分 |
| フランス銀行 | 二分五厘 | 六分五厘 |
| ライヒス・バンク | 五分 | 三分五厘 |
| ベルギー中央銀行 | 三分 | 七分五厘 |
| イタリア銀行 | 六分 | 五分 |
| オランダ銀行 | 三分 | 七分 |
| スエーデン銀行 | 三分五厘 | 五分五厘 |
| デンマーク中央銀行 | 四分 | 五分五厘 |
| ノールウェー中央銀行 | 四分五厘 | 五分五厘 |
| ルーマニア中央銀行 | 九分 | 六分 |
| | | 九分五厘 |

第七編 金融政策

| | | |
|------------|----|------|
| ハンガリー中央銀行 | 六分 | 八分 |
| オーストリア中央銀行 | 五分 | 八分五厘 |
| ブルガリア中央銀行 | 一分 | 一分 |
| ポーランド中央銀行 | 七分 | 九分 |
| インド帝國銀行 | 六分 | 五分 |
| 南阿準備銀行 | 六分 | 六分 |

二七〇

各國に於ける中央銀行の金利は同率でないけれども、各國とも互に關聯して利率の變更をなすのである。而して若し外國の資金を吸収する必要がある場合には、其の中央銀行の金利を引上るのである。斯く云へば正貨を吸収する爲に、金利は成可く高い方が宜しい様に思はれるけれども、それは必ずしもさうあることを許さない。と云ふのは金利が騰貴すれば市中の金利も亦騰貴して、結局國全體の産業資金の利子が昂騰することになるから、其國の産業經營上困難を來すことになる。だから出來得る限り金利は安い方が宜しいけれども、資金が不充分では金利の低下は望まれない。又資金が豊富な國でも餘り金利が安ければ、其國の正貨が外國に流出することになるから、金利政策としては其國の經濟事情に應じ、適當なる歩合を定むることが肝要である。英蘭銀行の如きは此見地から斷へず其金利を動かして、一年に十數回の金利を變更したこともある。恐らく英蘭銀行は金利の變更の激しい點に於て世界第一であるやうに思ふ。

既往八十五年間の英蘭銀行の金利と其の統計的觀察

一八四四年より一八二八年末に至る英蘭銀行公定歩合の類別左の如し。

| 公定歩合 | 金利變更數 | 金利變更に對する百分率 | 繼續日數合計 | 全繼續日數に對する割合 | 各金利の平均繼續日數 | 本曜と其他の日とに於て金利の變更せられた回数 |
|------|-------|-------------|--------|-------------|------------|------------------------|
| 一〇 | 三 | 〇・六 | 一四六 | 〇・五 | 四八・七 | 三 |
| 九 | 五 | 一・〇 | 九五 | 〇・三 | 一九・〇 | 三 |
| 八 | 一六 | 三・三 | 二六九 | 〇・九 | 一六・八 | 九 |
| 七 | 二二 | 四・七 | 一〇一四 | 三・三 | 四四・一 | 一三 |
| 六 | 三 | 〇・六 | 一四七 | 〇・五 | 四九・〇 | 三 |
| 六 | 三九 | 八・〇 | 一三五六 | 四・四 | 三四・八 | 二九 |
| 五 | 九 | 一・八 | 四四五 | 一・五 | 四九・四 | 九 |
| 五 | 六一 | 一二・五 | 四九四八 | 一六・一 | 八一・一 | 五一 |
| 四 | 三三 | 六・七 | 一五四四 | 五・〇 | 四六・八 | 三一 |
| 四 | 九一 | 一八・六 | 四八五六 | 一五・七 | 五三・四 | 八一 |
| 三 | 六二 | 一二・六 | 二〇九六 | 六・八 | 三三・八 | 六一 |
| 三 | 八七 | 一七・七 | 六八四八 | 二二・二 | 七八・七 | 八六 |
| 二 | 四〇 | 八・二 | 三・五九八 | 一一・七 | 八九・七 | 四〇 |
| 二 | 一 | ・二 | 二八 | 〇・一 | 二八・〇 | 一 |
| 計 | 四七〇 | 一〇〇・〇 | 三〇・七九七 | 一〇〇・〇 | 六二・八 | 四四〇 |

備考 一八四四年は九月五日に始る

第四章 金利政策

尙ほ一八四七年以降に於ける公定歩合の變更回数及び平均歩合は左の如し。

| 年次 | 歩合變更回数 | 平均年率 | 上半季平均歩合 | 下半季平均歩合 | 年次 | 歩合變更回数 | 平均年率 | 上半季平均歩合 | 下半季平均歩合 |
|-------|--------|-------|---------|---------|-------|--------|-------|---------|---------|
| 一八四七年 | 九 | 四分二七一 | 四分三六一 | 五分九六七 | 一八六三年 | 二 | 四分四二一 | 三分九二七 | 四分八九七 |
| 一八四八年 | 三 | 三分七二二 | 四分一〇三 | 三分三四〇 | 一八六四年 | 一 | 七分五三二 | 六分九七三 | 七分三三八 |
| 一八四九年 | 一 | 二分九四一 | 三分〇〇〇 | 二分八九四 | 一八六五年 | 一 | 四分七七〇 | 四分四五六 | 五分〇七九 |
| 一八五〇年 | 一 | 二分五〇七 | 二分五〇〇 | 二分五〇〇 | 一八六六年 | 一 | 六分九四九 | 七分八四〇 | 六分七七三 |
| 一八五一年 | 一 | 三分〇〇〇 | 三分〇〇〇 | 三分〇〇〇 | 一八六七年 | 三 | 二分五四〇 | 三分〇一九 | 二分〇六八 |
| 一八五二年 | 二 | 二分一五六 | 二分三三三 | 二分〇〇〇 | 一八六八年 | 二 | 二分〇九六 | 二分〇〇〇 | 二分〇六八 |
| 一八五三年 | 六 | 三分六九四 | 三分〇〇五 | 四分三七二 | 一八六九年 | 七 | 三分〇〇一 | 三分五七七 | 二分八三三 |
| 一八五四年 | 二 | 五分一五五 | 五分一三八 | 五分〇九二 | 一八七〇年 | 一〇 | 三分一〇〇 | 三分〇〇〇 | 三分一九八 |
| 一八五五年 | 八 | 四分八八八 | 四分五五八 | 五分二二二 | 一八七一年 | 二〇 | 二分八二二 | 二分五九五 | 三分一六四 |
| 一八五六年 | 七 | 六分〇六六 | 六分五九九 | 五分五三八 | 一八七二年 | 一四 | 四分〇九四 | 三分五〇〇 | 四分六八二 |
| 一八五七年 | 九 | 六分六六七 | 六分二二三 | 七分二二四 | 一八七三年 | 二四 | 四分九七七 | 四分七二四 | 五分〇七六 |
| 一八五八年 | 六 | 三分三二九 | 三分五三二 | 二分九四〇 | 一八七四年 | 一三 | 三分六九二 | 三分五五六 | 三分八四五 |
| 一八五九年 | 五 | 二分七四〇 | 二分九四五 | 二分五三八 | 一八七五年 | 二二 | 三分三三三 | 三分六三三 | 二分八七七 |
| 一八六〇年 | 二 | 四分八八〇 | 四分〇〇八 | 四分三五一 | 一八七六年 | 五 | 二分六〇七 | 三分二〇〇 | 二分〇〇〇 |
| 一八六一年 | 二 | 五分四八八 | 六分四八一 | 四分〇三三 | 一八七七年 | 七 | 二分九〇〇 | 二分三〇〇 | 三分四七〇 |
| 一八六二年 | 三 | 二分五三〇 | 二分六三三 | 二分四二九 | 一八七八年 | 一〇 | 三分七八一 | 二分六八八 | 四分八七五 |

| 年次 | 歩合變更回数 | 平均年率 | 上半季平均歩合 | 下半季平均歩合 | 年次 | 歩合變更回数 | 平均年率 | 上半季平均歩合 | 下半季平均歩合 |
|-------|--------|-------|---------|---------|-------|--------|-------|---------|---------|
| 一八七九年 | 三 | 二分五三二 | 二分七九二 | 二分二九九 | 一九〇八年 | 六 | 三分二四三 | 三分二九〇 | 三分二〇一 |
| 一八八〇年 | 二 | 二分七六一 | 二分六六四 | 二分五六〇 | 一九〇九年 | 六 | 三分七五三 | 三分一四四 | 四分三五一 |
| 一八八一年 | 六 | 三分四八一 | 二分九三三 | 四分〇三〇 | 一九一〇年 | 六 | 三分九六四 | 四分〇三三 | 三分八七七 |
| 一八八二年 | 六 | 四分二四五 | 三分九六一 | 四分三三六 | 一九一一年 | 六 | 三分七三二 | 四分二一九 | 三分三三二 |
| 一八八三年 | 六 | 三分五七八 | 五分七三三 | 三分四四六 | 一九一二年 | 三 | 三分三三九 | 三分二六六 | 三分四八九 |
| 一八八四年 | 七 | 二分九五六 | 二分八四四 | 三分〇八七 | 一九一三年 | 三 | 三分七五一 | 三分八五六 | 三分六四四 |
| 一八八五年 | 七 | 二分九一九 | 三分五〇六 | 二分三四二 | 一九一四年 | 二 | 三分二九七 | 三分五六六 | 三分〇〇〇 |
| 一八八六年 | 七 | 三分〇五三 | 二分六三五 | 三分四六五 | 一九一五年 | 一 | 三分〇〇八 | 二分六八八 | 三分三三三 |
| 一八八七年 | 七 | 三分三四五 | 三分三二二 | 三分四六七 | 一九一六年 | 一 | 三分〇〇八 | 二分六八八 | 三分三三三 |
| 一八八八年 | 九 | 三分三〇三 | 二分六三七 | 三分九六二 | | | | | |
| 一八八九年 | 八 | 三分五五五 | 三分〇〇六 | 四分〇九五 | | | | | |
| 一八九〇年 | 二 | 四分五三三 | 四分五五四 | 四分七八八 | | | | | |
| 一八九一年 | 三 | 三分三三三 | 三分九九一 | 三分〇五七 | | | | | |
| 一八九二年 | 四 | 二分五三三 | 二分六五四 | 二分三九一 | | | | | |
| 一八九三年 | 三 | 三分〇六八 | 二分八二三 | 三分二八八 | | | | | |
| 一八九四年 | 二 | 二分二六六 | 二分三三三 | 二分〇〇〇 | | | | | |
| 一八九五年 | 一 | 二分〇〇〇 | 二分〇〇〇 | 二分〇〇〇 | | | | | |
| 一八九六年 | 三 | 二分四七八 | 二分〇〇〇 | 二分九五一 | | | | | |
| 一八九七年 | 六 | 二分六三六 | 二分七九三 | 二分四八一 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-------|---|-------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|
| 一九一七年 | 二 | 五・五五 | 五・三三 | 五・〇〇 | 一九二三年 | 一 | 三・四九〇 | 三・〇〇 | 三・九七五 |
| 一九一八年 | 一 | 五・〇〇 | 五・〇〇 | 五・〇〇 | 一九二四年 | 一 | 四・〇〇 | 四・〇〇 | 四・〇〇 |
| 一九一九年 | 一 | 五・一五 | 五・〇〇 | 五・二九 | 一九二五年 | 四 | 四・七五 | 四・六四六 | 四・五〇五 |
| 一九二〇年 | 一 | 六・七〇 | 六・一八 | 七・〇〇 | 一九二六年 | 一 | 五・〇〇 | 五・〇〇 | 五・〇〇 |
| 一九二一年 | 四 | 六・〇七 | 六・八七 | 五・三九 | 一九二七年 | 一 | 四・六五二 | 四・〇七 | 四・〇〇 |
| 一九二二年 | 四 | 三・六九九 | 四・三七三 | 三・〇三五 | 一九二八年 | 一 | 四・五〇 | 四・五〇 | 四・〇〇 |

London Bankers' Magazine による。

我國は近年經濟事情が著しく發展したとは云へ、國際金融上の見地から云へば、末だ尙ほ幼稚の域を脱したとは稱せられない。従つて英米間の關係、又は英國と大陸諸國との關係の如く、金利政策がそれ程適切に國際的關係に於て敏感なる影響を現すことはないけれども、大體の傾向としては、金利が昂騰すれば資金の流入を促し、資金が低落すれば勢ひ流出せしむる傾向がある。現に今日に於ける我國の金利は、我國としては非常に低率である。然るに最近我國が英米に於て募集したる外債三億六千萬圓は利子六分、利廻りから云へば六分二厘にも達して居る爲に、内地に於て資金を投下するよりも此新外債を求めた方が却つて有利である。斯かる打算から銀行などは其手持所持金を以て此新外債の購入に充てたものがないでもない。是は我國の低金利が、外國に對して資金の流出を招いた新しい一つの實例である。

前にも述べた通りに金利は其國の經濟事情に適當した所の利率を保つことが必要である。資金が欠乏すれば金利は自ら昂騰し、財界が不況となり、金融が緩漫となれば金利は低落するものである。斯の如く根本に於ては自然の經濟

事情が之を左右するのであるけれども、中央銀行の金利政策に於て或程度迄は之を左右することが出来る。財界が繁榮して資金の需要が著しく多い場合に、若し其處に投機的の傾向が存するとすれば、之を抑壓する爲に中央銀行としては其割引歩合を引上げるの必要がある。斯くすれば一般に金利が昂騰して其資金の需要を抑制し、投機的に資金を用ふる者を抑制することができる。

中央銀行の金利と、市中銀行の金利の比較に就ては、各國共特殊の事情を有し、或國に於ては中央銀行が市中銀行よりも安く、或國に於ては中央銀行の金利が市中銀行よりも高い。英米等の實例に於ては中央銀行の金利は、市中銀行の金利よりも高い。英米に於て中央銀行の公定利率を、市中銀行の上に置いてゐるのは、市中銀行の利轄濠ぎを防ぐ爲にも必要な事である。中央銀行を銀行の銀行と云ふのは、一般銀行の預金所と爲さしむる意味であつて、資金の供給所たらしむる事ではないといふ意見もある。我國に於ては大體に於て日本銀行の金利は、市中銀行よりも低率である。従つて市中銀行は日本銀行より資金の供給を受けて、之を貸出に充てる場合には、幾分か其間に利鞘を收むることが出来るのである。

各國とも中央銀行の金利政策は、市中銀行の金利の上に影響を及ぼし、中央銀行が金利を引下げれば、市中銀行も之に伴つて金利を引下げ、中央銀行が金利を引上げれば市中銀行も亦金利を引上げることになるが、反對に市中銀行が金利を引下げれば、中央銀行も金融一般の狀態を大觀して金利を引下げることになる場合もある。何れにしても通貨を統制し資金の供給を調節する爲に、金利政策を適當に運用することは極めて必要なことになる。

最後に一言附加すべき事がある。我國に於ては昭和二年に特別融通法なるものが制定せられて、其當時不良銀行に

對して特別の融通をなし、不良銀行の整理を行はしめた。又一方に於ては同年金融恐慌の結果として、五大銀行の勢力が著しく増進して、是等の銀行は數多の遊資を擁し、之を中央銀行たる日本銀行に預金して居る。是等の預金は何時引出されるか分らないものであつて、日本銀行の意思に反して動くこともあるのである。それが爲に日本銀行の通貨統制力の問題が矢張りなくなつた。と云ふのは元來日本銀行は其金利政策に依つて通貨を統制する責任を有するものである。若し市場に於て通貨が過剰し、物價昂騰財界攪亂の兆候がある場合には、金利を引上げて通貨を回収することを考へなければならぬ。日本銀行が金利を引上げれば一般の金利騰貴となり、通貨は自ら日本銀行に回収されるべきものである。又反對に市場に於て通貨が不足する場合には、日本銀行が金利を引下げて貸出を緩にすれば、兌換券は自ら増發されて通貨の供給を圓滑にすることが出来る。斯の如く金利政策に依つて通貨の供給量を調節することが中央銀行の責務であり、又通貨統制上の有力な武器であるが、特別融通の如き不自然な方法に依つて資金が供給せられ、又大銀行が變態的に過大の遊資を擁して、之を日本銀行に預金して居る場合には、中央銀行の金利政策に依つて通貨を調節する力が著しく鈍るのである。と云ふのは中央銀行が通貨を收縮したいと思ふ場合に、市中銀行が其預金を引出して、兌換券を増加せしめたならば、中央銀行の意思に反して通貨は増加することとなる。又特別融通法に依つて公債の供給を受けた所のは、之を資金に變へることが出来るのであるから、是も亦日本銀行の金利政策に關係なく、通貨の量を増加せしむることが出来る。斯の如きは中央銀行の通貨統制力を著しく妨げるものであるから、日本銀行をして通貨統制の作用を圓滑に運用せしむる爲には、特別融通法に依る貸付の如きは、一日も早く之を處理して了ふことが必要である。

第五章 事業資金の問題

我國の金融政策上の懸案として、事業資金の問題がある。別章に於て述べた如く、普通に金融と稱するのは短期資金の供給が主要なものである。商業手形を割引して商業資金を供給し、或は又工業上の短期の流通資金を供給するが如きことを普通に金融と稱するのである。預金銀行としては斯の如き短期の貸出に資金を運用することが最も確實であるけれども、一國の産業發展と云ふ見地から云へば、斯の如き短期資金のみでなく、事業資金乃ち長期の貸出にも低利且つ豊富なる資金を供給するの必要がある。事業資金の問題と云ふは即ち之を指すのである。

我國に於て不動産金融機關としては、勸業銀行其他の特殊銀行がある。工業金融の機關としては興業銀行の類があるが、是等にては事業資金は不十分である。普通に事業資金と云ふのは主として工業資金を謂ふのである。工業資金の中にも運轉資金、流通資金でなく、稍と長期に亘る所の固定資金の如きを謂ふのである。英國に於ては預金銀行が斯の如き長期資金を供給することは、最も忌むべき事となしてゐた。併しながら最近に於ては斯の如き方針を墨守するに於ては、其國の産業發展上好ましくない爲に、事業資金の供給と云ふ事も朝野の問題となり、英蘭銀行自身が産業合理化の資金を供給し、或は又工業資金を供給する爲に、特殊の機關を設置するなどを努めて居る(第三編第二章工業金融参照)

我國に於ても近年事業資金の問題に就ては、金融業者間に於ても問題となり、一般銀行が事業資金殊に工業資金に

就て、相當に考慮することは産業の繁榮上必要である許りでなく、銀行としても其投資方法に慎重な注意をなすに於ては、必ずしも憂ふるには當らないと云ふ意見が行はれて居る。尤も過去の實例に於て、預金銀行が破綻した有力の一つの原因として、銀行が事業會社に關係したと云ふことを否認する譯には行かない。銀行が別働隊として事業會社を有し、其事業に多額の資金を固定せしめ、其事業が蹉跌した爲に累を銀行に及ぼして、終に其破綻の動因となつた例は幾許となく存してゐる。殊に昭和二年の財界恐慌當時破綻した所の銀行には、其の關係せる事業會社の蹉跌が銀行に影響して、銀行の業態を悪化せしめたものが少くなかつた。それ故に預金銀行が漫りに事業資金を供給することは慎しむべき事であるけれども、事業の内容を鑑別して之に對して資金を供給したならば、銀行それ自身に於ても必ずしも不確實であるとは稱せられない。擔保物件の如何によつては、其貸付は確實であつて、銀行の經營上有利な結果を生ずる場合も少くない。我國に於て今日經濟界の繁榮を期するには事業資金を豊富に供給するの道を開くことが一つの要件であるから、此問題の解決は、經濟界の發展を實現せしむる上に於て、相當の重大性を帯びてゐるのである。

尙ほ事業資金問題の一つとして中小商工業業者金融の問題があるが、之は現在我國に於て特に喧しい問題であるから章を新にして論述を試みたい。

第六章 中小業者金融難の問題

中小商工業農業金融問題は、今日の我國の重大經濟問題の一である。政府にても在野黨にても此問題の解決に對して、大に努力する旨を公約して居るけれども、其實績に就ては未だ殆ど見るべきものがない。最近政府の施設として預金部の資金の中二千萬圓を、信用組合を通じて中小商工業農業業者に融通することになつた。是は此問題に對する一の施設ではあるけれども、併し乍ら此程度の資金供給で、目下の資金難は解決せらるべきものでなく、燒石に水と云つた形である。今日金融界は一般に非常に緩慢である。大銀行は遊資を擁して其運用に困惑して居る有様である。けれども中以下の商工業業者は資金を得る方法がなくして、事業の經營に非常に困難を感じて居る。偶ま資金を得てもそれが非常な高利であつて、生産費に不相應の負擔を加へることになつて居る。我國の產業界に於て大多數を占めて居る所の中小商工業業者の經營難を緩和し其生産費を低廉ならしむるには、何としても此金融難の問題を解決することが必要である。

中小業者の金融にありて根本の缺陷は是等の階級に對する資金が非常に不足してゐる事である。其爲に資金を求めても容易に得ることが出來ず、偶ま得ても其借主の拂ふ所の利子負擔が非常に重いと云ふことになる。だから中小商工業業者の金融を圓滑にするに就て最も根本的問題は、之に充當する資金の分量を増加する事であらねばならぬ。然らば如何にすれば此方面の金融資本を増加することが出來るかと云ふと、それは必ずしも庶民階級以外の方面の蓄

積資金を、此方面に借り来るには及ばない。此中小商工業者階級から生ずる資金を、有力な商工業者の金融に使用することを止めて、中小商工業者が蓄積した所の資金は、それ自身の仲間の使用に供せしむるやうに努むれば、其目的を達することが出来る。此點を少しく具體的に述べて見たい。

先づ第一は郵便貯金である。郵便貯金の總額は二十一億圓を超えてゐるが、其預金者は三千八百萬人に達し、庶民階級から成つてゐる。然るに斯く大多數の細民が其資金を蓄積して郵便局に預け、更に郵便局から大藏省預金部に廻つて運用せられる状態はどうかと云ふと、大部分は國債の引受であるとか、地方債の引受であるとか云ふものに振向けられて、之を預けた所の細民階級、中小商工業者階級の資金として使はれて居るものは僅少の額に過ぎない。若し郵便貯金は細民の預金より成るものであるから、之は主として細民のために使ふと云ふことになれば、それだけでも此方面の金融資金は非常に増加することになる。尤も今日に於ても預金部資金の一部分は、庶民金融資金として使はれて居るけれども、それは極く一部分である。最近政府が二千萬圓の預金部資金を、信用組合を通じて是等の階級に供給したことは、此目的に副ふ一つの事實ではあるけれども、何と云つても其金額が非常に少額である。二十二億圓に近い大資金から云へば百分の一に足りない少額である。庶民階級特に小産業者の金融難を解決する爲には、預金部資金の大部分を斯う云ふ方面に使用するやうに努むることが最も有効なる方法である。

又貯蓄銀行の資金の如きも、主として此方面の資金に供給せしむることが必要である。貯蓄銀行の資金は一口十圓以下に限られしも亦主として細民の貯金になるものである。今日の我國の貯蓄銀行の数は九十五行、其貯金額は十四億圓を超えて居る。此中に貸付に使用せられて居るものは僅に四億圓である。其他は普通銀行預金或は公債其他の有

價證券投資に運用されて居る。單に貯蓄銀行資金運用方法の確實と簡易と云ふ點から云へば、普通銀行へ預金し又は公債其他の證券に投資することも一方法には相違ないけれども、貯蓄銀行の公益性に考へ、而して貯蓄銀行は主として細民の資金から成つて居ると云ふ點から考ふれば、其預金運用を細民の利益の爲に用ひると云ふことは非常に必要な事である。國家としても亦斯の如くならしむることに努めなければならぬ。然るに今日の實際は貯蓄銀行の貸付金は僅に四億圓である。其四億圓も細民に對しての貸付ではなく、寧ろ有力階級の資金に使はれてゐる。公債投資、株式投資の如きは無論細民階級には關係がない。それ故に貯蓄銀行資金の如きも、主として細民階級の利益の爲に運用せらるゝが如く仕向けたならば、無論之には信用の確實と云ふ事が大切であるから、其方法に就ては種々研究すべき餘地があるけれども、兎に角此方針を以て貯蓄銀行の運用方法を改めたならば、我國の中小商工業者の金融難を解決する爲に一の有力なる方法となるであらう。

又信用組合の資金の如きも、元來信用組合は中小業者、其他細民階級の金融機關であるから、其資金を銀行預金となし、或は公債投資、其他の有價證券投資を爲すが如き事を止めて、主として其組合員に對する貸付資金に用ひることに努めたならば、中小業者の金融難を緩和する爲に相當の効力を有するのである。是も運用の確實を期するには銀行預金、公債買入などに比して面倒には相違ないが、併しながら其事が面倒であるから、不確實に陥り易いからと稱して、簡単な方法のみを考へて居つたならば、信用組合そのもの、本旨は没却せらるゝことになる。それ故に信用組合としては其の本來の使命に鑑みて眞實細民階級、庶民階級、中小業者階級の利益となるが如き方法をとつて資金の運用を爲すことが必要である。

郵便貯金と云ひ、貯蓄銀行資金と云ひ、信用組合資金と云ひ、是等は中小業者其他庶民階級の出資金である。是等の資金が今日に於ては庶民階級に使はれずして、有力階級への投資、大商工業者、或は工業會社資金として使はれて居る爲に、或は又政府自身の財源の爲に使はれてゐる爲に、中小業者自身は金融難に陥つてゐるのである。此の弊を去り中小業者蓄積資金は、是を中小業者階級に使用せしむるやうに努め是を實現することが、中小業者金融難解決の最も有効且つ合理的の方策である。例へば農村資金にしても、農村の小農業者は金融難に苦しんで居るが、併しながら今日農村の生み出す所の金は、米穀に於て二十億圓内外、生絲に於て九億圓内外、此の二品だけの合計でも三十億圓に達して居る。斯の如き多額の生産をなし乍ら、其資金の大部分が都市に流入し、大經營者の資金として使用せらるゝ爲に、農村は資金難に苦しんで居るのであるから、農村の資金難殊に農村の中産以下の資金難の解決の爲にも、彼等の手に依つて生産せられた所の資金が、彼等の手に依つて使用せらるゝことに努めなければならぬ。此點に對して政府當局者許りでなく、銀行信用組合其他の理事者許りでなく、資金の欠乏する所の中小農工業者自身も亦大に反省して、例へば郵便貯金或は大銀行への預金を爲すよりも、彼等自身信用組合を設置して之に貯金をなし、其信用組合をして自己階級の便宜の爲に資金を使用せしむるやう努めたならば、金融難は著しく緩和されることになるのである。

第八編 英國の金融機構

第一章 英國の金融組織

倫敦を中心とする英國の金融組織は、英國が世界の商業、貿易上に於て過去數百年の間に培つて來たところの偉大なる勢力を基礎とし、自然的に發展し來つたものであつて、今日英國の信用機構をなす各種の機關は、それら特殊の機能を持ち、而して有機的に結合して一大倫敦金融市場を形成してゐるのである。而して過去發達の跡を振り返つて見ると、それは全く自然的發達の結果であるものと云ふべく、他の國の制度に見るやうに、意識的な計畫や模倣、範疇を以て造り上げられたものでないと云ふことは極めて注意すべき點なのである。それ故にその組織は、英國の特徵であるところの分業主義を巧妙に適用した頗る屈伸的な制度であると共に、一面世界經濟の進展に従つて之れに順應して行く堅實さを持つてゐるものと云つてよい。

英國の金融組織を論ずるに當つては、先づ如何なる金融機關が存立してゐるか、その點を説明するを以て最も便利とする。

英國の金融組織については第二編第一章に金融機關の系統圖を掲げて置いたが、其の内でも重なるものは左の五種である。

一、英蘭銀行 (Bank of England)

二、普通銀行 (Commercial Banks 及、Deposit Banks)

- 三、植民地銀行及び外國銀行 (Foreign Banks and Colonial Banks)
 - 四、マーチャント・バンカース或は手形引受商 (Merchant Bankers 又は Accepting House)
 - 五、手形仲買人及び割引店 (Bill Brokers, Discount Houses)
- 之等の金融機關が相集つて英國の金融市場を形作つてゐるのである。以下それ等各種の金融機關に就て、順次説明を加へることとする。

第二章 英 蘭 銀 行

第一節 英蘭銀行の發行部と銀行部

英蘭銀行は今日商人の銀行であると同時に銀行の銀行たる地位にある。而して一方政府の銀行であると云ふ點において、ウォルター・リーフの如きはガヴァメント・バンク (Government Bank) とも呼び、英蘭銀行の職能はその點において本質上兩面的であると云つてゐる。ウィザースは英蘭銀行の主要なる職能として、次の六項目を挙げたことがある。(H. Withers, English Banking System)

- 一、英國政府の銀行たること
 - 二、株式銀行及び個人銀行の銀行たること
 - 三、英國内の法貨たる銀行券發行の特權の單一の所有者たること。又倫敦に營業所を有する株式銀行中銀行券發行權を有する唯一者たること
 - 四、應急的通貨の供給者たること
 - 五、英國銀行業に對し金準備の保管者たること
 - 六、國際金融の目的に對し最も容易に利用し得る金準備の保管者たること
- 英蘭銀行の職能に就てはウィザースの挙げた各項に於て、大體その要を盡してゐるのである。勿論之等の職分は、

相互に相關するものであると共に、英蘭銀行に一機關の責任として之等全部の職能を負擔さすといふことはどうかとの説もあらうが、然し過去に於て同行は、各般の機能を完全に果たし、金融機關の中樞たる任務を盡してゐるのである。

右の如き英蘭銀行の職分と、それに伴ふ同行と一般金融市場との關係に就き討究する就ては、同行の毎週報告 (Bank Returns) に現はれてゐる主要なる勘定に就て、それら一々説明をなした方が分り易いと思ふ。

英蘭銀行週報は、千八百四十四年の英蘭銀行條例 (Bank Act 或は Peel's Bank Act と呼んでゐる) の第六條に規定されてゐるもので、同行は政府に對し左記勘定、即ち

- 一、發行部 (Issue Department) —— 銀行券發行高、金貨及金地金保有高及び證券保有高
- 一、銀行部 (Banking Department) —— 資本金及預金現在高、通貨及證券保有高

を報告すべき義務がある。此報告は毎週木曜日に發表されるのであるが、週報に現はれた諸勘定の狀態は、倫敦金融市場の形勢を判定する上に於ての重要な資料となるものである。試みに同行週報を掲げると左の通りである。

千九百二十九年十月三十日 (水曜日) に終る週報

| | | | |
|--------------------------|-------------|---|-------------|
| 銀行券發行高 (Notes Issued) | 三九一、〇一七、〇四一 | 政府貨上金 (Government Debt) | 一一、〇一五、一〇〇 |
| 流通高 (In Circulation) | 三五八、八一九、八四五 | 其他政府證券 (Other Government Securities) | 一三五、三六一、二五一 |

(單位磅)

銀行部保有高
(In Banking Department) 三二、一九七、一九六

三九一、〇一七、〇四一

銀行部

| | |
|------------------------------|------------|
| 資本 (Proprietors' Capital) | 一四、五五三、〇〇〇 |
| 積立金 (Resid) | 三、二二六、七三二 |
| 政府預金 (Public Deposits) | 一四、三八三、九五九 |
| 其他預金 (Other Deposits) | 九六、二三一、〇九六 |
| 銀行 (Bankers) | 五八、一〇五、九七六 |
| 其他勘定 (Other Accounts) | 三八、一二五、一二〇 |

第二章 英蘭銀行

| | |
|---------------------------------------|-------------|
| 其他證券 (Other Securities) | 八、七九〇、八七五 |
| 銀貨 (Silver Coin) | 四、八三二、七七四 |
| 無準備發行高 (Amount of Fiduciary Issue) | 一六〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 金貨及金地金 (Gold Coin and Bullion) | 一三一、〇一七、〇四一 |
| | 三九一、〇一七、〇四一 |

(單位磅)

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 政府證券 (Government Securities) | 六八、八五一、八五五 |
| 其他證券 (Other Securities) | 二六、二二三、一五九 |
| 割引及貸付 (Discounts and Advances) | 五、八九〇、八六八 |
| 證券 (Securities) | 二〇、二二三、二九一 |
| 銀行券 (Notes) | 三二、一九七、一九六 |
| 金貨及銀貨 (Gold and Silver Coin) | 一、一二四、七八二 |

二八九

七日拂其他手形
(7 Day and Other Bills)

一一二〇五

計

一一八、二九六、九九二

計

一一八、二九六、九九二

第二節 發行部の主要勘定

先づ發行部の勘定から説明すると

一、銀行券發行高。これは貸方に掲げてある諸勘定を準備として、發行せられた銀行券の總高で、國內の流通高と一方銀行部に於ける手許準備として保有してゐる殘高の兩者を合したものである。

右の發行高に對照して貸方の方には

一、政府貸上金。これは英蘭銀行が設立當初よりビル條令發布迄の間に於て、政府に對し數次貸上をなしたる結果、その額は現在の千百一萬五千百磅となつたので、英蘭銀行は此額に對し銀行券の無準備發行の特權を得たのである。此貸上金に就ては政府は別に證券を發行せず、英蘭銀行に於ける帳簿上の債務となつて居る、政府は年二分半の利息を支拂つてゐるのである。

一、其他政府證券。英蘭銀行は上に述べたやうに銀行券發行の獨占權を有して居るのであるが、歐洲戰爭の開始された一九一四年に英國政府は應急的に一磅及十志の政府紙幣 (Currency Notes) を發行して、英蘭銀行のモノポリーに對し顯著なる一例外を作つた。此政府紙幣は、一九一九年以來、その無準備發行高を毎年過去十二ヶ月中の最高殘高に制限する規定に依つて増發を防止されてゐるが、彼のカンリッフ委員會及びブラッドベリー委員會の報告に従つて

一九二八年七月に政府紙幣統一の法律が成立し、同年十一月を以て政府紙幣は英蘭銀行券に統一されることになつたから、再び英蘭銀行のモノポリーは完全となつた。斯くて政府紙幣の併合に依つて英蘭銀行の保證發行額は千九百七十五萬磅より、一躍二億六千萬磅といふ巨額になつた。それは上掲發行部週報の示す通りである。政府證券と云ふ勘定は、此政府紙幣の統一に伴つて増加した保證發行額に適合する爲に新たに起された勘定である。

一、其他證券。次に説明の便宜上其他證券に就て述べるが、ビル條令に就ては上の政府貸上金と共に其他證券を以て保證發行の対象たることを認め、兩勘定を合して其最高限度を千四百磅と規定したのである。而してその限度を越ゆる發行額に對しては、同額の金銀(銀は金の四分の一以内とす)を準備とすべきことを定めた。然るに當時英國内に於ては英蘭銀行以外にも銀行券の發行をなす銀行があつて、之等の銀行は上の最高發行限度内に於ては依然銀行券發行の特權を認められてゐるが、その特權行使を停止した時は、銀行券發行額の三分の二に相當する金額まで英蘭銀行は其發行部の保證發行を増加し得たのである。即ち英蘭銀行は最初から銀行券發行の獨占權を有したのではなかつたが、他の發行銀行に於て發行權を放棄するものがある毎に之れを同行に統一して來たので、千九百二十一年にフオックス・フォラー商會と云ふ個人銀行がロイズ・バンクに合併され、その發行權を失つたのを最後として、此に完全に發行權を統一するに至つた。尤も蘇格蘭及愛蘭に於ける銀行券發行は之れと別である。而して其結果保證發行制限額は一九二三年以降千九百七十五萬磅に擴張することとなつたが、即ち其他證券と云ふ勘定は、斯様な原因に依る銀行券の保證發行を表示するものである。

右の如く政府貸上金、其他政府證券、其他證券の三者に、銀貨を合せ總額二億六千萬磅の保證發行制限額を越ゆる

高に對しては金貨及金地金の準備を要する規定であるから右の週報に於ては一億三千百餘萬磅の金準備を計上して、一方銀行券發行總高と對立せしめてゐるのである。

英蘭銀行の發行制度はかくの如く保證發行の最高額を制限し、それ以上の發行に對しては全準備を必要とする方法であるが、從來英蘭銀行の發行制度に對しては伸縮性を缺ぐとの非難が少くなかつた。一旦非常なる事變が起つた場合は、それに應じて通貨の増發を裁量し得る方途がないのは勿論、又平時に於ても商取引を活潑ならしむるに必要な信用の伸縮力を妨げてゐるとの非難が多かつたのである。一八四四年の同行條例制定以來恐慌の勃發する度に、屢々英蘭銀行條例の停止が行はれたが、近年に於いては一九一四年歐洲戰爭の起つた際、政府紙幣及銀行券法(Currency and Bank Notes Act)を發布して、上記の一磅及十志政府紙幣を發行すると共に、英蘭銀行にも制限外の保證發行を許したのである。此英蘭銀行の制限外發行は實際上實行を見なかつたけれど、應急的措施として遂にバンク・アクトの一時停止を實行せざるを得なかつたのである。

英蘭銀行の發行制度にエラストシチーの缺けてゐると云ふ議論は、かゝる事例に依つても大いに考慮せざるを得ざることとなり、カンリッフ、ブラッドベリー兩委員會の調査報告に於ても、發行制度の改革に論及されたのであるから、英國政府はその勸告に基き千九百二十八年五月、政府紙幣の統一と並に發行制度の改革に關する法律案を議會に提出し、その協賛を得て銀行制度を同年十一月から實施するに至つたのである。新制度に於ては所謂制限外發行を認むることとなつたので、二億六千萬磅の保證發行制限額を超へ、金準備を有せずして銀行券を増發する必要を認められた場合、英蘭銀行當局から大藏省に提議すれば、大藏省は六ヶ月以内の期間を以て、増額發行の權限を附與すること

を得るのである。而して制限外發行の認可は、必要に應じ更新し得るが、二ケ年を経過するに於ては無効となる規定である。

それと共に正貨準備は金及金地金に限定されることとなり、從來金の四分の一に達するまで正貨準備たることを認められてゐた銀は、五百五十萬磅を限り保證發行の擔保たるを得ることに改定された。即ち上掲週報に於て四百八十三萬二千餘磅の銀貨が保證發行の一部として計上されてゐる所以である。斯くて英蘭銀行の發行制度は、千九百二十八年の改正に依つて、之れまで一つの缺陷であるとせられた通貨發行の上の屈伸性を具備するに至つたのである。

第三節 銀行部の主要勸定

之より銀行部の主要勸定に就ての説明に移る。銀行部に關する數字はロンドン金融市場にとり、極めて重要な關係を有するものである。同行の資本金は創立當初に於ては、ウィリアム三世に貸上げた百二十萬磅であつたが、其後數次の貸上と國庫證券の引受に依つて、千八百四十四年ピール條令發布の際に千四百五十五萬三千磅となり現在に及んでゐる。積立金は三百萬磅を下るを得ざる規定となつてゐる。

借方勸定に於ける

一、政府預金 此項目は金融市場に對し極めて重要な關係を有する國庫金の預金、郵便貯金、國債利息等を合した勸定で、英國ではクリスマスから三月の會計年度末迄に各種の租税を取り立てるので政府預金は増加し、それに對し其他預金が減少する傾向を示す。然し政府の収入は年度末に近づいて大口の歳出となつて市場に放出されるから四月

初めには再び此預金は減少する。

二、其他預金。政府勘定以外の預金である。其他預金の勘定は千九百二十八年の改革と共に從來銀行及個人預金を一括し發表してゐたものを以後銀行の勘定と其他の勘定に區別し發表することとなつた。即ち總額の約六割は銀行勘定で他は個人の預金である。倫敦手形交換所加入銀行は總てその残高を同行に有するのみならず、全國の銀行、植民地銀行及外國銀行も又預金勘定を開いてゐる。即ち市中銀行が「手許現金及英蘭銀行預金」として其資産勘定に計上してゐるのは之で、預金の支拂準備金を形成してゐるものである。「英國の一般銀行業務が急激に増加するに比し倫敦であると又地方であるとを問はず、各銀行の手許現金の割合が常に減少して來たのは、銀行組織が一層進歩すると共に、鑄貨の節約が益々盛んになり、英蘭銀行の責任が時と共に増大した」とはマーシャルの説くが如くである。(Money, Money Credit and Commerce, p. 83)

一、七日手形及其他手形。此項目は數字の示すやうに、あまり重要なものでない。七日拂手形は今日英蘭銀行に於てのみ發行せられる歴史的に残つてゐる特殊のもので、特定の個人又は其指圖人に對し一覽後七日拂の約束手形の形成で提出されるものである。

貸方勘定に於ては

一、政府證券。同行の國債證券の所有高並に政府に對する一時貸上金を含んでゐる。一時貸上金中金融市場に影響を與へるのは「Ways and Means Advances」で之れは政府の支出が歳入を以て不足する場合一時的に借入るゝ勘定である。尙「Deficiency Advances」と稱するのは公債の利拂期に於て政府が一時借入をなす場合を云ふので是又相當市場

に影響を及ぼすのである。

二、其他證券。政府證券以外、同行が營業の爲にビルブローカー其他普通の取引先に對し貸付金、割引手形をなし或は外國政府の證券等に放資したものを包含するのである。

三、銀行券、金貨及銀貨。此兩者は同行が政府及一般の預金の引出に應ずべき手許現金である。英蘭銀行は毎週の週報と共に、此手許現金の政府及其他預金の總額に對する準備割合を公示する。毎週木曜日の午後同行カウンターの上に掲示される預金準備割合が、實に倫敦金融市場の状況を判斷するに於ての最大の資料であり、その割合の上下は英蘭銀行の金利政策に影響するものであるから、市場の樂觀と悲觀とを誘發する材料となることはスポールデンクの語るが如くである。

而して其準備割合は前表に就て見ると、三〇パーセント八分の一で、戦前に於ては普通之れが四〇パーセント乃至五〇パーセントで、最も少ない時と雖も三十パーセントを下らなかつたのであるが、戦争後に於ては次第に低下して二十七、八パーセントとなつたこともある。尤も戦前に於ては其他預金勘定は凡そ四五千萬磅の見當を上下してゐたが、今日ではそれが倍額以上の増加を見てゐる。即ち準備率の低下は預金の急激な増加に基くものとの解釋もあるのである。(Spalding, London Money Market, p. 52)

以上英蘭銀行週報に現はれてゐる諸勘定の説明に依つて、同銀行の發券機能と而してその營業事項に就てのアウトラインは之れを知ることが得たが、同行と金融市場との關係に就ては第四編第六章倫敦の金融市場のところにて説明したから省略し次章以下に於て、普通銀行、植民地銀行、外國銀行、マーチャント・バンカース、手形仲買店等の

諸機關に關し説明を試みることにしたい。

第三章 普通銀行

第一節 大銀行主義(ビッグ・ファイヴ)

此に普通銀行と云ふのは、預金銀行デポジット・バンク或は商業銀行コマヤシアル・バンクとも呼ばれてゐるものである。所謂株式銀行(Joint-stock Banks)と、之れを總稱してもよいのである。英國に於ては千六百九十四年英蘭銀行の設立せられた時、始めて株式組織の銀行が出現したのであるが、株式組織は銀行券發行の特權と關聯して、英蘭銀行のみの獨占するところであつた。然るに千八百二十六年及千八百三十三年の條例改正を経て株式銀行の設立は自由となり、千八百三十四年に設立されたロンドン・エンド・ウエストミンスター・バンクを最初として續々と株式銀行の發生を見るに至つた。

元來英國の銀行發達の初期には、銀行とは銀行券の發行をなすものであるとの思想があつたが、銀行券發行の特權は英蘭銀行以前には新たに賦與されなかつたのであるから、株式銀行の發達も殆んど餘地なきもの、如く思はれたのである。然るに株式銀行は、その時代に於て漸く盛んとなりつゝあつた小切手の流通を利し、預金銀行としての新生面を開拓し、遂に今日の偉大なる發展の基礎を築いたのである。

ウォルター・パチオットが「預金銀行の最初の機能は其國に必要な通貨を供給することである——各個人が多額の銀行券を所持することになると、その銀行を非常に信用するのであるが、然しそれに對し各個人は何等の得るところがないと云ふことに氣付く、鑄貨を保有すると同じく紛失盜難の恐れがある、それを銀行に預けて置きさへすればそ

の危険がない、——而して後に至りては常識が勝つのである、銀行券の流通は次第に減じ銀行預金は漸次増加するのである」と云つたのは、預金銀行發達の原因をよく説明してゐる。(W. Baghat, Lombard Street, p. 80-88)

株式組織の預金銀行が、今日英國の金融市場に於て抜くべからざる地歩を確立するに至つた有力な原因は、世人が銀行券の流通よりも、小切手の受授をより多く便利であると認め、而して小切手勘定を開く爲には、銀行に預金をなすの必要あり、銀行に於ても斯くして容易にその營業資金を蒐め得ることとなつたからである。小切手の流通が英國に於て特に盛んである理由はダムバーの説くが如くアングロサクソンの信用を重んずる特別の性格にも基くであらうが、その經濟發達の段階が高く、流動資金の充實して居ることも大なる原因である。殊に千八百二十六年以來額面五磅以下の銀行券の發行が禁止せられ、又英蘭銀行の保證發行がピール・アクトに依つて嚴重な制限を受けたことも小切手使用の發達に重大な關係があるとはバジヨットの云ふ通りである。故に株式銀行の發達は、即ち小切手通貨(Cheque Currency)の發達史であると云つても差支ない。小切手の利用に依つて貨幣の使用を節約し、通貨の需給を調節することを得るから、從來英國に於て屈伸性に缺けたところの嚴重な發券制度の下にあつて、日常通貨の伸縮が比較的に自由であつたのは小切手通貨の發達せる賜であり、又その爲に金利の低下を誘致することが出来たと云はれてゐる。

それと共に今日英國に於ける株式銀行が、金融市場に於て資力信用上絶大の勢力を占めてゐるのは、千八百九十年來顯著なる趨勢を示したところの銀行合同の結果である。英國に於ける銀行合同運動は既に今より百年前にその端を發してゐるが、最も盛んとなつたのは千八百九十年から千九百十年に至る時期で、此間に英蘭及威爾斯にある株式銀

行本店数は百四行から四十五行に減じた。而して歐洲大戰後に於ては再び合同の機運を醸し、一九二八年末には僅かに十六行に減じたのである。(尙ほ英國内の株式銀行は此外蘇格蘭に八行、北部愛蘭に三行ある)。斯の如き集中の原因は不良銀行の破綻せる結果にも依るが、主たる原因は經濟界の發展と共に資金需要の大規模となるに順應せん爲である。而して之れが爲倫敦に於ては所謂五大銀行(Big Five)が出現し、倫敦金融界を統一支配すると共に、合同進捗の結果として最も完備せる支店制度を有するに至つた。五大銀行の有する支店数の概数は左の如し。

| | 支店數 |
|---|-------|
| ミッドランド・バンク (Midland Bank) | 二、〇〇〇 |
| バークレーズ・バンク (Barclays Bank) | 二、〇〇〇 |
| ロイヤル・バンク (Lloyds Bank) | 一、八〇〇 |
| ナショナル・プロヴィンシャル・バンク (National Provincial Bank) | 一、二九〇 |
| ウエストミンスター・バンク (Westminster Bank) | 九〇〇 |

斯の如く倫敦の五大銀行は集中合同の結果としてその支店網を各地に張つて、次第にその勢力を増大することになつたが、今、一九二九年六月末に於ける是等銀行の資産負債状況を、ロンドン手形交換所に加してゐる他の株式銀行のそれと比較して見ると次の如きものである。(Economist, Oct. 12, 1929)——一九二九年六月末現在——

| 一、負債勘定 (單位 百萬磅) | | 合計 | |
|-------------------|-------|---------------|-------|
| 資本金及 積立金 | 二六・一 | 引受手形及 裏書勘定 | 二一三・三 |
| 預金(未拂配當 其他ヲ含ム) | 三三一・四 | | 三三〇・八 |
| パイク・レーズ | 二六・一 | | 二九九 |

第八編 英國の金融機構

| | 手許現金及 英蘭預金 | 有價証券 | 割引貸付其他貸出 (コール貸を含む) | 引受手形見返、營業 用不動産、其他勘定 |
|-----------------------|---------------|-------|-----------------------|------------------------|
| ロ イ | 二五・八 | 五三・五 | 三五一・三 | 四三〇・六 |
| ミッドランド | 二六・九 | 六四・三 | 三八三・六 | 四七四・八 |
| ナショナル・プロヴィンシアル | 一九・〇 | 一九・三 | 二七二・九 | 三一・一 |
| ウエストミンスター | 一八・六 | 二二・〇 | 二八八・三 | 三二九・九 |
| 五大銀行小計 | 一一六・四 | 一八三・四 | 一、六二七・四 | 一、九二七・二 |
| ク | 二・〇 | 〇・六 | 一八・一 | 二〇・七 |
| グリーン・ミルズ | 一・六 | 二・五 | 三三・〇 | 三七・一 |
| ザストリクト | 四・二 | 一・一 | 五一・五 | 五六・八 |
| マーティンズ | 七・六 | 五・七 | 八〇・二 | 五三・五 |
| マンチエスター・エ ンド・カウンチー | 二・二 | 〇・二 | 一九・二 | 二一・六 |
| ウイリアムズ・デーコンス | 三・二 | 一・〇 | 三一・五 | 三五・七 |
| 總計 | 一三七・二 | 一九四・四 | 一、八六一・〇 | 二、一九二・六 |
| | | | (單位百萬磅) | |
| パークレリス | 五二・四 | 六四・二 | 二三五・二 | 二九・〇 |
| ロ イ | 五五・七 | 四四・三 | 二七〇・一 | 六〇・五 |
| ミッドランド | 五九・四 | 四一・九 | 三〇〇・五 | 七三・一 |
| ナショナル・プロヴィンシアル | 四〇・三 | 四〇・三 | 二〇五・一 | 二五・三 |
| ウエストミンスター | 四一・八 | 四一・四 | 二二八・七 | 二七・九 |
| 五大銀行小計 | 二四九・六 | 二三二・二 | 一、二二九・六 | 二一五・八 |
| ク | 二・九 | 三・七 | 一三・一 | 〇・九 |
| クリン・ヒルズ | 六・二 | 七・六 | 二〇・二 | 三・二 |
| ザストリクト | 六・二 | 一四・八 | 三四・〇 | 一・八 |
| マーティンズ | 一一・二 | 一九・一 | 五四・三 | 七・九 |
| マンチエスター・エ ンド・カウンチー | 四・一 | 四・二 | 一一・五 | 〇・七 |
| ウイリアムズ・デーコンス | 五・二 | 五・五 | 二二・〇 | 二・〇 |
| 總計 | 二八六・五 | 二八七・一 | 一、三八六・八 | 二三二・三 |

右表の示すやうに、普通銀行の預金額は總額十八億六千百萬磅の内五大銀行の預金合計は十六億二千七百四十萬磅を占め、其割合は八割七分餘、貸出額は總額十三億八千六百八十萬磅の内十二億二千九百六十萬磅でその割合は同じく八割八分餘に當つてゐる。その他の諸勘定に於ても同様で今日五大銀行の英國銀行界に於て有する勢力は殆んど壓倒的であるのである。而して五大銀行が、その合同政策に依る外、關係銀行の株式に對する投資に依つて所謂傍系銀行 (Affiliated Banks) を設けつゝあるは、近年に於ける一の顯著なる傾向であつて、之れは被併合銀行の名稱を尊重する必要あること、例へばナショナル・プロヴィンシアルが先年クーツ・エンド・コムパニーの株式を取得したる如き從來のやうに前の銀行として存立せしむるを有利とする場合に、アツファイリエテッド・バンクの形式を取るものである。尙又銀行の營業領域を蘇格蘭或は愛蘭に擴げんとする場合の如きは、法律習慣の異なるとその地方民の意思を尊

重する爲により、同様の合併方式を取るを普通とするのである。一面歐洲戦後に於ては英國が戦時中に失つた對外商權の恢復、貿易の發展助長政策と相俟つて五大銀行は急速にその海外業務 (Over-sea Business) を擴張したが、それに伴つて外國銀行に向つても同様その管理權を及ぼしたのである。今五大銀行の有する是等の傍系銀行の主要なるものを掲ぐれば左の如し。

ミッドランド銀行 (Midland Bank)

一、メルファスト銀行

二、クライブテール銀行

三、北蘇格蘭銀行

四、ミッドランド・バンク・エキセキューター・ツラスチー・コムパニー

ロイツ銀行 (Lloyds Bank)

一、蘇格蘭ナショナル銀行

二、倫敦及南米銀行

三、ロイズ・エンド・ナショナル・プロヴィンシアル・フォーレン・バンク

四、新西蘭ナショナル銀行

五、英領西阿弗利加銀行

六、英伊銀行

パークレース銀行 (Barclays Bank)

一、マンチエスター・ユニオン銀行

二、ブリチッシュ・リネン銀行

三、パークレース・バンク (ドミニオン・コロニアル・エンド・オヴ・ア・シース)

四、パークレース・バンク (加奈陀)

五、パークレース・バンク (佛蘭西)

六、パークレース・バンク・ローマ・エンド・セノア

ナショナル・プロヴィンシアル銀行 (National Provincial Bank)

一、クーツ銀行

二、グリンドレー銀行

三、ロイズ・エンド・ナショナル・プロヴィンシアル・フォーレン・バンク

四、彼阿銀行

ウエストミンスター銀行 (Westminster Bank)

一、アルスター銀行

二、ウエストミンスター外國銀行

斯様に五大銀行の傍系銀行は何れも最近數年間に於て、急速に増加した。國內並に海外に於てアツファイリエーテッド・バンクを創設することは上にも述べたやうに、英國の銀行としては一つの新しい勢力圏擴大の方式であると共に、一面戦後に於て海外業務發展の爲從來の傳統的經營方針から一步を踏み出して來た結果であつて、注目すべき傾向と云はねばならぬ。

第二節 株式銀行の主要業務

之から株式銀行の主要業務に就て述べて見たい。云ふ迄もなく、英國の株式銀行は預金を以てその受信業務の根幹とするのである。

株式銀行の負債勘定は拂込資本金及積立金 (Capital paid up, Reserve Fund) に次いで預金勘定 (Current, Deposit, and Other Accounts) を計上してゐるのであつて、之は株式銀行の社會公衆に對する責任の總額を示す重要な項目である。當座勘定は小切手を以て引出す預金であつて、倫敦では利子を付せないのを原則として居り、預金額の最低殘高を設け、常にその殘高を保たしめる約束の下に取引するものであるが (之れをフリー・バランス Free Balance と

云ふ)それが出来ない場合は取引先より手数料を徴するのである。元來當座預金は商取引に支拂はるべき流動資金であつて、その大部分は銀行の取引先に對する融資から成ると云つてもよい。即ち取引先は銀行より借入れをなしそれを當座勘定に振替へ、その残高に對し小切手を振出すものが大部分を占むるのである。故に一方資産勘定に現はる、割引手形、貸付等の諸勘定と密接の關係があるのである。預金^{デポジット}勘定は利息を付する預金である。英國では我定期預金の如き長期に亙るものはないが、七日又は十四日の通知預金が多く行はれる。之れに對し倫敦市中銀行は英國銀行公定利率より二分方低い利息を拂ふのである。(戦前は一分五厘下げ)尤もその最高利息は四分以上に上らぬことになつてゐる。

當座勘定と預金勘定との割合は如何なる程度であるか。この點に付きウォルター・リーフの述ぶるところに依ると、それは一年中の時季と又倫敦と他の地方とに依つて夫れ々異なる^{云ふ}。蘇格蘭及び愛蘭に於ては、當座勘定より預金勘定の方が遙かに多額を占めてゐるが、英蘭に於ては常にその反對である。而かもそれは英蘭銀行の公定利率の如何に依るので、公定利率の高い時は自然當座勘定が減つて預金勘定の方へ振り替はつて行く。英蘭銀行利率が三分半以上となると特に此傾向が顯著となるので、倫敦銀行家が公定利率の高いのを喜ばない理由の一面もこゝにあると云はれる。(W. Leaf, Banking, p. 124)

其他勘定^{フイリツカント}と云ふのは上記の預金勘定以外の諸勘定を包括する。英國の株式銀行特に五大銀行が所謂秘密積立金(Hidden reserves)と云つて、有價證券その他投資並に滞貨の償却に充つべき別途の積立を多額に蓄積してゐる點はその堅實を誇るところの英國銀行の特色である。

引受手形及裏書勘定(Acceptances & Endorsements)は輸出入貿易關係より生ずる爲替手形引受、商業信用狀發行、爲替豫約等の取引に基いて、銀行が將來に負擔すべき義務勘定(或は支拂保證的の勘定)を一括して示したものであつて、之れを所謂見合勘定(Par Contra Account)と稱して等しく資産勘定の方にも同額の數字を計上してゐるものである。即ち一方それだけの權利を取引先の上に保有せるを示すの意である。然して此項目の中引受手形勘定は倫敦市場の國際貿易金融に關係するところの重要なものであるが、引受手形の制度及機能に就ては、何れ後章手形引受商並に割引商の説明をなすに際し自ら明かとなるから此には詳細の説明を省略する。

轉じて資産勘定を見ると第一の項目は貨幣、銀行券及英蘭銀行預金(Coin, Bank Notes and Balances with Bank of England)即ち銀行の支拂準備金である。日本の銀行にては金銀在高及日本銀行預け金と稱するもので、預金に對する第一次的の支拂準備を成すのである。英國の銀行は何れも巨額の要求拂の預金を有して居るから、特に支拂準備金に就ては慎重の方針を取り、手許現金の充實を怠らない。預金の支拂準備は此現金高及英蘭銀行預金を第一次的のものとするが、尙次に述べるコール貸(Money at Call and short notice)並に證券投資(Investment)中の一流金線證券(Gilt-edged securities)も又第二次及第三次的の支拂準備を形成するものである。而して倫敦五大銀行の預金に對する手許現金又英蘭銀行預金の準備割合は、上掲の表に依つて見ると之れを平均して一割五分強に相當するのであるが、其率は必ずしも常に一定して居ない。

コール及短期貸(Money at call and short notice)と稱するは倫敦銀行の市中の手形仲買人に對する貸出である。英國に於けるコールは(イ)日貸(Money at call, day-to-day loan)(ロ)短期貸(Money at short notice)(ハ)宵越(over

ernight money)の三種類がある。日貨は我邦の翌日拂と同様で、之れが最も多額を占める。短期貸は二週間期限を普通とし主として株式受渡資金として仲買人に貸出す、而して宵越は翌朝の返済を條件とするものである。倫敦金融市場に於けるコール・マネーは非常なる重要性を持つものである。株式銀行は手形仲買人に對し公債、大藏省證券(之れを *Flouters* と呼ぶ)或は一流の商業手形(貿易から起つた引受手形)を擔保としてコールを貸出すのであるが、銀行は必要に應じ何時にても引揚げることの出来る貸金であるが故に、之れを以て第二次的の支拂準備と見做してゐるのである。一方手形仲買人はコール資金に依つて引受手形買入の目的に使用する。倫敦市場は世界貿易の經濟中心地として、貿易關係より生ずる引受手形が常に巨額に流通してゐる。手形仲買人は後にも説くが如く斯種の手形を取引するもので、其買入資金を市中銀行のコール貸に仰ぐのである。だからコール取引は英國の國際金融に關係するところの、極めて重要な働きをなすものである。

次に割引手形 (*Bills discounted*) は元來銀行が其取引先の爲に商業手形の割引をなしたるもの及び手形仲買人より買入れたる引受手形を指して云ふのであるが、歐洲戰爭以來大藏省證券の割引も又此勘定に包含せしめらるゝこととなつた。英國に於ては、金融組織が發達し且つ經濟上の實力が充實して居る爲に内地の取引には殆んど手形を使用しない。又小切手の流通が盛んである爲に次第に帳簿上の信用取引が増加して來たから取引先より直接に手形の割引を申込みことは極めて少なく、銀行は手形仲買人に對しコールを貸出して彼等の引受手形買入資金を供給すると共に、一方では手形仲買人から夫等の引受手形を買取り資金の運用をなすのである。尙市中銀行手形仲買人を通じて割引手形の業務を営むことは、倫敦市場の國際金融機能に關係する重要なことであるから何れ後に詳述することにする。歐

洲戰爭以來倫敦市中銀行が大藏省證券の割引に依つて財政上の援助をなすに至つたことは注意すべきであるが、斯くして買取つた大藏省證券は、割引手形勘定を以て整理せらるゝことになつた爲に、此兩者の區別は表面的に分らなくなり、従つて割引手形の増減に依つて貿易、商業の消長を知ることが出来なくなつたと云はれてゐる。

有價證券 (*Investment*) は政府公債外國政府公債の如き有價證券の保有高を示す。第二次支拂準備と見做される。有價證券勘定の預金總額に對する割合は銀行に依つて必ずしも同一でない。九パーセント見當の銀行もあり、又最高は二十パーセントに上る銀行もある。ウォーカー・リーフの云ふ處に依ると五大銀行の有價證券勘定は、今尙戰時財政の影響を受けつゝあるところで、戰時公債の發行せられる毎に、五大銀行はその預金の高に對する一定の割合を以て巨額の引受をなし、各々前例なきまでにその所有高を増加せしめた。而して政府當局との默約に依つて公債市價が相當のプレミアムを附するに至るまでは之れを賣放たないこととした爲に、曾ては各銀行のインヴェストメントは、寧ろ不當に増加したのである。然しその後通貨膨脹時代となつて各銀行の預金も激増して來たから、有價證券投資の預金に對する割合は次第に調整されて、戰後公債の市價暴騰と通貨收縮の時代となつて各銀行は有利に之を處分しその手持を減少せしむるを得た。現在に於ては大體に於て、戰前の割合に戻つてゐるやうである。(W. Leefs Banking, p. 143-144)

取引先貸付其他勘定 (*Advances to Customers and Other Accounts*) 各銀行が取引先に對して直接に融通する金額である。その内容は甚だ複雑であつて、例へば殖民地政府或は外國政府に對する數百萬磅の貸付から市中商人に對する僅かに數志の *Over-draft* (當座貸越) に至るまですべて此勘定の内に包含されてゐる。(W. Leefs *ibid.*, p. 156) 貸付

の擔保たるべきものは株式、公社債、商品、不動産等に亘り、或は全然無擔保のものもある。只英國銀行の特色とするところは、その營業資金の成立が主として要求拂の債務であるが爲に、何れの場合に於ても貸金の固定 (Lock up) を嚴に避けると云ふ點にある。それ故に短期の金融を原則とし取引先の資金需要の性質に就ては常に嚴重に鑑別し、その用途を監督するを怠らない。英國にてはその結果 One man One Bank 即ち「取引先は取引銀行を一行しか持たぬ」と云ふ良い習慣が行はれる。勿論總てが左様であると云へぬが多數は然りであつて、銀行はよく取引先の營業狀態を知悉してゐるから、従つて資金需要の性質を諒解し必要に應じ取引先を援助し得る立場にあるのである。貸金の固定を努めて避ける結果としては一方に於て長期的の資金、即ち工業資金の供給に任ずべき機關の設備が必要であることになる。會て英國に於ても、歐洲大陸殊に獨逸に於ける銀行組織と對比して、その點の不備を指摘する一派の人々があり、戰爭中にも政府は一委員會を設けて長期工業資金の需要に應ずる爲に獨逸式銀行制度を英國に於て採用することの可否に就て討究せしめたのであるが、同委員會に於ては、斯の如きは預金銀行の業務としては本質的に相許さざるものであるとし、只過渡的の施設として産業上の資金的援助を目的とする商事會社 (British Trade Corporation) を別に設立せしめたのである。それに就てウォーター・リフは「長期工業資金の供給は、産業の支配と云ふことと離るべからざる關係を持つものである。獨逸に於ては國內の重要産業は、四五の大銀行に依つて支配せられ、銀行も又當該産業の盛衰と運命を共にするのであるが、英國の如く個人主義を基調とする國に於ては、國內の重要産業が小數大銀行の支配下に屬すと云ふ如きは到底實現の出來ないことである。是は英國預金銀行の傳統として許さざるのみならず、又國民の輿論も到底相容れないであらう」と述べてゐる。而して從來英國に於ては工業上の金融

に干與する機關として個人銀行家或は金融會社があり、長期金融の仕事に任じ或程度まで如上の欠陥を充たしてゐるのである。

以上倫敦市中銀行の主要業務に就て簡単な説明を試みたが、是に依つて見ると英國の株式銀行の第一原則は取引先の預金は要求に應じ何時にても之れを拂戻す従つて其爲の防壁^{デフエンス}としては現金在高及び英蘭銀行預金を第一線 (First line of defence) に、コール及び短期貸を第二線に、而して投資證券 (所謂金線證券である) を第三線に備へてゐる。割引手形を此準備の内に入れて居らないのは、日本の銀行或は米國の銀行と異なるところで、英國の銀行は英蘭銀行に至り割引手形の再割引は決して之れを行はないのである。故に支拂準備の充實を欲する時は先づコールの貸出を中止し又は回収するから、手形仲買人は英蘭銀行に赴いて再割引を依頼しコールを返済することとなる。尤も市中銀行の割引手形及貸付とても、預金資源の關係上短期的たるを原則とし常にその流動性を維持するに勉めてゐるは前述の如くである。

今上掲の表に依つて見ると、倫敦市中銀行の千九百二十九年六月末に於ける總資産は二十一億九千二百六十萬磅であるが (内五大銀行のそれは十九億二千七百二十萬磅である) 右の總資産に對する割引手形、貸付、コール及短期貸の總計は十三億八千六百八十萬磅で全體の六割三分三厘に當つてゐる。而して現金及英蘭銀行預金は總額の一割三分、有價證券放資は等しく一割三分一厘に當つて居り、之れは半期末に於ける倫敦銀行家の店飾り (Window-dressing) を考慮に入れなくてはならぬけれど、尙大體に於てその平素の營業振りを示すものと云つて差支ない。

第四章 植民地銀行及び外國銀行

倫敦に於ける植民地銀行の本支店と外國銀行の支店は金融市場の重要な要素をなしてゐるものである。植民地銀行と云ふのは、濠洲、新爾蘭、加奈陀、南阿等の如き英國植民地の銀行であつて、倫敦に本店を有するものと、又植民地に本店を置き倫敦に支店を設置してゐるものとある。印度及東洋方面との貿易金融に従事する銀行に對しては特に爲替銀行 (Exchange Banks) なる名稱を附せられてゐる。而して之等の植民地銀行及爲替銀行を總稱して海外銀行 (Overseas Banks) と呼んでゐる。今その主要な銀行名を擧げると

(イ) 阿弗利加

Bank of British West Africa

Netherlands Bank of South Africa

Standard Bank of South Africa

(ロ) 濠洲

Australian Bank of Commerce

Bank of Adelaide

Bank of Australasia

Bank of New South Wales

Bank of New Zealand

Commercial Bank of Australia

Commercial Banking Co. of Sydney

English, Scottish & Australian Bank

National Bank of Australasia

National Bank of New Zealand

Queensland National Bank

Union Bank of Australia

(ハ) 加奈陀

Bank of Montreal

Bank of Nova Scotia

Canadian Bank of Commerce

Dominion Bank

Royal Bank of Canada

(ニ) 印度

第四章 植民地銀行及び外國銀行

Chartered Bank of India, Australia and China

Eastern Bank

Mercantile Bank of India

National Bank of India

等であつて、其外香港に本部を置き倫敦に最高の事務所を有する爲替銀行で東洋方面に有名な香港上海銀行 (Hongkong Shanghai Banking Corporation) の如きがある。倫敦市場に於ける之等の植民地銀行及爲替銀行の主要業務は本國と植民地に於ける貿易上の金融を主とするのであるが、所謂爲替銀行と稱せらるゝもの即ち香上銀行、打噴銀行、(チャータード・バンク) の如きは東洋各方面に支店を設けて、獨り植民地と諸外國との貿易のみならず、諸外國と英本國間の貿易金融にも極めて大規模の業務を営んでゐるところである。尙又植民地銀行は倫敦に於ける植民地政府の代理店として債券の發行その他の財政上の收支を取扱ふものもある。

外國銀行 (Foreign Banks) は外國人の經營する倫敦所在の支店銀行であつて、今日では佛蘭西及び亞米利加の銀行が倫敦市場に於て最も勢力を占めてゐると云はれる。戰爭前に於ては獨逸の銀行が頗る重要な地歩を占めてゐたが、戰爭の爲にその業務を清算して以來再び進出を企てないやうである。本邦の銀行にして倫敦に支店を有するは、正金、住友、三井、三菱、臺灣の各銀行であるが正金を除いては何れも、歐洲戰時及戦後の貿易發展時代に於て急設せられたものである。英國に於ては外國銀行の支店開設は極めて自由であつて、彼の米國に見る如く面倒な法律上の制限がない。此事實は一面倫敦が世界の金融中心點である關係と相俟つて、諸外國銀行をして貿易關係その他金融取引上の

便宜の爲に單に代理店を通ずる取引に満足しないで進んで支店設置を計畫せしむるに至つた所以である。

倫敦に於ける外國銀行の業務は本國と英國或は他の外國間の貿易金融、爲替の取扱をなし或は又本國政府若しくは民間會社の爲に公社債の發行をなす等の任務を持つてゐる。

斯の如く英國植民地銀行及び外國銀行の多數が、倫敦に店舗を設け國際上の金融に従事してゐるは要するに倫敦が世界の金融中心地點たるが爲であつて、倫敦市場に於ける潤澤なる短期資金とその完全なる金融組織とを利用して貿易金融に従事すると共に一面本國の餘剰資金を此に送つて自由に之れを運用し得るからである。尙此點に就ては別章に述ぶる手形引受及び割引市場の組織の研究に依つてよく諒解するを得るであらう。

第五章 手形引受商會(一名マーチャント・バンカース)

英國に於て手形引受商 (Accepting Houses) はマーチャント・バンカース (Merchant Bankers) と云ふ。マーチャント・バンカースが主要なる業務として手形引受業を営むからである。マーチャント・バンカースは株式銀行に次で、倫敦金融市場組織中の重要な要素をなしてゐるのである。何故にマーチャント・バンカースなる名稱が起つたかと云ふに元々是等の金融業者の本業は商人であつたからである。例へばロスチャイルド (Rothschild) はマンチェスターの棉花商であり、クラインウォート (Kleinwort Sons) は地金銀の賣買と共に小麥棉花の輸入商であり、或はベアリング (Barings Bros.) の如きは倫敦の大物商であつた。斯の如く商人であつて、其外國取引先との輸出入取引をなしたある間に、次第に貿易金融に關係し遂に手形引受業とするに至つたものである。英國のマーチャント・バンカースは外國系統のもので、十八世紀末から英國の商業が漸次優勢となるに従つて大陸諸國から渡來したものであるが今日では完全に英國化されてゐる。

倫敦が世界の金融中心として優越なる地歩を占めてゐるのは、此に述べるところの手形引受業の發達と而して後に述べる手形割引市場の完備せる點との二つの原因に基いてゐるのである。だから倫敦の金融機構を研究するに當つて、手形引受業の何たるを解するは最も必要である。

往昔、英國商人の輸入貿易に關する金融が植民地銀行又は爲替銀行に依つて行はれてゐた當時、輸入業者は各自の

引受けた爲替手形の割引を市場に於て受けんとするに際し、輸入商は各自の資産信用状態の相違から、手形の割引料率に甚しき高低の存することを氣付いたのである。故に比較的信用程度の劣る商人は、一流の輸入商と談合して一定の口銭を支拂ひ、自己に代り一流の輸入商をして爲替手形の引受人たらしめ、而して市場に於て自己の引受手形よりも遙かに低率なる割引率を以て割引することを企てた。それは引受料を支拂つても最低の割引率を適用するに依つて受くる利益の方が大きいからであるが、一方自己の信用を利用して他の商人に代つて假設的に手形引受の責任を取る一流の輸入商に於ては、その商業上の經驗に依つて、手形に附帶せる商品の販路如何、或は外國輸出商即ち手形振出人の信用状態如何、若しくは引受を依頼する内地商人の立場如何等に就ては十分なる諒解がある爲に、手形引受の責任を負擔する上に於ての危険が比較的に少ない。依つて手形引受料の収益に着眼した一流の商人は、段々に從來の本業を棄て、手形引受を専業とする傾向となり、遂にマーチャント・バンカースとして株式銀行と相伍して倫敦金融市場に於て偉大なる勢力を占むるに至つたのである。今日手形引受商は倫敦金融市場に於て一の貴族的階級を作つてゐるが、之等の銀行家は出でて株式銀行の重役となり、又英蘭銀行の重役に列することも屢々ある。

手形引受業とは、斯の如く依頼人の爲に爲替手形の上に假設的の引受をなす。詳しく云へば貿易上から發生した爲替手形を、倫敦の割引市場に於て割引するに際し、それに一流手形たるの資格を付ける爲に自己の名譽を貸すところの仕事であつて、それに對し一定の引受料を徴するのである。手形引受業務は斯様な経路を取つて發達し、次第にそれが各國の貿易上の金融手段として利用せられるに至つたもので、之が爲に倫敦は世界貿易の決済地たるの特色を發揮し得たのである。

歐洲大戰勃發の當時、英國政府がモラトリアムを施行した第一の目的は、倫敦手形引受高の救済にあつたと云はれてゐる。即ち世界各國の貿易金融の爲に倫敦の市場には三億磅に餘る引受手形が流通して居つた。それが戦争の爲に各國からの決済資金の送金が絶たれることとなると引受業者はその責任に於て支拂をなさなくてはならぬ。左様な事態を生ずれば遂に倫敦市場は破壊されるのであるから政府もモラトリアムの擧に出でたのである。以て引受手形業務が如何に倫敦市場の重大なる要素をなしてゐるかが分明するであらう。

今倫敦に於ける主要な引受商を舉げて見ると左の如くで、尙此外に二流と目すべき引受商は約五十軒ほどある。

N. M. Rothschild & Sons.

Faring Brothers & Co. Ltd.

J. Henry Schröder & Co.

Seligman Brothers.

R. Raphael & Sons.

Rüffer & Sons.

Arthur H. Brandt & Co.

William Brandt Sons & Co.

Anthony Gibbs & Sons.

Goschens & Cunliffe.

Hambros Bank Ltd.

Fredk Huth & Co.

Kleinwort Sons & Co.

Lazard Brothers & Co. Ltd.

Grenfell Morgan & Co.

右の如く手形引受業務はマーチャント・バンカースの主要なる業務として發達して來たものであるが、時代の推移と共に、而してその貿易金融上の効果が益々認識されて來ると共に、専門の引受商の外に株式銀行或は爲替銀行植民地銀行の如きも次第に手形引受の業務を取扱ふやうになり、漸次専門の引受業者の領域に侵入するに至つた。その結果今日に於ては、倫敦市場に流通する引受手形は

(イ) 専門の手形引受商の引受手形

(ロ) 五大銀行を始め他の普通銀行の引受手形

(ハ) 倫敦に支店を有する地方銀行の引受手形

(ニ) 倫敦に店舗を有する爲替銀行、植民地銀行の引受手形

と四種の區別を生ずることとなり、從來マーチャント・バンカースの引受に係るものをバンカース・ビル (Bankers Bill) と稱し、それ以外の銀行引受手形をバンク・ビル (Bank Bill) と區別して呼んでゐたが、今日では一様にバンク・ビルと稱するやうになつた。

前にも述べたやうに、倫敦は國際金融の中心地として、引受手形の制度を完備し、倫敦宛の引受手形は最も信用あり且つ便利なる決済手段として盛んに流通して居る。その金額は凡そ幾何に上るであらうか。その點は種々の觀測が行はれてゐるが、パーゼスの云ふところに依ると戰前倫敦市場に流通してゐた引受手形は十六億弗即ち三十二億圓であつたものが戰後の千九百二十三年一月には八億ドル乃至九億ドルに減じたと、(Burgess, *The Reserve Banks and the money market*, p. 129)。之れは倫敦の有力なる割引商デー・スプリング・ライスの見積りであるが、その後には於て多くの増加を見てゐるは云ふまでもない。

別編にて述ぶる通りであるが、引受手形制度は近年米國に於ても急激なる發達を見るに至つた。米國に於ける引受手形の發達は同國內の金融調節に多大の便宜を與へたばかりでなく、國際金融市場としての紐育の地位を著しく向上せしめたのである。國際貿易上に於て從來磅貨を以て決済して居たものが、近年弗貨手形を以て決済せらるゝ高が非常に増加して來たのである。その結果國際金融中心たる倫敦の地位を脅かすに至つたは勿論であるが、今日倫敦紐育の兩市に於ける引受手形の分量は依然として倫敦の方が多く、永年の習慣と經驗とで築かれた倫敦の地位には偉大な底力があることを感ずるのである。

マーチャント・バンカースの業務に就て尙述べて置かねばならぬ點がある。斯様にマーチャント・バンカースは手形引受業を主要な營業とするのであるが、一方に於ては金融手形 (Finance Bill) の引受が益々發達するのに関連して、マーチャント・バンカースは外國の大會社或は政府の如きと金融上の關係を結ぶに至つたのである。それと共に公債、社債の發行に干與し外國政府或は會社に對しフィナンシヤーとして活躍しつゝあるのである。倫敦に於て發行

せられる總ての外國債は、何れもマーチャント・バンカースの關係するところであつて、之れは以前我邦の公社債が發行せられた時も左様であつた。例へば日露戰役の外債募集を引受けたのはロスチャイルドとベアリングであつた。昭和五年五月倫敦で成立した我が新英貨債千二百五十萬磅もその引受團の内にはロスチャイルド商會、ベアリング商會、グレンフェル・モルガン商會等のフィナンシヤーが有力な參加者となつてゐる。

第六章 手形仲買人及び割引會社

前章に述べたやうに、倫敦宛に振り出された諸國の貿易手形は、手形引受者を始め株式銀行或は海外銀行に依つて引受せられた上で、期限到来に至るまで倫敦市場に於て金融を受くることになるのである。即ち手形がアクセプトされると共に、その手形の所持人は直ちに之れを市場に賣却し資金を得るのであるが、倫敦市場に於ては是等引受手形の賣買を取扱ふ爲に手形仲買人 (Bill Broker) と稱する専門の機關が發達し國際金融の上に重要な役目を勤めてゐるのである。

手形仲買人は又割引商 (Discount Houses) とも呼ばれる。銀行手形の割引を業とするのであるから割引商と呼ぶ方が當つてゐるのであるが、然し仲買人の内には所謂ランニング・ブローカーと云つて自己の勘定に依つて手形を買取るのではなく、單純に手形賣買の取次をなす丈の事に任ずるものもあるから嚴格な意味では割引商と區別せねばならぬ點もある。倫敦に於ける手形仲買人は次の如く三種に分類することが適當であると思ふ。

- 一、Brokers 即ち單純なる手形賣買の仲立人
 - 二、Discount Brokers 即ち自己の勘定にて手形の賣買に従事するもの
 - 三、Discount Houses 又は Discount Companies 即ち割引商又は割引會社と呼びブローカーの大なるもの
- 三者の境界線は時に明かでないこともあるが、要するに往時は何れも單純なるブローカーに過ぎなかつたものが市

場の發達と共に自己の計算に於て手形の賣買を營むやうになり、更らに進化して割引商が發生したものであると考へられる。割引會社は割引商の大なるもので會社組織を以て大規模の營業をなすものである。割引會社の主要なるものは National Discount Co, Alexander Discount Co, Union Discount Co. がある。之れを三大割引會社と云ふ。之等は何れも専門に銀行手形の賣買に従事するが故に Dealers と稱されてゐる。而して是等が相集つて所謂割引市場 (Discount market) を形成し倫敦金融市場組織の上に於て重要な分子をなしてゐる。

割引市場に於ける手形仲買人及び割引商の機能に就て説明するには、先づ割引市場に流注するところの資金の源泉に就て述べる必要がある。その次にこの資金が手形仲買人に依つて如何に運用せられるか。而して運用の目的物であるところの銀行手形は最後に如何なる経路を取つて倫敦金融市場に分布されるのであるか。大體此順序を以て述べるのが最も適當である。

手形仲買人、割引商及び割引會社の營業用資金は第一次的には各自の資本金であつて、それが大規模の商社である場合は、可成り巨額に上つてゐるが、然し銀行手形の全體の取扱高から云へば極めて一部分であるに過ぎない。又中には銀行と同様に公衆から預金を集めてゐるものもある。株式銀行に比較して四分の一パーセント或は二分の一パーセント高の利率を公表して廣く預金を吸集し、それを以て營業資金の一部となしてゐるものもあるが、然し割引資金の主たる部分は株式銀行からの借入金である。

既に株式銀行の營業に就て述べた際に、株式銀行の預金支拂準備の一部は手形仲買人に對しコール・ローンの形に於いて放出せられてゐることを説明して置いた。即ち是等の割引業者は獨り株式銀行のみならず、植民地又は外國銀

行或は商人銀行に向いて毎朝コール・マネーの取極めをなすのである。銀行は各々手許の都合に依つて新たにコールを放出するものもあり、既に貸出せるコールを繼續することを承認し或は之を回収せんとするものもある。それ等の取引は總て午前中に行はれ、その結果割引業者は各自の資金状況に従つて銀行手形の賣買に従事することになる。コールの擔保は主として彼等の取得してゐる銀行手形であるが、その他に公債大藏省證券の如き所謂フローターズと呼んでゐるものもある。

割引業者は斯くして得たる資金を以て、割引市場に出動し銀行手形の買入れをなす。手形の買入先はマーチャント・バンク、植民地銀行、外國銀行等にて何れも爲替業務を営んでゐる者である。而して割引業者の買取つた銀行手形は、更らに之れを株式銀行或は商人銀行に賣渡すことを目的としてゐるのである。勿論割引商又は割引會社の資力大なるものは、自己の計算に於て平素多額に之れを持ち越すのであるが、主たる目的は自己の買取りたる割引料率との間に相當の利鞘を得て、株式銀行その他に之れを賣却することである。株式銀行の資産勘定に存する割引手形が斯の如くして手形仲買人より買取りたる銀行手形から成立つことは前に述べた通りである。株式銀行がその資金運用の一方法として、手形仲買人を通じ貿易上より生じた銀行引受手形に對し常に相當額の放資をなすのは、固よりその性質が短期（普通三ヶ月とす）流動的であり、安全性（銀行の支拂引受がある）に於て何等欠くるところなきが爲であつて、何れの株式銀行もその保有する割引手形の期限到來すると共に新たに之れが補充買入れをなし適當の残高を保持するを怠らない。此故に株式銀行は一方に於て、割引業者に對する手形買入資金の貸手であると共に、一面又割引業者を通ずる銀行手形の需要者であるから直接に又間接に割引市場に對する資金の供給者であると云へる。之が「株

式銀行と割引業者とは事實上組合員パートナーの形に於て仕事をしてゐるやうなものである」とリーフがいつてゐる所以である。（W. Leef, *ibid.*, p. 214）

手形仲買人に對する資金の供給が極めて豊富である場合は「A drug in the market」（買れ口の遠い品物の意）と云はれてゐるが、かゝる際には銀行手形の市場割引率が軟調となるは當然である。然るに之れに反して、金融の逼迫を告ぐる時期、租税の納期とか或は公債大藏省證券等の發行に依つて市場から多額の資金が引上げられる際には、市中銀行は先づ手形仲買人に對するコールの回収を計る。故に手形仲買人は市中銀行よりの借入を返済する爲に英蘭銀行に赴くのである。かゝる場合を稱して「The market is in the Bank」市場は英蘭銀行に移ると云はれる。而して手形仲買人に取つては英蘭銀行の援助を仰ぐことは出来るだけ之れを避けたいのであるが、其理由は英蘭銀行の貸出は市場金利より割高であるところの公定歩合或はそれ以上の利率を課せられる爲に、彼等の利益の大部分を失ふ譯になるからである。それと共に割引業者が英蘭銀行の借入を餘儀なくされる場合は四圍の状況から見て市中銀行の貸出は既に最高限に達してゐることを示し、銀行手形の割引率も次第に昂騰し來るのである。（W. F. Spalding, *London money market*, p. 118）

倫敦割引市場は右の如く貿易上より生じた引受手形引受手形即ち銀行手形銀行手形の一大取引市場であるが、歐洲戰爭以來英國政府に依つて時々發行せらるゝ大藏省證券の發行市場としての一面を備ふるやうになつた。大藏省證券に對する應募者は獨り銀行或は割引業者に留らず、個人又は商事會社の如きも之れに依つて一時的の遊金を運用する者多々あるのである。然しその額面は五千磅以上となつてゐるので、割引率は常に銀行預金利率に比し幾分上廻つてゐるけれど、小投

資家の利用困難でその爲に銀行預金を大して脅威しない。故に市場に賣出される大藏省證券の主要部分は、市中銀行並に割引業者に依つて應募せられ、又その賣買を取扱ふてゐるのである。即ち倫敦割引市場は單に従來のやうに銀行手形の流通市場たる以外に大藏省證券の賣買市場をも兼ね聊かその面目を異にするに至り、同時に市場は大藏省證券の發行或は償還に伴ひ、財政上の影響を蒙ること深大となつたことは注意すべきであるが、何れにするも之れは戦争の結果として生じた一部份に過ぎないのであつて、割引市場は依然として國際貿易より發生する商業手形の金融の爲に存在し、倫敦宛に振出された外國手形の大部分を集注するところの一大貯水池の如き觀を呈してゐる點に於て何等變りないのである。(W. Leef, *ibid.*, p. 210)

第九編 米國の金融機構

第一章 概 説

米國の銀行制度は、之をアメリカ植民地時代に英本國或は大陸から渡來した銀行業の當時に溯つて考へて見ると既に二百餘年の歴史を有することになる。然しながら其近世的發達は南北戰爭當時に於て主として政府財政の援助を目的として創設せられた國立銀行制度 (National Banking System) に依つて新時期を劃したものと云はねばならぬ。

米國の經濟界が國立銀行制度の下に於て、急速なる發達をなしたことは事實であるが、然しながら此國立銀行制度も近代の膨脹せる商業上の必要に應ずるには極めて不適當であり、組織運用の上に於ても幾多の缺陷を有する不完全のものであることが年と共に實證せられた。それが爲に經濟界に於て生産の過剩とか或は何事か急激なる變化を生ずると、忽ちに銀行制度の缺陷を暴露し、通貨信用は全く彈力性を失ひ、全國に亘つて怖るべき慘害を惹起すること屢屢であつた。それ故に國立銀行制度に對しては恐慌培養者 (Panic Breeder) と云ふ汚名すら與へられて居たのである。國立銀行制度の採用は、其以前に比較し銀行券發行の基礎を確實ならしめ、商業信用の利便を擴大し、小切手制度を普及し、手形交換制度を發達せしめたる等に與つて大なる力あつたけれども、制度そのもの、有する根本的の缺陷は掩ふべくもなかつた。中にも重大なる缺陷は銀行信用の彈力性を缺くこと並に銀行準備金の分散せることの二點である。

米國々立銀行條例は、政府財政の援助と銀行券の發行を全國共通の法規を以て統一し其基礎を安固ならしむる目的

であつたけれど、銀行券の伸縮を商業上の需要に適合せしむることに力を致さなかつたのと、又銀行券發行の根基をなすものが國債である爲に、其價格の變動と其量の供給如何に依つて制限を受け、産業の發展に適應し、必要なる通貨を供給する方法としては極めて不完全であつて、次第に一般經濟界との調和を失ふて來たのである。その爲に國立銀行券の發行高は農産物市場、證券市場を始め他の商業界に起る季節的資金の需要に正しく適合するを得ずとの非難を蒙つた。此事情はノイエズの説くところ甚だ明瞭である。即ち「國債を基とする發行制度の下に於ては商業的需要に應ずる通貨の正常且つ信頼すべき伸縮力を持つことは絶対に不可能である。通貨の供給は商賣の閑散なる中夏の候に於て多く増加し、商賣の繁忙に入る秋季となつて俄かに收縮することがある。既發の銀行券に對してさへ其需要を最低限度に減退して居る時節に、却つて益々發行高が増加したり、一方大なる收穫と、勞働の繁忙に面して通貨の需要が最も起る時節に急にそれが減少したりする。要するに此不合理は銀行券發行の根本が政府の公債であるから斯かる制度を廢して他の制度に改めなければ、如何なる救済策も無効なのである。」と (A. D. Noyes, History of the National Bank Currency, p. 20)

それと共に舊發行制度の下では、一朝財界に異變が起つた場合所謂應急通貨^{Emergency Currency}を供給するに何等の手段がないと云はれた。即ち國立銀行の發行は、國債を保證とする以外に途がないから、かゝる時機に際し急に國債の手持を増加することは不可能である。例へば一九〇七年の恐慌に際し應急通貨の發行は極めて遅々たる有様で舊發行制度の無彈力性を遺憾なく示したのである。

次に國立銀行制度の他の重大なる缺陷は、其支拂準備金の分散することである。即ち國立銀行は其預金に對する支拂準備金を各々單獨に保有するところの所謂分散準備制度 (Separate Reserve System) であるから、財界に急變の生じた場合は各國立銀行は自己の立場を擁護するに急であつて、他銀行の危急を顧みる暇なく一朝恐慌に際會すると銀行の閉鎖相次ぐと云ふ有様であつた。國立銀行制度に於ては、地方都市の國立銀行は少くとも其預金の一割五分に相當する準備金を保有すべく其内五分の三は準備市又は中央準備市の國立銀行に預託するを認められ、又準備市の國立銀行は預金の二割五分を保有し其半額は中央準備市の國立銀行に預託するを得、中央準備市の國立銀行は同じく二割五分の準備金を自己の庫中に保管するを要する規定となつて居た。而して州立銀行の準備法規に至つては區々一様でなかつたのである。

此準備制度は形式に於て集中制度を加味して居るのであつたが、實質的には全國銀行の支拂準備は各國立銀行の間に分散して居たのであつて、何れの銀行に於ても緊急の場合に際し全く孤立の立場に陥り、此點に於ても恐慌の起る度毎に制度上の缺陷を暴露したのである。殊に一九〇七年の恐慌に際し紐育所在の國立銀行は全國銀行より預託せられたる支拂準備金の取付に遭遇し、かの手形交換所證券 (Clearing House Loan Certificate) の如きを發行して應急對策を取つたが尙支拂停止を續發するが如き状態に陥つたのである。要するに全國銀行の預金支拂準備金の中央集中機關としての完全なる職能に任すべき組織が缺けてゐたことは舊制度の重大なる缺陷であつて、一方から見れば準備金の分散に依つて信用機構上その流動性を阻害し資金の能率の上に加へられた束縛も非常なものであつた。

事情斯の如くであるから、米國の銀行制度に對する經濟界の不滿は、年と共に激化した居つたが、一九〇七年の恐慌を動機とし之れを改革すべしとの議論が益々盛んになつた。

一九〇八年アルドリッチ・ヴリーランド條例 (Aldrich-Vreeland Act) は舊制度の根本的改革を實現するに至るまでの過渡的法規として制定せられ、政府公債以外或種の證券保證とし應急銀行券の發行をなし得る特權を國立銀行に賦與すると共に國立通貨組合 (The National Currency Association) を設立し、此機關を通じ國債及商業手形を預託することに依り銀行券の發行を認むることになった。併し同法は臨時的の制度であつたから、政府は更に國立貨幣委員會 (National Monetary Commission) を組織し、海外諸國の通貨銀行制度に就て廣汎なる調査をなさしめ、其後幾多の迂餘曲折を経て、一九一三年十二月大統領ウィルソンの名に於て、聯邦準備法 (The Federal Reserve Act) が制定された。之れに基き現在の聯邦準備制度が確立せられたのである。此の如くにして多年の懸案は解決を見、一九一四年十一月を以て聯邦準備銀行は全國一齊に其業務を開始するに至つた。

以上は現行制度の實現に至るまでの概略であるが、今日米國の銀行組織は聯邦準備制度の下にあつて、聯邦準備銀行を中央的機關とし國立銀行、州立銀行、信託會社、個人銀行其他各種の金融機關が併立してゐる。以下數章に互つて是等各種の金融機構に就て説明を加へることとする。

第二章 聯邦準備制度

聯邦準備制度の實現は、舊銀行制度の缺陷に對する米國財界の不滿と、それに伴ふて朝野の試みた熱心なる研究の所産であるといはねばならぬ。パーゼスの云ふ如く聯邦準備制度の制定以前に於ては、凡そ世間に發表せらるゝ經濟上の如何なる論策も銀行改革の問題に觸れざるものなしと云ふ有様であつた。かくして出来上つた聯邦準備制度とは如何なるものであるか、此に先づその構造の概要に就て述べよう。

本制度は北米合衆國を十二區に分ち、各々其主要都市にそれ々々地方金融の中央機關たるべき準備銀行を設置すると共に、更に現今全國に二十四の準備銀行支店と二の代理店とが設けられてゐる。而して從來全國數千の獨立銀行の間に分散されてゐた銀行準備金の集中を計り、新たに聯邦準備券 (Federal Reserve Note) を發行して、國內通貨の統一を企圖し、一面普通銀行に對する中央銀行として信用授與の上に彈力性を有する手段を設けたのである。

斯く單一中央銀行制度を採用する代りに、地域的準備銀行制度 (Regional Reserve Banks) を設けることにしたのは主としてその地理的關係及合衆國の廣大なる領域より來る經濟事情の地方的差違に適應せしむる爲で、尙又政治的には本來の地方分權主義を尊重したるに外ならぬ。それと共に地域的準備銀行の行動を統制する中央的機關として聯邦準備局 (Federal Reserve Board) を設け、各別々の準備銀行を一制度の下に同格化 (標準化) するの組織を設けたのである。ワシントンに於ける聯邦準備局は八人の委員より成り、大藏長官 (Secretary of the Treasury) 及通貨監督官 (Comptroller

of the Currency)は職權上その委員中に加入し、他の六名は大統領が上院の同意を得て任命するのである。

該準備局の任務は(イ)聯邦準備制度運用に關する諸種の規則を制定する。(ロ)各聯邦準備銀行の定むる再割引利率に就て之れを審査し決定する (Review and determination)の權限を持つ。(ハ)全國十二の聯邦準備銀行及二十四の支店に依り取扱はる、米國內に於ける一地方から他の地方への送金或は小切手の取立に就ての中央手形交換所としての職務を行ふ。(ニ)準備銀行に對する検査官たる職分その他一般的の監督を行ふ。(ホ)聯邦準備制度の運用に就ての統計的記録を公表するの任務である。

それと共に聯邦準備法は、聯邦準備局の上に一の諮問機關として、聯邦諮問會 (Federal Advisory Council) を設くることを規定し全國十二の準備銀行に於ける取締役會により選任せられたる各區一名の代表者即ち十二人の委員より成る諮問會を設立し、聯邦準備銀行の一般業務に付き準備局と直接に評議し、又必要なる建議提案をなし得ることとしたのである。

聯邦準備制度による十二の聯邦準備銀行所在地は、ボストン、ニューヨーク、フィラデルフィア、クリーブランド、リッチモンド、アトランタ、シカゴ、セントルイス、ミネアポリス、カンサスシティ、ダラス、サンフランシスコである。(内ニューヨーク、シカゴ、セントルイスを中央準備市と呼ぶは元の如し)

各聯邦準備銀行は、聯邦準備局に依つて監督せられてゐるが、併し之れは官設の機關でないのである。即ち準備銀行の資本金は其地域内に於ける國立銀行、州立銀行及び信託會社に依つて出資せられてゐる。之れを稱して加盟銀行 (Member Banks) と云ふのである。聯邦準備法に依つて國立銀行は全部加盟銀行であるが、州立銀行と信託會社は特

定の條件を具備して加盟の許可を受くることになつてゐる。

準備銀行の營業方針は、社會の福祉増進を主眼とすべきもので、單なる私的機關ではない。その利益配當の如きも年六分と制限されてゐるが、是等の點から見て半官的機關セミオフィシヤル・インスティテューションと稱すべきものである。

聯邦準備銀行の加盟銀行は一九二九年十月現在に於て八千六百十六行に上り米國に於ける商業銀行總數の約三分の一に當り、その有する資力に於ては三分の二以上を占めてゐる。尤も此が加盟銀行數は一九二二年末に於て九千八百五十九行の最高を示したが、近年に至つて漸減してゐるのは銀行の合同と解散に基く銀行總數の減少に起因してゐるもので資力の點に於ては寧ろ急速の増加を示してゐる。

次に加盟銀行は、自己の資本金及積立金合計の六パーセントに相當する聯邦準備銀行の株式を引受けなくてはならぬ。而して加盟銀行の資本金及積立金の増加に依つて其引受株式を遞増せしめねばならぬ。此株式は讓渡賣買を禁じて居り、加盟銀行が解散するか或は加盟より脱退する場合は拂込金額を返済しその部分の株式は廢棄せらるゝことになつてゐる。

既に述べたやうに、聯邦準備制度の一つの主たる目的は銀行支拂準備金の集中にある。故に加盟銀行は其預金額に對し一定の割合を以て、法定支拂準備金を準備銀行に預金として預け入れなくてはならぬ。現行規定に依ると定期預金に對しては一律に三分、要求拂預金に對して中央準備市 (ニューヨーク、シカゴ、セント・ルイ) 銀行は一割三分、準備市銀行は一割、地方銀行は七分と定めてある。聯邦準備銀行の預金は即ち此法定支拂準備金の預託せられしものである。聯邦準備銀行は一方加盟銀行預金支拂準備金の保管者であると共に、加盟銀行の爲に貸付を實行し、通貨(銀行券)

の供給、小切手取立、電信送金の如き業務を行ふ。即ち加盟銀行がその取引先の爲めに行ふところの業務と、殆んど等しい業務を加盟銀行の爲に辨する。故に他の中央銀行に於けると同様銀行家の銀行であると云ふべきである。

聯邦準備制度の創設に依つて米國の銀行組織の上に著しい變化を齎したが、其重要なものを擧ぐると

- 一、米國の銀行準備金の大部分を十二の聯邦準備銀行に集中するに至つたこと
 - 二、聯邦準備券と稱する新たな銀行券を通用せしめ漸次銀行券統一の方針を取るに至つたこと
 - 三、聯邦準備銀行は加盟銀行に對する通貨信用の供給者として米國の信用通貨制度の上に伸縮性を與へたこと
 - 四、國內に於ける資金の移動の上に新たな組織を設けたこと
 - 五、銀行引受手形の發達に依つて金融市場の組織を完備し紐育市場をして國際的に進出せしめること
 - 六、準備制度を通じて國庫金取扱制度を變革し金融市場との關係を合理的ならしめたこと
 - 七、準備制度の下に金融政策を可能的ならしめたこと
- 等である。(Burgess, Federal Reserve Banks and Money Market, p. 3)

第三章 聯邦準備銀行の業務

第一節 資産勘定と負債勘定

聯邦準備銀行は聯邦準備法の題名の示すが如く「伸縮性ある通貨を供給し、商業手形再割引の手段を提供し、北米合衆國に於ける銀行業に對し一層有効なる監督を加へ、並に其他の目的の爲」に組織せられ運用せらるゝものである。"to furnish an elastic currency, to afford means of rediscounting commercial paper, to establish a more effective supervision of banking in the United States, and for other purposes."。故にその業務は銀行券の發行、預金準備の保管、手形の再割引、國庫金の受託、金地金公債手形の賣買、手形の交換取立等を主たる營業項目とする。而して其取引は加盟銀行及他に聯邦準備銀行並に政府との間に行はれ、直接加盟外の銀行或は一般公衆との取引をしない。只後に述ぶる準備銀行金融政策の一端であるところの市場取引 (Open Market Operation) をなす場合には一般公衆との取引をなすことが認められてゐるのである。

今準備銀行各般の業務に就て解説するに當り、一九二九年十一月末に於ける全國十二準備銀行を總括せる資産負債勘定を示すと次の如くである。(Federal Reserve Bulletin Dec. 1929.)

全國十二準備銀行の資産及負債勘定

資産の部

(單位千弗)

| | |
|-------------|-----------|
| 正貨準備 | 二、九四八、二五九 |
| 金以外の發行準備 | 一四二、〇六五 |
| 準備以外の現金 | 七四、四二三 |
| 再割引手形 | 一、〇三〇、四四二 |
| 買入手形 | 二五六、〇七五 |
| 政府證券 | 三二六、〇六五 |
| 其他證券 | 一八、六九八 |
| 外國銀行貸 | 七二四 |
| 準備銀行間未達勘定 | 四四、八九七 |
| 他準備銀行の聯邦準備券 | 二六、九八八 |
| 他の未達勘定 | 六三九、八一〇 |
| 營業用不動産 | 五九、一五七 |
| 其他勘定 | 一一、八三七 |
| 合計 | 五、五七九、四四〇 |

負債の部

三三六

(單位千弗)

| | |
|----------|-----------|
| 聯邦準備券 | 一、九四九、六〇六 |
| 預金 | 二、五二二、四〇三 |
| 内譯 | |
| 加盟銀行準備勘定 | 二、四五八、〇二一 |
| 政府預金 | 三八、八七一 |
| 外國銀行 | 五、二七八 |
| 其他預金 | 二〇、二三三 |
| 未達勘定 | 六三九、八一〇 |
| 拂込資本金 | 一六八、三六九 |
| 積立金 | 二五四、三九八 |
| 其他負債勘定 | 四四、八五四 |
| 合計 | 五、五七九、四四〇 |

上掲資産負債勘定の主要項目に就ては以下述べるところの準備銀行各般の業務に關聯し一々之れを引用して説明を試みたい。

第二節 銀行券の發行

聯邦準備制度の創設前にありては、合衆國內に於て四種の紙幣が流通してゐた。第一は金證券(Gold certificate)では米國々庫に保有する金を準備として發行せるもの、第二は銀證券(Silver certificate)で同様銀を準備として發行せるもの、第三は合衆國紙幣(United States Notes)で、之は南北戦争當時に於て政府に依つて發行せられた所謂グリーン・バックス紙幣である。此紙幣は政府の發行したと云ふ以外其兌換に何等の保証ないものであつたが、現在其流通額の約半額に對し金を以て準備せられ、流通總額は三億四千六百萬弗を超えることを得ない制限がある。第四は國立銀行券(National Bank Notes)で、前にも述べたやうに、國立銀行が政府公債を保證として發行したもので、現在では之れが償還を目的とし、各國立銀行は流通高の五パーセントに相當する資金をワシントン政府に法貨を以て預託するの義務を負ふてゐる。

總て是等の紙幣は、金證券、銀證券の場合の如く全部金屬貨幣にて準備せられてゐるものもあり、又國立銀行券の如く發行の基礎は全部政府の公債を以てしてゐるのであるから、財界の繁閑、好況不況に應じて少しも伸縮するところなき確定不動の流通額であつたことは前にも述べた通りである。そこで合衆國の通貨機構に伸縮性を齎らす爲に創設せられた聯邦準備制度は、聯邦準備券と稱する通貨を創設し、聯邦準備銀行を以て通貨の貯藏所となし且つ通貨供給の上の新伸縮性を具備せしめたのである。

聯邦準備券の發行規定を見るに、各準備銀行は其區域に於ける準備代理官に對し、その必要とする準備券發行交付

の申請をなし得るのであるが、それに對し準備銀行は次に述ぶる擔保を準備しなければならぬ。

聯邦準備券が在來の國立銀行券に比較して、其性質と發行の方法に於て極めて新しい原則を取り入れ、一方その兌換の確實性を期すると共に商業取引の活動と共に伸縮し、非常緊急の場合には通貨増發を可能ならしむべく企圖したのは實に此點であつた。即ち兌換の基礎をなすものは金準備であつて、發行額の四十パーセントに相當する金地金を最小限度として準備すべきことを定め、金準備以外の發行額に對しては商工業及農業上の取引より成立つた短期約束手形、又は銀行引受手形に依つて擔保することにした。之は所謂比例準備制度の採用である。而して擔保たるべき手形は加盟銀行の裏書を要する。即ち準備銀行において加盟銀行に對し再割引をなしたるものであるが、其期限は再割引の當時に於て九十日以内たるべき規定で、農業關係の手形に限り九箇月の長期を認める。又準備銀行に於て再割引をなし得べき手形を擔保とし加盟銀行の振出した十五日期限の擔保付約束手形は、準備券發行の擔保として繰入ることが出来る。之れ加盟銀行の短期借入に最も便利なる形式を與ふるからである。

尙聯邦準備局に於ては非常特別の場合に際し、通貨發行の上に不當の束縛を蒙らしむることなからしむるため、金準備の要求を三十日以内の期間を限り停止し、更らに期間終了毎に十五日以内の期限を付して、其停止を更改し得る特別の規定を設けてゐる。尤もかゝる場合は準備局に於ては、金準備不足の程度に應じ累進的の發行税を課することとなつて居り、此發行税率は、準備銀行割引歩合に附加せなくてはならぬ。(第五編第五章「中央銀行の發券機能」參照) 次に聯邦準備券と共に聯邦準備銀行券(Federal Reserve Bank Notes)の發行を認めたのは單に過渡的の施設に止るのであつて、新制度の創始に際して國立銀行券と、それを擔保するところの二分利付政府公債を如何に處分するか

問題に當面した。國立銀行券の急激なる處分は、却つて經濟界に信用の緊縮と重大なる不便を與へ、其國立銀行券の發行を擔保するが爲に低利にしてよくその市價を維持して居つた二分利公債の急落を招き之れを所有する國立銀行に重大の損害を與ふる憂があつたので、寧ろ徐々に國立銀行券の撤回をなすを以て可なりとし、準備制度加盟銀行にして其發行する國立銀行券の一部若くは全部を回収せんとするものに對しては、銀行券擔保たる二分利公債を全聯邦準備銀行に於て其資本金及積立金に比例し配分して買上げをなさしめ、準備銀行は之れを合衆國庫局長に預託する時は、同額の聯邦準備銀行券の發行交付を受くるのである。要するに國立銀行券を聯邦準備銀行に於て肩代りせんとするもので、過渡的の施設に過ぎないのである。

既述の如く準備制度制定以前に於ては、米國の準備通貨は個々銀行の庫中に、殊に其大なる部分はニューヨーク、シカゴ、セントルイスの中央準備市に於ける國立銀行の金庫に貯藏されたのであつたが、準備制度の開始と共に是等の準備通貨は悉く準備銀行の金庫に移された。加盟銀行は只日々必要の手許金を置けばよい。而して恰かも普通の取引先が銀行から預金を引出すと同様に、一枚の小切手に依つて準備銀行から必要の通貨を受取ればよいことになつたのである。加盟銀行は又必要に應じ準備銀行より借入をなし其手許を補充することも出来る。かくの如く準備制度は季節的應急の必要に應じ、何時にても必要の通貨を供給し得べき貯藏所を設けたのである。尙此に注意すべきは米國は戦時及戦後の繁榮に依つて巨額の金を流入せしめ、準備銀行の金保有高は莫大に上り、之を上掲の表に依つて見ると、準備券發行額(負債の部)十九億四千九百萬弗に對し、その金額を遙かに超過する二十九億四千八百萬弗の金準備(資産の部)を有してゐることである。故に通貨流通の上に伸縮性を與ふる爲商業手形を以て發行の擔保とする

制度は比較的、その重要さが少くなり、通貨を貯蔵し之れを市場に流通せしむるところの準備制度の機構が寧ろ重要なものとなつたのである。

一九二九年十一月末に於て合衆國內に流通せる通貨總額は四十九億二千九百五十六萬二千ドルであるが、其内聯邦準備券の流通高は十九億千九百八十八萬八千ドルに達し、總高の約四割を占めてゐる。尙參考の爲其内譯を示すと左の通りである。(Federal Reserve Bulletin Dec. 1929)

合衆國に於ける流通貨種別

千九百二十九年十一月末現在

單位千弗

| | |
|-------------|-----------|
| 金貨 | 三六四、〇七〇 |
| 金證券 | 八八八、六五〇 |
| 本位弗銀貨 | 四二、二四四 |
| 銀證券 | 四一八、〇八五 |
| 千八百九十一年政府紙幣 | 一、二七五 |
| 補助銀貨 | 二九二、二一四 |
| 其他補助貨 | 一一八、二二三 |
| 政府紙幣 | 二七五、一二五 |
| 聯邦準備券 | 一、九一九、八八八 |
| 聯邦準備銀行券 | 三、四三二 |
| 國立銀行券 | 六〇六、三五六 |

總計

四、九二九、五六二

第三節 支拂準備金其他預金の受託

聯邦準備銀行は、其加盟銀行より法定の預金支拂準備金及び其他の預金の受託を受くるのである。前述の如く聯邦準備制度制定の趣旨は、米國の銀行準備金 (Bank Reserves) を集中することにあつた。舊制度の缺陷は全國約二萬七千の獨立銀行が各々法定の支拂準備金を、數千の別々の銀行に預け入れ、即ち準備金分散の結果として緩急に應じ活用せられ得べき常規の方法がなかつたのである。

それ故に聯邦準備制度は法定準備金を全國十二の準備銀行に地域的に集中せしめ危急に際する安全を確保すると共に、平時にあつては集中せられたところの準備金を基礎として經濟界の繁忙に應じ信用を擴大し得べき機構を設けたのである。

加盟銀行は要求拂預金に對し、中央準備市銀行は一分三厘、準備市銀行は一分、地方銀行は七分の支拂準備金を、又引出以前三十日期間の通知を要する定期預金 (Time Deposits) には一律に三分の支拂準備金を聯邦準備銀行に對し預託せねばならないこと、既述の如くである。準備銀行に於ける預金の大部分は即ち加盟銀行の準備金であつて、本章第一節掲載の表に依つて見ると昨年十一月末の十二準備銀行預金總額二十五億二千二百萬ドルの内加盟銀行支拂準備金勘定は二十四億五千八百萬ドル殆んどその全額は之れである。尙政府預金三千八百萬ドル外國銀行預金五百萬ドル其他の預金二千萬ドルに上つてゐるが、總額から見れば極めて小額である。準備銀行は如上法定支拂準備金の受託以外に加盟準備の預

金を受入るゝのであるが、之等は主として爲替及取立の業務に關するもので、其區域内に於て支拂はるべき約束手形、爲替手形、小切手を以て當座預金勘定に受入れ、又他の準備銀行區域に於ける各種手形の取立の依頼を受くるので、之れが其他預金を形成するのである。

準備銀行は其受託せられたる凡ての預金に對して、總額の三割五分に對する支拂準備金を金貨その他の合法貨幣を以て自から保管するを要する。但し非常時に際し例外を認むるは準備券發行準備に對する場合と同一であつて、準備局の權限に屬することである。

斯の如く集中せられたる準備金は、常に其或部分の資金を有効に働かしむることが出来る。即ち準備金を基礎として信用の擴大をなし得るに至つたのは勿論であつて、それは取りも直さず加盟銀行に對する貸付再割引の手段である。

第四節 手形再割引及貸付

聯邦準備銀行の貸出は二つの形式がある。一は再割引 (Rediscount) であつて、他は貸付 (Advance) である。聯邦準備法の規定に依れば、準備銀行は加盟銀行の裏書に依つて商業上又は農業上の實際取引を表示せる約束手形爲替手形の再割引をなすことになつてゐる。此種の商業手形は九十日或はそれ以内の期限、農業手形の場合には九箇月を最長の期限とする。

貸付と稱するは、加盟銀行が商業手形又は米國政府公債其他政府諸證券を擔保とし十五日期限を以て振出した約束手形を聯邦準備銀行に提出し割引を乞ふものである。

準備銀行の勘定にては割引手形の項目に包括されてゐるが、其内譯に於て政府證券擔保 (Secured by U. S. Government obligations) と云ふのが主として此貸付を意味するのであつて、他の割引手形 (other bills discounted) と云ふのは再割引手形である。一九二九年十一月二十日現在に於て割引手形總計九億千二百三十四萬九千ドルの内、貸付は四億六千三百七十七萬三千弗、再割引手形は四億四千九百七十七萬六千弗であるが、大體に於て兩者の残高は略ほ匹敵し大差ないやうである。

準備銀行は加盟銀行より再割引の爲に提供せらるゝ手形に就ては嚴重の鑑別をなし、手形の當事者の支拂能力に疑問あれば、決して之れを受付けない。その爲に加盟銀行は割引の爲に提出された五千ドル以上の手形に就ては手形振出人の信用狀態に關する調査を差出さしめるのである。例へばニューヨーク準備銀行は個人及事業會社の資産信用に關する調査記録を常に五萬乃至六萬も備付けてゐることである。(Burgess, Federal Reserve Bank and Money Market, p. 28)

斯の如く聯邦準備銀行は加盟銀行の依頼に應じ上記二種の貸出をなすのであるけれど、準備銀行の加盟銀行に對する授信はそれが爲に市場に不當なる通貨膨脹を起さないやうに注意することが肝要である。所謂聯邦準備政策 (Federal Reserve Policy) は此通貨信用統制の問題に關するものであつて、加盟銀行の貸出に對する要求の餘りに増加し信用膨脹の危險を認める時は其割引歩合を引上げて之れを抑制するが如きこれである。

而して準備銀行に於ける加盟銀行の借入れは預金信用を受取るのであるが、之れは加盟銀行の準備中に加へらるるものである。若し其銀行が通貨を必要とする場合は聯邦準備券を受取るを普通とするのであるが、加盟銀行が輸出

の爲に金を引出す時と金證券を流通の爲に引出す時は金準備がそれだけ減少する。大抵の場合は加盟銀行の借入は預金の増加となるか又は準備券流通高の増加となるのであつて、預金に對しては三割五分の準備、準備券には四割の金準備を置くことを命ぜられてゐるから、金が海外へ流出又は國內流通の爲に引出されざる限り、非常の場合には加盟銀行に對して金準備在高の約三倍の貸出が出来ることになるのである。(Burgess, *ibid.* p. 30)

第五節 一般市場取引

聯邦準備法は準備銀行に對し一般市場取引 (Open Market Operation) をなす爲に廣汎なる權能を與へてゐる。準備銀行が其加盟銀行以外に直接市場に出でて個人又は會社との間に特定の取引をなし得るのは之れを云ふのである。一般市場取引は聯邦準備法第十四條の規定するところであるがそれに依ると左の通りである。

- 一、内外國に於ける金貨及金地金の賣買
- 二、電信爲替、銀行引受手形、其他商取引より發生したる爲替手形の賣買
- 三、合衆國公債及短期證券の賣買
- 四、州、市、若くは其他の行政區の發行せる手形、歳入債券、證書の賣買 (六ヶ月以内のもの)
- 五、聯邦中期信用銀行及び國立農業信用會社の引受手形又は債券
- 六、聯邦土地銀行債券

かくの如く一般市場取引の範圍は、相當に廣いものであるが、其内重要なものは手形の買入と政府證券の取引であ

つて、準備銀行の信用政策の表現せらるゝは此二者に依つてである。手形買入政策と稱するのは、聯邦準備銀行が市場に於ける銀行引受手形を、市場の狀況に従ひ時々割引歩合を以て市場の手形商或は銀行から買入るゝ用意をなすつゝあることを云ふのである。倫敦の割引市場が英蘭銀行なくして存在しないやうに、米國に於ても準備銀行なくしては割引市場は存在し得ない。倫敦の手形仲買人は市中銀行のコールを以て銀行引受手形に運用するのであるが、コールの回収に遣へば英蘭銀行に赴いて資金の借入をなす。米國の場合に於ても等しく手形商は一般市場に於て借入をなし手形買入資金に充當するが、併し金融逼迫に際しては一時の避難所を要するのであつて、其場合には準備銀行の銀行引受手形買入に依つて救済さるゝのである。只形式的には英蘭銀行の場合に貸出であるが、準備銀行の場合は買入であることの相違がある。

既掲一九二九年十一月末現在に於て準備銀行の一般市場に於ける買入手形 (Bills bought in Open Market) は二億五千六百七萬五千弗であるが、その内には手形商との間に買戻條件付 (Under resale agreement) のもの千百三十七萬三千弗を含んでゐる。之れは準備銀行として直接手形商に對し貸出をなすことが出来ない爲に、十五日以内にその手形を買戻すことを約束せしめ其期間の融通を與へてゐるものである。

準備銀行の買入手形は、右の買戻條件付のものを除いて、大半は一般の銀行から買つたものであるが、何れにしても手形の買入は準備銀行が自發的に行なう場合は極めて少ない。大抵は銀行又は手形商の方から賣込まれる受動的のものである。

「準備銀行は手形買入政策に依つて或程度まで金融市場を統制し得るのであるけれど、どちらかと云へばそれは寧ろ

加盟銀行に對する貸出以外に準備銀行自身の資金を運用すると云ふ意味が強いのである。一面之れは米國に於ける引受手形市場の發達を助ける爲に實行してゐるのであるが、聯邦準備政策がより直接に表現されるのは準備銀行自身の發意に依つて行はれる政府證券の賣買である」とパーゼスは云つてゐる。(Burgess, *Ibid.*, p. 203)

政府證券に對する投資額は、既掲一九二九年十一月末現在に於て三億二千六百萬五千ドルに達してゐるが、内千八百六十九萬八千ドルは引受手形買入の場合と同様に所謂買戻條件付で、短期政府證券の市場を調節する爲に、證券商が十五日以内に買戻をする約束の下に一時之れを買取つたものである。

準備銀行が一般市場政策を行ふ爲にする證券の賣買は、此買戻條件付のものでなく、市場に出勤して直接資金の調節を行ふ爲になすところの賣買である。即ち準備銀行は證券の買入れに依つて市場の資金を潤澤にし、又或場合はそれを賣放つことに依つて餘剰の資金を吸収する。その結果として割引歩合の上下又は他の信用政策を行ふと同様の効果を市場に及ぼすに至るのである。蓋し準備銀行の政府證券買上げは、加盟銀行の準備銀行に對する債務を軽減する結果となるが故に、貸出の餘裕を生じて金利は安くなると共に、準備銀行の政府證券賣放ちは、加盟銀行の借入を増加する傾向となるから、貸出の餘裕を減じ金利は高くなるの結果を生ずるのである。而して此一般市場取引に依つて準備銀行割引歩合變更の準備行爲となし又歩合變動の効果を一層有効ならしむるに至るのである。

一般市場取引の範圍は準備法の規定するところであるが、その取引の實行に就ては各準備銀行何れも重役等の定むるところに従つて思ひ／＼の賣買をすることとなり、市場に於ける銀行引受手形或は政府證券の取引に競争を生ずるの弊害が起つたので一九二二年に至り、ニューヨーク、ボストン、ワシントン、シカゴ四準備銀行總裁より成る

委員が設けられ、全國準備銀行の要求に應じ政府證券の賣買を取扱はしむることになり、其後クリヴランド準備銀行總裁も委員會に加へられ、一般市場取引に統制を與ふることになった。更らに一九二三年聯邦準備局は一般市場投資委員會等 (Open Market Investment Committee) を組織し、尙一步を進めて聯邦準備局と十二準備銀行の取締役等の承認を得て、準備制度一般市場投資勘定 (System Open Market Investment Account) を設けることとし、此投資勘定の出資は各準備銀行の資産の大小に應じ割當て、其の増減は準備局及準備銀行取締役の認可を得て委員等之れを實行することになった。斯くて準備制度の一般市場政策は、ここに統制せられ、有効に遂行せらるゝやうになつたのである。

第六節 國庫金の受託其他の業務

米國に於ては一八四六年に制定せられた獨立國庫制度 (Independent Treasury System) に依つて、國家の財政は之れを金融市場から分離するやうに企圖せられたのであるが、其後國立銀行制度の創設に依つて、國立銀行が南北戰爭當時政府證券の發行を援助すると共に、國庫金の大部分は國立銀行の預金として保管せらるゝこととなり、それ以來完全なる獨立國庫制度ではなくなつてゐた。聯邦準備制度の創始と共に、國庫事務は漸次準備銀行に移讓され、今日では準備銀行全國三十八の營業所に於て國庫事務取扱上の便宜を廣く配布してゐる。

國庫金の準備銀行への預託は、準備法の規定に依ると國庫は一般資金として保有するものゝ内國立銀行券未償却分に對する五分の兌換基金及準備法の規定する聯邦準備券兌換基金を除いたそれ以外の金額は、大藏卿の裁量に従つて各準備銀行へ預入することを得る。而して準備銀行は大藏卿の命に従つて國庫代理店として働く。尙政府の收入はそ

の一部若くは全部を準備銀行に預入し、政府の支出は小切手を以て支拂ふことになつてゐる。此結果として従來國庫が金融市場に對し直接負擔して居つた多くの責任を解除し、政府が財界の危機を救済する爲に國立銀行に對し特別の預金をなすとか、或は證券を買上げて市場を緩和するやうな方策を試みるに及ばないことになつた。又非常時における財政の急迫を救ふ爲に銀行團に援助を求むる要もなくなつたのである。

一九二九年十一月末に於ける準備銀行政府預金は三千八百八十七萬千ドルを算する。然るに尙後段述ぶるやうに、同年十月四日現在の聯備銀行全國加盟銀行に於ける國庫預金は三億千五百四十七萬九千ドルの巨額を算してゐるが之等の大部分は早晚準備銀行に移轉するものと見られる。

米國に於ける最初の手形交換所は一八五三年に設立せられた經育手形交換所であつて、爾來多數の大都市に交換所制度は普及し商取引決済の上に於て非常なる進歩を見たのであるが、然し都市と都市との間に於ける小切手の取立をなす簡便な組織がなく、他所の銀行に宛てた小切手の取立には手数料を徴せられると共に、取立に要する日数はそれだけの利損をしなくてはならぬと云ふことは米國の金融制度上非常なる欠陥であつたのである。然るに聯邦準備制度の創始と共に、従來都市銀行の行つた手形交換の制度を、更に國內一般の銀行に就て實行すべく一つの新機構を設くるに至つた。即ち全國に二十四の支店を有する十二の準備銀行は、加盟銀行をして準備銀行に支拂準備金を預金せしめてゐるのであるから、之れを以て小切手決済の基礎となし國內の手形交換の組織を案出したのである。所謂無手数料取立(Paid collection)と稱せらるゝもの之であつて、舊制度の重大なる不便と欠陥を除去し、國內の取引を圓滑にしたことと通りでない。それと共に聯邦準備銀行間の勘定を決済するに就ては金決済資金(Gold Settlement Fund)

の方法を設け、此基金は聯邦準備銀行全部の所有するもので、ワシントンの聯邦準備局に預託し、之れに依り準備銀行間の決済を毎日の電報に依つて單に帳簿上の振替に依つて行ふ仕組となしたのである。聯邦準備小切手取立制度の普及と共に一面國內の送金は之れまでの打歩を失くなしたのは當然である。國內の電信送金は一層準備制度の下に於て迅速に取扱はれ且つ費用を減ずることを得るに至つた。故に今日では東海岸の資金も電報一本で直ちに西海岸の資金となり、同時に東海岸の百ドルは、又西海岸の百ドルと云ふことになつたのである。之れは準備制度の米國經濟界に實した至大の賜であると云はねばならない。一九二六年中經育準備銀行の取扱つた電信爲替は三十二萬九千口、此金額四百四十三億九千二百萬弗に達して居ることに見ても其効果の少からざることを容易に知り得るのである。

第四章 國立銀行及び州立銀行

第一節 國立銀行

米國の銀行制度は聯邦準備銀行を中心とし、國立銀行、州立銀行、信託會社、其他の特殊銀行（農業金融機構、貯蓄機關、個人銀行の如き）によりて構成されてゐる。本章に於ては國立銀行に就て説述したい。

國立銀行 (State Bank) は合衆國の國法によりて設立された銀行の名稱で官立銀行の意味ではない。州立銀行が州法によりて設立され監督されるのと對立するものである。

國立銀行の起源は前にも述べたやうに南北戰爭の當時に溯るのであるが、爾來時勢の變遷と共に國立銀行法にも種々の改革が加へられて來た。而して一九一四年の聯邦準備制度の開始と共に、銀行券の發行並に預金支拂準備の保管と云ふ、其中央機關的の任務は之れを準備銀行に移管すること、なつたから、今日では他の州立銀行、信託會社と等しく單なる普通銀行となるに至つた。

國立銀行の設立は合衆國々法の下に、その所在地人口三千人以下は二萬五千弗、六千人以下は五萬弗、五萬人以下は十萬弗、五萬人以上は二十萬弗の資本金を以て通貨監督官の認許を受け之れを設立することが出来る。資本金十萬弗未滿の國立銀行の設立は通貨監督官の認許を得ると共に、大藏長官の認許をも受けねばならぬ。其行ふところは一般銀行業務である。

國立銀行は聯邦準備制度の開始と共に、其所在地域の聯邦準備銀行に加盟するを要することになつたが、其代り従來國立銀行券を發行すると否とに拘らず、開業前に於て一定額の政府公債を國庫に供託すべき法律上の義務があつたのを、聯邦準備法發布と共に撤廢せらるゝことになつた。而して準備制度への加盟に依り各國立銀行は、其拂込資本金及積立金總額の六分に相當する金額だけ聯邦準備銀行の株式を所有すべき義務あることは既述の如くである。

聯邦準備制度の創設に依つて、國立銀行券の流通を漸次撤回し之れを聯邦準備券と引代らしめ、又全國銀行の預金支拂準備は準備銀行へ集中せしめることとなり、又國庫金の預託は漸次準備銀行に移管せらるゝことになつた等、國立銀行は從來保有してゐたところの幾多の特權を喪失することになつたのから、それと代償的に之れまで州立銀行信託會社の業務範圍に屬し國立銀行として認められてゐなかつた營業の範圍を、新たに國立銀行に對し擴張することになつた。

其主要なるものは信託業務の兼營を認めたことで、各國立銀行は聯邦準備局の制定する規則の下に、州法又は地方法に抵觸せざる場合は一切の信託業務を行ひ得ることになつたのである。此改正に依つて一九二九年初頭までに信託業兼營を認可せられた國立銀行數は二千四百行の多きに達し、即ち國立銀行總數の三割一分に當るのである。而して一九二八年中是等銀行の個人信託資金は三十億弗以上に達し、更らに有價證券の信託は八十億弗を越ゆるの狀況を呈した。國立銀行は信託會社の異常なる發達に依つて、次第に其分野を侵犯されてゐたのであるが、こゝに信託業兼營を認めらるゝに至つて、漸く之れに對立するを得た譯である。

尙又準備法制定以前にあつては、國立銀行は不動産に對する貸付を禁止されてゐたが、新たに農地開墾地に對し、

前債務を有しないものに對しては、農地には五年以内、農地以外の土地には一年以内、時價の半額を超えざる抵當貸付をなすことを得、而して不動産貸付の總額は拂込資本及積立金の二割五分又は定期預金の三分の一を超へざる金額まで之れを認むることになつた。

國立銀行は、準備法制定以前に於て貯蓄銀行業務を營むを禁止せられてゐるものではなかつたが、その支拂準備に他の要求拂預金と同様の高率を要求せられてゐるとか、他に條例上の疑義などがあつて到底圓滑に之れを行ふことが出来なかつたのである。然るに準備法制定と共に一切の貯蓄勘定は定期預金と同様に認め單に三分の支拂準備にて足ることとなり、却つて専門の貯蓄銀行に比較し寛大な取扱を受くることとなつたので、其業務は急速に發展し、國立銀行に於ける貯蓄預金は、一九〇八年の三億三千百萬弗から一九二八年末に至つて七十九億七千萬弗に激増した。是又準備制度實施後に於ける重要な變化と云はなければならぬ。

更に聯邦準備法に依り國立銀行は、海外貿易促進の目的を以て海外並に合衆國屬領に支店設置をなし得ることになつた。而して國際金融に従事する國內の銀行或は屬領地に於ける銀行に對し自己拂込資金並に積立金の一割を超へざる範圍に於て株式の投資をなし得ることを認めた。以來國立銀行の有力なるものは續々海外樞要の地に支店を設置し、又 Affiliated Bank の形に於て、内外銀行に資本の投下をなすものも現はれたのである。例へば National City Bank of New York が東洋方面に於ける爲替銀行として古き歴史を有する International Banking Corporation の株式を買收し、又 Bank of India を其掌中に收めた如き之れである。

それと共に國立銀行は從來外國爲替業務に干與することは條令の禁するところであつたが、準備制度の開始後此制

限は撤廢されると共に恰かも歐洲戰爭中の影響を受けて急激なる發達をなし、此に米國の銀行業は國內的の經營を脱出して全く國際化するに至つた。

一方同國內に於て新たに發達して來たところの手形引受業務を行ふを得ることとしたのは、米國の銀行業否其金融組織上に一生面を開いたものと云はなくてはならぬ。此點に就ては後章に於て詳述することとし度い。

かくの如く聯邦準備制度の實施と共に、國立銀行は一方に既得の特權を喪失したけれど、新たに認許された營業上の新業務に依りて、曾て州立機關のみの業務範圍として認められ、國立銀行をしては許されなかつたところの諸種の業務を開始するに至り、州立銀行或は信託會社との競争的立場に於て甚だ有利となつたのである。

尙最近米國銀行界の傾向として注意すべきは銀行合同並に銀行集團の趨勢である。銀行合同は英獨の銀行界に於ては既に前世紀の末葉から盛んに行はれてゐたのであるが、米國に於ては絶へて左様な傾向は現はれなかつた。然るに最近の數年間に至り大銀行の合同は頻々として行はれ、今後も益々盛んに行はるべき傾向となつて來たのである。

何故に斯く銀行の合同が頻繁に赴いたかと云ふに其主たる理由は、合同に依つて其規模を大にし此等の信用を厚くすることも勿論であるが、現時の膨脹せる產業界の金融に應ずる爲には大資本を要するため勢ひ銀行も其規模を擴大するの必要に迫られたものであつて、現行の銀行法に依る時は如何なる銀行と雖も其資本金の一割以上を一個人又は一會社の爲に貸出すことを得ない。然るに米國の產業界に於ては近年合同、併合或は増資に依り續々大會社出現し、是等を相手とする金融取引は益々大ならざるを得ないのである。其結果銀行合同の勢を助長するに至つたのであるが、一面大銀行間に於てのみならず最近に至つて中小銀行の間にも又盛んに合同が行はれて來たのは、恰かも近年我邦に

於ける地方銀行の合同が頻出するやうに合同に依つて其基礎を鞏固にし資力を充實せんと努むるのであるが、米國にありては我邦以上に地方小銀行の数は過多であるから、政府に於ても其趣旨を以て合同を奨励してゐるのである。一九二八年中に於ける銀行合同は六百二十九件に達し、一九二九年上半年期に於て行はれた合同の顯著なるものは、合同後の資産一億弗以上のもの十七件に達してゐるのである。

所謂グループ・バンキング（銀行集團）も又此數年來米國銀行界に於て顯著となつた一つの傾向である。大都市に於ける銀行は國立銀行法規上の制限に依つて地方に支店を設置し其業務を擴張するを許されないものであるが、一九二七年のマクファデン法の實施以來、法律上何等の支障なしと考へらるゝ支店銀行設置の一形式が發展して來た。即ちグループ・バンキングと呼ぶものは、一金融會社が中心となつて數多の銀行の株式を所有し支配權を獲得する、而して之等銀行中の一つは中央都市銀行であつて、銀行集團の中心をなし、全體の營業を統率するものである。此運動は極めて新らしく且つ急速に發展しつゝあるから、十分完全な統計を得ることは困難であるが、有力な金融團は全國の商業中心地に殆んど組織せられて居り或者は既に二十五乃至五十行の銀行を所有してゐる。個人所有のグループを合すると全國に約二百三十のグループが存在し其所有銀行數は二千に達すと云はれる。斯の如く大都市銀行が地方銀行に對する支配權の獲得に努めてゐることは經濟上の必要の爲其業務を地方に擴張するを目的とするのであるが、グループ・バンキングの方法が支店制度に比し煩雜であり高價であるは己むを得ないのであつて、若し法律が都市大銀行の地方支店設置を許可することになれば、かゝる形式は自から消滅するものと思はれる。（American Bankers' Convention, Oct. 19th 1929. Speeches by J. W. Poley）

一九二九年中に行はれた多數の銀行合同に依つて所謂大銀行の順位には著しき變動を來たし紐育市の如きは、預金高順位に依る百の銀行中、同市所在のもの三十行を算したが、同年末には二十三行に減じた。参考の爲アメリカン・バンク・カース社發表に従つて預金高順位に依る米國十大銀行（若しくは信託會社）を示すと左の通りである。（Annalist, Jan. 24th 1930）——一九二九年末現在——

| 銀行名 | 所在地 | 預金高千弗 |
|---------------------------------------|---------|-----------|
| National City Bank | 紐 育 | 一、六四九、五五四 |
| Guaranty Trust Company | " | 一、三〇九、二八九 |
| Chase National Bank | " | 一、二四八、二一八 |
| Bank of Italy | 桑 港 | 八九三、八九二 |
| Continental Illinois Bank & Trust Co. | 市 俄 古 | 八七八、七九二 |
| Equitable Trust Company | 紐 育 | 七六五、三四四 |
| Irving Trust Company | " | 六六六、三〇七 |
| Bankers Trust Company | " | 六〇六、二七一 |
| Central Hanover Bank & Trust Co. | " | 五九八、三二六 |
| Security First National Bank | ロスアンゼルス | 五四一、四五六 |

右に掲げた十大銀行の内には、信託會社をも含むのであるが、其内七行は紐育所在のものである。此内チェス・ナショナル銀行が一九三〇年の合同により世界一の大銀行となつたことは別編に述べた通りである。

尙一九二八年十月三日現在米國に於ける國立銀行七千六百七十六行の綜合勘定を示すと左の通りである。（Annual

Report of the Comptroller of the Currency Dec. 13, 1928

國立銀行主要勘定

| 資 産 | | 負 債 | |
|---------------------------|-------------------------|--------------------------|------------|
| 貸付割引 (當座貸越を含む) 有價証券 | 一五、一三二、四七五 七、一一六、六〇六 | 資本金 | 一、六一五、七四四 |
| 不動産、什器 | 八五五、二二八 | 積立金 | 二、〇〇〇、一二三 |
| 手許現金 | 三六四、二八一 | 國立銀行券 | 六四八、五四八 |
| 聯邦準備銀行準備其他、他店貸 | 四、六八〇、八四五 | 他店勘定借 | 三、五〇七、九三二 |
| | | 要求拂預金 (政府預金共) 定期預金 | 一一、一九六、四八八 |
| | | 支拂手形(借入)再割引 | 八、三一〇、八九一 |
| 合 計 | 二八、九二五、四八〇 | 合 計 | 二八、九二五、四八〇 |

第二節 州立銀行

州立銀行は其行ふところの一般銀行業務に就ては國立銀行のそれと何等異なるものでない。只後者は合衆國法の下に於て統一せられたる銀行制度であるけれど、州立銀行は各州に於ける州法によりて州行政廳の監督を受くるものである。それ故に其設立に關する法規、營業に對する監督の如きも、各州に於てそれ／＼異なつてゐるが、大體に於て州法に依る銀行の資本金最低要求額は、國立銀行に比較して低く、即ち國立銀行は一九〇〇年までは最低資本金を五萬

弗とせられてゐるが、同年に至つて二萬五千弗に引下げたのに對して、多數の州法にては之れを一萬弗と定め、或る州に於ては五千弗の小額を認めたる爲に州立銀行の設立を盛んならしめたのである。のみならず國立銀行に加へられた營業上の制限は、大體州法に比較して苛酷たるを免れなかつた。例へば預金準備に就ても州法に於ては國立銀行の如く過大の要求をしなかつたし、尙又不動産貸付の如きは州立銀行に於ては之れを禁止されてゐない。此爲に銀行券の發行に依つて多くの利益を得るならば兎に角、然らざる限り新設の銀行は、多く州法に依つて設立せらるゝ傾向であつた。而して州立銀行制度は、聯邦準備法の制定せられしことに依つて大なる變化を受けなかつたのである。國立銀行は準備法の下に當然加盟銀行たるべきであるが、州立銀行は然らず、只準備法は州立銀行の準備制度加入を勸奨するため、州法に定められたところの特權を奪ふことなく、國立銀行と略同一の條件の下に任意其加盟を許すことにしたのである。

一九二八年六月三十日現在に於ける州立銀行數は一萬五千七十八行の多數に上り國立銀行數の約二倍を算するが、其綜合勘定を示すと左の如くで、國立銀行の預金總額百九十四億九千七百萬弗に對し、州立銀行は百二十七億二千五百萬弗に過ぎず、而して貸出に於ても著しく劣つてゐる。之は要するに地方小銀行が多數を占めてゐるからである。
Annual Report of the Comptroller of the Currency, Dec. 13, 1928

州立銀行主要勘定

(一九二八年六月末現在—單位千弗)

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 貸付割引 | 九、四五〇、三三七 | 拂込資本 | 一、〇五一、一八二 |
| 當座貸越 | 三四、五三五 | 積立金 | 七三七、四七五 |

第四章 國立銀行及び州立銀行

第九編 米國の金融機構

| | | | |
|---------------|------------|----------|------------|
| 有價證券 | 三、五四二、一七七 | 配當積立 | 二八五、九二六 |
| 營業建物什器 | 四五八、九六一 | 他店借 | 五一三、九四七 |
| 其他不動産 | 一四五、四三四 | 支拂保證其他 | 九八、〇四八 |
| 他店貨 | 九〇八、五七八 | 配當小切手 | 一一、八九二 |
| 聯邦準備銀行、其他法定準備 | 八〇二、二五五 | 預金(要求期) | 六、一三〇、七五七 |
| 小切手其他現金勘定 | 一一一、八一二 | 政府預金 | 六、五九四、三七八 |
| 交換所勘定 | 一〇三、六二五 | 再割引 | 七、八五五 |
| 手許現金 | 三六七、二七〇 | 支拂手形(借入) | 三二七、〇三七 |
| 其他勘定 | 三六六、〇一九 | 其他勘定 | 四六〇、一七八 |
| 合計 | 一六、二九一、〇〇三 | 合計 | 一六、二九一、〇〇三 |

三五八

第五章 信託會社

英國は信託發祥の地であるが、之れを營利の事業とし、信託會社の設立を見たのは米國を以て鼻祖とするのである。之は既に本書第二編金融機關の全體的説明に際して述べた通りである。

米國にては一八七二年にコンネチカット州は始めて信託會社取締法を制定し、次いで各州に於ても之れに倣ふこととなつた。而して米國に於ける信託會社は、一八九〇年頃より急激に發展し、特に一九〇〇年後に於ける急速度の發展は米國財界の一大驚異と目せらるるに至つたのである。

然らば信託業とは如何なる業務を營むものであるか。ニューヨーク州銀行法の規定を見ると、信託會社と稱するは、本法の範圍内にて信託の引受をなし、又法律に依り特に指定せられたる場合に於て受託者たる事務を執行し、或は金錢其他動産の預託を受けて預り證書を發行し、或は動産不動産を擔保とする貸金をなす目的を以て設立せられし内地法人を指して云ふことになつてゐる。信託會社の業務に就ては大體かくの如く諸州の法命を以て之れを規定してゐるが、然し其業務の種類に就ては各州の法律は必ずしも一致してゐないと共に信託會社に於ても其營業の範圍は州法に列舉せる業目中各自に於て之れを選択決定して差支ないこととなつてゐる。

右の如き事情であるが、今日一般に行はれてゐる信託業務に就て理論並に實際の兩方面から見ると、之れを固有業務と附隨業務の二つに分類することが出来るのである。

固有業務と云ふのは

- 一、受託者としての業務
- 二、遺言執行者並に遺産管理人としての業務
- 三、後見人及代理人としての業務
- 四、擔保付社債信託
- 五、破産事務

等である。次に

附隨業務としては

- 一、銀行業、貯蓄銀行業
- 二、保護預り
- 三、代理業務

等である。元より信託會社の使命とす可きものは固有業務にあるのであるが、然し米國現在の信託會社の實際を見ると、銀行業務は其附隨的業務であるに拘らず寧ろ固有業務以上に力を注いで居り、信託會社は又銀行の別名であるに過ぎない觀を呈してゐる。近年に於ける信託會社の急速なる發展も、蓋し之に原因してゐるのであるが、然らば何故に信託會社がかく銀行業と接近し驚異すべき發達を遂ぐるに至つたかと云ふに、要するに信託會社を取締るべき各州の法規か甚だ寛大であるからで、信託會社に於ても普通銀行預金の受入を許すに拘らず、その支拂準備に就

ては國立銀行又は州立銀行に比較し法定準備割合は寛大である。又信託會社が國立銀行、州立銀行の如く聯邦法の束縛を受けなかつたことはその發達を促がした重要な原因である。

斯かる事情の爲に信託會社は他の一般銀行に比較して、極めて自由に營業の範圍を擴張し銀行の分野に侵入し來るに至つたのである。其結果として銀行業者との間に激甚な競争を引き起すことになり、各州に於ては銀行法を改正し銀行をして信託業の兼營をなし得る規定に改め、或は一時信託會社の銀行業兼營を禁止するものもあつたが、現在に於てはウィスコンシン、ネブラスカ、ミシガンの三州を除いては何れも信託會社の銀行兼營を禁ずるものはない。而して聯邦準備法の制定の共に國立銀行に對して信託業の兼營を認許することとなつたは前述の如くであるが、之れに依つて従來銀行と信託會社の間に存してゐたる調和を一掃し、銀行と信託業の對立を公平なる立場に置くことになつたのである。

一九二八年末迄に於て、新たに信託業務兼營の免許を受けた國立銀行は二千四百を超へたのであるが、之れに約千六百の既設の信託會社を合せると今日全米信託會社の總數は四千以上に達するの盛況を示してゐるのである。故に今日に於ては恰かも信託會社に於て銀行部を設けざるものなきやうに、多數の有力なる銀行は何れも信託部を設けざるものなく、兩者の接近は益々緊密となるに至つて居る。尙最近の傾向として注意すべきは信託會社と銀行との合併である。米國銀行界の合同機運に就ては先に國立銀行の章にて説明をなしたがその一つの形式としての信託と銀行との合同は、大銀行にして信託業の兼營をなすに、又信託會社にして其銀行部を營むに、より大規模の經營とする爲に直接かゝる合併手段に出でたものと見るべきであらう。最近の例に見るも、其合併後に於ける銀行並に信託會社の資力

は非常に大なるものであつて、別章に陳べた如く (Guaranty Trust Co. と National Bank of Commerce の合併に依り
 總資力は二十億弗に上り、又 National City Bank of New York と Farmer's Loan and Trust Co. の合併後の資力二
 十二億弗となつた如きは其著しい例である。

一九二八年六月末に於ける全米の信託會社千六百三十三社の銀行部總勘定を示すと左の如くである。(Annual Report
 of the Comptroller of the Currency Dec. 13, 1928)

信託會社主要勘定

| 資 産 | 負債 |
|---------------|---------------|
| 貸付割引 | 拂込資本 |
| 當座貸越 | 積立金 |
| 有價證券 | 配當積立 |
| 建物什器 | 他店借 |
| 其他不動産 | 保證小切手其他 |
| 他店貸 | 配當小切手 |
| 聯邦準備銀行、其他法定準備 | 預金(要求拂 定期) |
| 小切手其他現金勘定 | 政府預金 |
| 交換所勘定 | 再割引手形 |
| 手許現金 | 支拂手形(借入) |
| 八、二九八、三四一 千弗 | 八〇三、三二八 千弗 |
| 五、一三八 | 一、〇八五、九六八 |
| 三、八七四、六五二 | 二一五、五三八 |
| 八八、〇五六 | 八一六、四四三 |
| 五一〇、〇一四 | 三二二、四二二 |
| 八一九、六九七 | 一六、四六四 |
| 五一六、四一三 | 六、九〇三、八五七 |
| 三五、一七四 | 三、九七〇、六四六 |
| 一五一、五七一 | 二八、七〇二 |
| 五九八、一八八 | 六六、六四九 |
| | 二八三、二七七 |

其他 五九八、一八八 其他 七二七、六〇二
 合計 一五、二三〇、八九六 合計 一五、二三〇、八九六

因に現今米國に於て投資信託 (Investment Trust) の非常なる勢を以て發達しつゝ、あるは特に注目し値するのであ
 る。元來投資信託は英國に於て約半世紀の間盛んに實行されたものであつて、事業の性質は投資に關する一種の代理
 機關を務むるにある。近年米國財界の財的膨脹と共に英國に發達したところの投資信託制度を輸入して、其剩餘資金
 を此等の新設の投資機關を通じ海外企業に投下し、同國信託業の新生面を開きつゝある。投資信託とは上に云ふ如く
 投資に關する一種の代理事務で多數の投資家から小口或は大口の資金を預託され之れを内外の證券に投資し運用する
 のであつて投資より生ずる危険を分散し收益の平均を計り、所有有價證券の買入處分を適當に行つて以て資金預託者
 に對する安全と利益を保護する機關である。米國に發達しつゝある投資信託は二種の形式があつて株式並に社債の發
 行に依り投資々金を蒐むる株式會社組織のものと、合資的組織に依り出資者に對し信託證券を發行交付し、かく集つ
 た資金を證券に投資するものと二つあるが、後者の組織を取るのが多數である。兎も角最近の發達は極めて顯著で
 何れもその將來を注目されてゐる。

第六章 聯邦農地貸付制度

國立銀行制度は合衆國の農業が未だ緊切に農地信用を要求するに至らない時期に於て制定せられたものであるから、其目的は商工業信用を取扱ふことが主眼であつて、農地信用の方面は全く閑却されてゐたのである。州立銀行或は信託會社の如きもその農地貸付は法律上可能であつたが進んで信用を供するものはなく、僅かに地方個人の出資に依り不動産抵當會社が各地に設立せられ、土地抵當の貸金を行つてゐたのである。

然るに米國農業の發達と共に農業信用制度確立の必要は次第に重要問題化するに至り、一九一三年に於て歐洲諸國の農村信用組織を研究する爲に一つの政府委員會を設立した事になつた。而して該委員會の報告に基き聯邦農地貸地法 (The Federal Farm Loan Act) なるものが制定せられ、議會は一九一六年七月之れを協賛するに至つた。本法により中央に聯邦農地貸付局を設け其の下に聯邦土地銀行 (Federal Land Bank) 其他の農業金融機關を設置した。今日米國にて農業金融を專業とする機關は左の如し。

- 一、聯邦農地貸付局 (Federal Farm Loan Board)
- 二、聯邦土地銀行 (Federal Land Bank)
- 三、農地金融組合 (National Farm Loan Association)
- 四、株式土地銀行 (Joint-Stock Land Bank)

- 五、聯邦中期信用銀行 (Federal Intermediate Credit Bank)
- 六、農業信用會社 (National Credit Corporation)

聯邦農地貸付局は農業金融の中央機關である。恰も職邦準備制度に於ける聯邦準備局に相當するものである。聯邦土地銀行は之も聯邦準備銀行と同様、其の區域を十二に區分してゐる。其の區域は次の如くである。

米國聯邦土地銀行各名及び營業管區

- 第一管區 スプリングフィールド土地銀行 (Springfield Land Bank, Mass.)
 營業區域 メーン州、ニューハンプシャー州、ヴァーモント州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州、コネグチカット州、ニューヨーク州
- 第二管區 バーチモア土地銀行 (Baltimore Land Bank, Md.)
 營業區域 ペンシルバニヤ州、デラウエアー州、メリーランド州、サスワリクト、オウ、コロムビヤ、ヴァージニア州、西ヴァージニア州
- 第三管區 コロンビア土地銀行 (Columbus Land Bank, S.C.)
 營業區域 南カロリナ州、北カロリナ州、ジョルジヤ州、フロリダ州
- 第四管區 ルイズウキル土地銀行 (Louisville Land Bank, Ky.)
 營業區域 オハイオ州、インディアナ州、ケンタッキー州、テネシ州
- 第五管區 ニュー・オルレアン土地銀行 (New Orleans Land Bank, La.)
 營業區域 アラバマ州、ミツシッピ州、ルイジアナ州
- 第六管區 セント・ルイス土地銀行 (St. Louis Land Bank, Mo.)

第七管區 セントポール土地銀行 (St. Paul Land Bank, Minn.)
第八管區 オマハ土地銀行 (Omaha Land Bank, Nebr.)
第九管區 ウィチタ土地銀行 (Wichita Land Bank, Kan.)
第十管區 ホーストン土地銀行 (Houston Land Bank, Texas.)
第十一管區 テキサス州
第十二管區 パークレー土地銀行 (B. Keley Land Bank, Cal.)
第十三管區 カリフォルニア州、ネヴァダ州、ユター州、アリゾナ州
第十四管區 スポークーン土地銀行 (Spokane Land Bank, W. sh.)
第十五管區 ワシントン州、オレゴン州、モンタナ州、アイダホ州

邦 邦政府及び民間の出資によりて設立されたもので其の下級機關たる農地金融組合 (National Farm-land Bank) を認めたが、之れは十名以上の株主に依る私設の金融機關であつて聯邦土地銀行と共に聯邦貸付局 (Federal Farm Loan Board) の監督に屬してゐる。

聯邦土地銀行は、其地域内に於ける農業従事者に對し、農地の購入、農地の改良設備、肥料家畜の購入等に必要なる資金を農地抵當に依つて貸付するのであるが、上記の如く其貸付は直接に行ふのではなく、國立農地金融組合を通じて行ふのである。此組合は農業者自身の組織する一種の信用組合であつて、組合員は十八名以上を必要とし、組合に屬する各組合員の借入金は總計二萬弗以下たるべく、各組合員は借入を希望する額の五分に相當する程度まで組合に對する出資をなさねばならぬと共に、組合は借入希望額の五分に相當する聯邦土地銀行の株式に應募すべき規定である。聯邦土地銀行の貸付資金は、聯邦農地貸付債券 (The Federal Farm Loan Bonds) の發行に依るもので資本金及び積立金の二十倍に相當する額まで之れを發行し得る。而して此債券は政府自身の債務であつて、期限は二十ヶ年とし利率は四分半乃至五分で金融市場では優良な投資物とせられてゐる。

次に株式土地銀行は、國立農地貸付組合に加入せざる農業者に對する貸付、又聯邦土地銀行に對する制限以外の貸付を行ふを目的として居るが、然し總て業務は其銀行所在地の隣接の二州以外に出る譯に行かない。即ち聯邦土地銀行の如く地域内の數州に於て取引をなし得ることは出来ないものである。而して貸付資金は資本金及積立金の十五倍まで農地貸付債券 (The Farm Loan Bonds) の發行に依るが、貸付の利息は最高六分と制限せられ而して如何なる場合にも農地貸付債券の利率より一分以上の高率とするを得ないのである。貸付の期限は五ヶ年以上四十ヶ年、年賦拂を以て償還せしむることとなつてゐる。

聯邦準備制度の創始と共に、從來不動産に對する金融を禁ぜられてゐたところの國立銀行が、新たに一定の制限の下に農業信用を授與し得ることが認められ、而して準備銀行は農業上の目的又は家畜取引の爲に振出された九ヶ月以内の手形で加盟銀行の裏書あるものは之を再割引することを得ると共に、確實なる擔保を有するものは聯邦準備券發

行の保證たることを得るものとし農業信用擴大に關する利便を提供したのである。然しながら實際問題として之等の農地貸付制度の下に於て行はる、長期信用と又地方の普通銀行に依つて取扱はる、農産を擔保とし或は信入信用に依る短期の貸付との中間に位する貸付の便が甚しく缺如してゐることは、一九二〇年乃至一九二一年の農産物市價の暴落時代に於て著しく世上の注意を喚起することとなり、應急の施設として農産物の海外輸出を獎勵する爲にシカゴに於て農産金融會社 (Stock Grower's Finance Corporation) の如き設立を見、又かの戰時金融會社 (War Finance Corporation) の如きも再び條令を改正して農業金融の危急に應じたけれども、何れにするもそれは根本的の對策ではないので、その根本對策を樹立することの必要が高調せられた結果、農業審議會 (National Agricultural Conference) が招集せられ、其の決議に基いて一九二三年三月に至り農業信用法 (Agricultural Credit Act) が發布せられることになつた。

之れに依り合衆國々庫の出資に成る聯邦中期信用銀行 (Federal Intermediate Credit Banks) と、民間の出資に依るべき農業信用會社 (National Agricultural Credit Corporation) の制度を設け、之れに依つて從來の缺陷とせられた中間信用を取扱ふこととなつたのである。中間信用とは要するに長期信用と短期信用の中間にある九ヶ月以上數年間に亙る貸付である。

聯邦中期信用銀行は聯邦農地貸付局の同意を得る十二聯邦區域に設立せられるもので、國庫より各々五百萬弗の出資をなし、又必要の資金を得る爲資本金及積立金の十倍に達する債券の發行を認められてゐる。然し此債券に對しては政府は何等の責任を負はないのである。其業務は、國立、州立銀行信託會社、農業者の組合、國立農地貸付組合の

爲に農業及家畜手形を割引し、又農業者の生産販賣組合に對し農産を擔保とする貸付をなす。其期限は五ヶ年以内で割引歩合は聯邦農地貸付局の承認を必要とする。且債券の利率より一分以上高くするを得ないことになつてゐる。

次に農業信用會社と稱するは、恰かも聯邦土地銀行に對し株式土地銀行を配する如く、聯邦中期信用銀行と相對立する私設の中間信用機關である。その資本金は二十五萬弗を下らざることを要し、農業上の目的を以て振出された各種の手形を割引賣買する。割引の期間は九ヶ月を超ゆることを得ないが飼養の家畜を擔保とするものに就ては三年の期間に亙ることを得るのである。而して農業信用會社は、其營業資金として拂込資本金及積立金の十倍迄は通貨監督官の認可を受け三ヶ年以内の償還期を以て債券を發行することが出来る。然し此債券に對しては聯邦中間信用銀行の場合の如く政府は何等の責任を負はない。其貸付利率に就ては、既に州法の規定なき限りは別に制限はない。

一九二三年の農業信用條令は百萬弗の資本を有する再割引會社 (Rediscount Corporation) の設立を認めた。此再割引會社は國立農業信用會社又は聯邦準備制度の會員たる銀行、信託會社の爲に農業手形の再割引をなすを以て目的とする。尙又農業者の協同組合の依頼に依り容易に腐敗せざる而して容易に販賣し得る農産物を擔保とする九ヶ月以内の手形を割引することが出来る。

かくの如き再割引會社を除き、國立農業信用會社は、何れも其區域内に於ける聯邦準備銀行に對し拂込資本金の二割五分に相當する合衆國政府證券を預託すると共に、其總負債額の七分五厘より少からざる金額を常に預金しなくてはならぬこととなつてゐる。而して聯邦準備加盟銀行は通貨監督官の許可を受け、其拂込資本及積立金の一割を超へざる範圍に於て國立農業信用會社の株式を取得することが出来る。

今上記各種の農業金融機關に就き最近の業績に就て見るに、一九二九年十月末に於ける貸付額は

| | | |
|----------|------|----------------------------|
| 聯邦土地銀行 | 十二行 | 一、二〇〇、九三二、〇〇〇 ^弗 |
| 株式土地銀行 | 四十九行 | 五九〇、五〇七、〇〇〇 |
| 聯邦中期信用銀行 | 十二行 | |
| 直接貸付 | | 二、三、三七七、〇〇〇 ^弗 |
| 再割引高 | | 五、九、九六、〇〇〇 |

である。而して農業信用會社は現在 Pacific National Agricultural Corporation of Fresno, Calif. の一あるのみで同社は東海岸の各州に互り其業務を營んでゐる。

第七章 個人銀行

米國に於ける個人銀行は其起源最も古いもので米國銀行業の開拓者は恐らく彼等であると云つてよからう。個人の事業又は組合の企業として次第に發達して來たのであるけれど、近年に至つては法律上の制限を受け、又其所在する各州の監督を受くるやうになつた。斯くて州に依つては其資本金の最低額を法定し、甚しきは個人銀行の設立を認可せざるものもある。地方に於ける個人銀行は今尙多數に上るけれど、其勢力は微々云ふに足りないが、之に反し大都市の個人銀行中には其勢力が非常に大で國際金融上の大立物たるものが少くない。J. P. Morgan & Co., Kuhn Loeb & Co., Brawn Bros. & Co. J. H. Schuroder Banking Corp. 等の如き即ちそれである。而して之等の銀行は今日に於ては國內的業務よりは寧ろ國際的業務に力を注いでゐるので、別章に述べた如く手形引受業務に依る貿易金融、外國政府又は銀行の代理店として公債社債の引受、一般金融の仕事が主たるものである。之は金融界に於ける一つの勢力を代表するのであるが、その中の強力なるものはそれが國立、州立銀行信託會社等の資本家たる立場に於て之れを統制支配してゐる潛勢力は非常に大なるものである。最近米國の銀行界に於て顯著であるグループ・バンキングは之等個人銀行家の資本的支配に屬してゐるものが多數あるのである。

モルガン商會、クーン・ローブ商會等の金融的勢力は偉大なものであるけれど其の營業の業態は秘密にされてゐるため計算的に之を知ることが不可能である。

金融論終

昭和五年七月十日印刷

現代經濟學全集第十四卷

昭和五年七月十五日發行

金融論

著者 牧野輝智

發行者 鈴木貞
東京市麹町區九ノ内二ノ一八

印刷者 君島潔
東京市小石川區久堅町一〇八

印刷所 共同印刷株式會社
東京市小石川區久堅町一〇八

發行所

株式會社 日本評論社

東京市丸の内昭和ビル

電話東京九六七八
電話九ノ内(23) 四四四
三三三
三二一





